

The Call Book for Team Racing 2021 - 2024

公益財団法人
日本セーリング連盟



First edition: July 2001
Seventh edition: January 2021

Contact details for the World Sailing Executive Office
20 Eastbourne Terrace
Paddington
London W2 6LG
United Kingdom

Telephone: + 44 (0) 20 3940 4888
Email: office@sailing.org

© World Sailing Limited
All rights reserved

日本語訳
公益財団法人 日本セーリング連盟
ルール委員会アンパイア小委員会

はしがき

チーム・レースは、セーリング・スポーツの重要な一部として発展を続けている。チーム・レースは、ディンギーに加え、ますますキールボートでも行われており、年齢、経験に関係なく、各地の学生やジュニアのセイラーから、ワールドやオリンピックのチャンピオンに至るまで、魅了している。その頂点がチーム・レース世界選手権である。

このコール・ブックは、海上における措置が可能な限り一貫性を持って行われるよう、セイラーとアンパイア双方から情報を集めて改訂を行ってきた。このコール・ブックの目的は、ここで扱われている場面について、セイラー、ジャッジおよびアンパイアが疑問を解決する助けとなることがある。

この最新版では、2021–2024 年版セーリング競技規則と一貫性を保ち、また現行の文章を微調整しつつ、新しいコールも紹介している。

今までの版と同様、このコール・ブックは、RRS 付則 D の下で行われたチーム・レースに対してのみ有効であることに注意する必要がある。これは、レースにおけるアンパイアの有無にかかわらない。

World Sailing 競技規則委員会は、競技者、ジャッジおよびアンパイアが、このコール・ブックをさらによいものとするために、委員会に多くの情報を寄せ続けてくれると信じている。

コメントや提案のある読者は、World Sailing エグゼクティブ・オフィスにお送りください。

2020 年 12 月

World Sailing 競技規則委員会

委員長 John Doerr

序 文

本書はチーム・レースのためのWorld Sailing コール・ブック第7版である。本書では、2021–2024年版セーリング競技規則、特に付則Dのルール変更を反映したものとして編集されている。本書改訂にあたってご助力いただいた、チーム・レース競技規則作業部会のChris Atkins (GBR)、Martin Clasen (GER)、Chris Lindsay (IRL)、Marta Lloret Llinares (DEN)、Rob Overton (USA)、Cxema Pico (IRL)、Peter Wilson(USA)およびDiego Yubero (ESP)の各氏に特別の謝意を表したい。

多くの変更が単に参照規則の変更である一方で、競技の形勢に関わるいくつかの大きな変更を含むものがあり、セイラーやアンパイアには、新しいコール・ブックを詳細に研究することを推奨する。すべての主要な変更は、重要なルール変更またはコールを追加、削除もしくは変更するためのサブミッションの結果である。

下記は主な変更点のリストである。

- コール D2、J9、L5、M7 および M11 は重要な変更がある。
- コール H5、J9、J10 および G8 は新たに加わったものであるが、年次のコール・ブック補遺版で、以前から発行されていたものである。コール J10 は、2020 年に重要な変更があったものである。
- コール E11 (以前のラピッド・レスポンスのコール 2018-001) およびコール L2 が新たに加わった。
- コール E8 は再検討のため取り下げられた。
- 旧版のコール・ブックにあった、内容の繰り返しや冗長と考えられる 8 つのコール (C5、E9、E14、H3、L6、L7、M6 および M9) は、削除された。
- 免罪に関する、旧規則 14(b)、21 および 64.1(a)は、新規則 43 に統合された。その結果、免罪に関するすべての参照規則が更新された。
- 付則 D におけるアンパイアの手順の重要な変更によって、いくつかのコールが変更された。
- 加えて、多くのコールで、コールの実質には影響の無い、わずかな内容の明確化や参照規則の変更がある。

本書の目的は、アンパイア、ジャッジおよび競技者に、チーム・レースにおいてインシデントがいかにコールされるかを明らかにすることにある。

コールは、コース上のレースの進行に沿ってセクションに分けられており、典型的なインシデントを起きやすい順番に例証し、適用ルールについて説明する。その結果、他のコールに比べると簡潔に述べられているコールもあれば、前に説明したコールの繰り返しとなっているものもある。ひとつのセクションにしか出てこないコールがあったとしても、そ

れは、そのコールが他のときにおいて当てはまらないことを示しているわけではない。多くのコール（例えばプレスタートのセクションに出てくるコール）は、すべてのときに当てはまると考えられるだろう。

使用される見取図は、それぞれの状況における二次元的な概略図にすぎない。これらの図からは、現実のシナリオにおいて大きな影響をもつ風力、波、艇のヒールやスピード並びにその他の多くのことを読み取ることはできない。従って、これらの図は、あまりに文字どおりに使うべきではなく、そこで扱われている状況を素早く、明確に把握するために役立ててほしい。

本書に著されているコールは、起こり得るすべてのインシデントを網羅している訳ではない。新たな戦術が生み出されれば、新しいコールが必要となる。本書を読んだことにより、あるいは海上におけるインシデントを通じて、コメントや付加すべきコールを思い付いた方は、ぜひ World Sailing の office@sailing.org宛にメールを送っていただきたい。あなたが疑問を持つインシデントがあったとしたら、たぶん、新しいコールとして書き上げ提出されるべきだろう。

本書の発刊は、World Sailing 規定 28 に則っている。このことは、本書がチーム・レースにのみ有効であることを意味する。

World Sailing 規定は、ラピッド・レスポンス・チーム・レース・コールというシステムを定めている。このシステムを通じて提案するコールは、現存のコールと同様の形式で表現し、World Sailing 事務所に送るのがよい。ラピッド・レスポンス・コールとして認定されたコールは、直ちにすべての IU、各国連盟に伝達される。さらに World Sailing のウェブサイト (www.sailing.org.) に掲載される。

チーム・レース競技規則作業部会は、競技規則委員会に対して、提案されたコールや、認定されたラピッド・レスポンス・コールについて、推薦を行っている。

本書がよりよいものとなるよう、いかなるご意見でも、お寄せいただきたいと思う。

2020 年 12 月

チーム・レース競技規則作業部会

部長 Richard Thompson

コールブックの内容

セクション / 主題

導入	アンパイアの判定に関する一般原	G	ラン
A	定義と基本	H	ジャイブ・マーク
B	プレスタート	J	風下マーク
C	スタート	K	フィニッシュ
D	風上レグ	L	その他の規則
E	風上マーク	M	アンパイアリングのプロセス
F	リーチング		規則の索引（コールのタイトル別）

本文に関する注記

1. セクション M 中の一部のコールを除いて、コールは、すべての旗、かけ声、および信号が（競技者またはアンパイアのいずれも）規則に従って行われたと想定している。
2. いくつかのコールは、規則中の重要な原則を強調している。参照を容易にするため、これらの説明を、コールの終わりにイタリック体で示してある。
3. 艇の明暗は、チームを区別するために用いてある。艇 A、B、C は灰色で 1 つのチームを構成しており、X、Y、Z は白色で別のチームを構成している。いくつかのコールでは、艇を色で表しており、B は青色、Y は黄色、第 3 の艇はいずれも緑色で、本文の中でチームメイトを特定している。2 艇のみが関与する場合は、通常、B と Y と呼ぶ。
4. これらのコールは、両チームの艇数にかかわらず、付則 D を適用するすべてのチーム・レースの形式に当てはまる。見取図に示されたか本文に記述された艇のみがそのインシデントに関与しており、当該レースのその他の艇は、そのコールには関連が無く、表示もされない。
5. コール中の位置 1 で艇が既にオーバーラップしている場合、「規則 17 は Y には適用されない。」という文言は、Y はプロバー・コースより風上を帆走することができる事を示すために用いている。反対は、「Y は規則 17 に従わなければならない。」である。
6. 特記していない限り、風は見取図の上から吹いている。
7. コールは「アンパイア（複数）」が判定をすると述べている。1 艇のアンパイア・ボートに 2 人のアンパイアが乗るのが普通であるが、必ずしもそうである必要はなく、1 人しかいない場合でもコールは同様に適用される。付則 D が適用される場合、コールはプロテスト委員会の審問でも適用される。World Sailing 規定 28.3 を参照すること。
〔訳注：翻訳ではアンパイアに関し単複を区別していない。〕

アンパイアの判定に関する一般原則

次の一般原則がアンパイアの判定について適用される。

1. 「最後の確かな点」

アンパイアは、艇の状態や、相手艇との関係が変わったちょうどその瞬間を（たいていは不完全な位置から）判定することを求められる場合が多くある。例としては、風位を越えるときやオーバーラップが成立するときである。

このような場合、アンパイアは、この状態や関係が変わったと確信するまでは、変わっていないとみなす。

2. アンパイア間の意見の不一致

判定をどうするべきかについて、アンパイアの意見が合わない場合がある。このような場合、接触があったとしても、アンパイアは、ある艇または他の艇にペナルティーを課すよりもむしろ「ペナルティーを課さない」の信号を発する。

3. 規則 14 接触の回避

接触を含むすべてのインシデントは、規則 14 とも関係する。しかしながら、避けているか、またはルームを与えることを求められている艇に、第 2 章の他の規則違反のためにペナルティーを課すべきとアンパイアが判定した場合、規則 14 の違反は、損傷がある場合を除き、追加のペナルティーとはならない。損傷がある場合を除き、規則 14 は即時のアンパイアの判定に影響を与えることなく、従って、本書中のそれぞれのコールでは別個には扱っていない。

4. 定義「ルーム」、および「シーマンらしいやり方」の意味すること

World Sailing ケース 21 は、「突拍子もない」、「異常な」操船はシーマンらしくないと定めている。多数の艇のいるフリート・レースでは異常であり、従ってシーマンらしくない行動が、チーム・レースでは正常であり、従ってシーマンらしいとみなされる。しかしながら、艇または乗員を損傷の危険に陥れるいかなる操船も、シーマンらしくない。アンパイアは、その場で受けている風と波の条件に関連付けたうえで、艇の行動に基づいてそれぞれのインシデントを判断する。

5. 規則違反の結果得る有利

ある艇が規則違反をして、自艇または自チームの他艇がペナルティーを履行する場合、ペナルティーを履行したにもかかわらず自チームが有利を得たかどうかを、アンパイアは判定する。もしそうなら、アンパイアは付則 D2.3(c)に基づいて行動する。セクション M のいくつかのコールを除いて、本書中のそれぞれのコールでは別個には扱っていない。

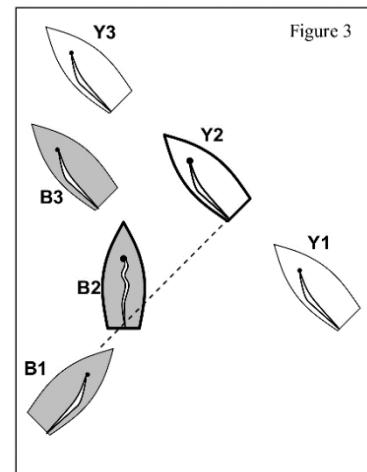
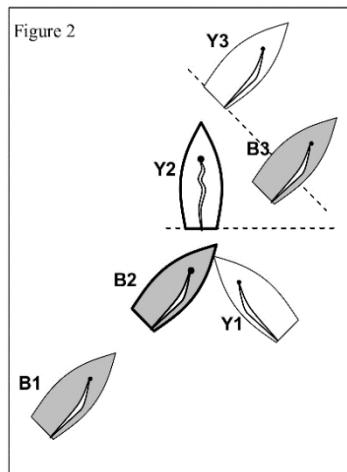
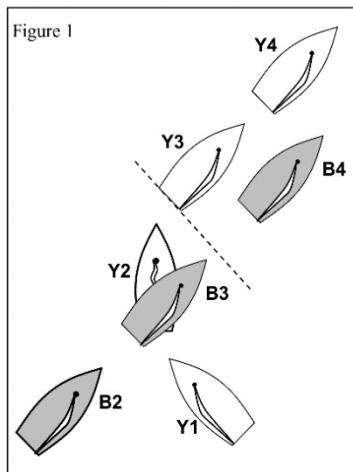
TR CALL A1

規則 13 タッキング中

規則 17 同一タックでのプロパー・コース

質問

風上に向かうビートで、ある艇がタックしている間に、またはタックしてまもなく、オーバーラップする。次の状況の内、風下艇 B が自艇のプロパー・コースより風上を帆走することができる場合はどれか？



回答

図 1： オーバーラップがクリア・アスターから成立した—B はラフする権利を得ない。Y は、B のクリア・アヘッドである位置 3 でタックを完了する。B はその直後にクリア・アスターからオーバーラップしており、このオーバーラップの間、かつ両艇が互いの 2 艇身以内にいる間に、自艇のプロパー・コースより風上を帆走する場合には、規則 17 に違反する。ただし、B が、そうすることにより、直ちに Y の後方を帆走する場合を除く。

図 2： オーバーラップがクリア・アスターから成立した—B はラフする権利を得る。Y が風位を越えた位置 2 から、両艇は同一のタックになるが、その時点でオーバーラップしていない。Y がクロースホールドのコースに到る前、すなわち Y が規則 13 に従わなければならない間に、オーバーラップは成立した。従って、規則 17 は適用されず、B は自艇のプロパー・コースより風上を帆走することができる。

図 3： オーバーラップが「瞬間的に」成立した。位置 2 で、B が風位を越えたときに、両艇は同一のタックとなり、オーバーラップする。どちらの艇もクリア・アスターからオーバーラップしたわけではないので、オーバーラップは「瞬間的に」成立したという。規則 17 は適用されず、B は自艇のプロパー・コースより風上を帆走することができる。

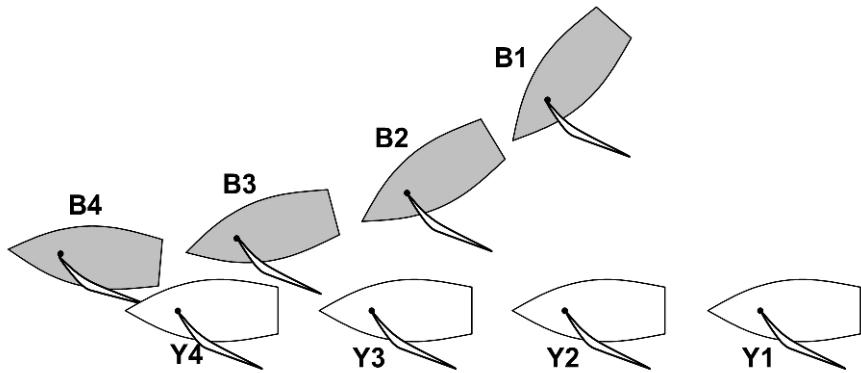
タックしている艇は、風位を越えた瞬間にタックが変わる。しかしながら、その艇は規則 13 に従って、風位を越えた瞬間からクロースホールドのコースになるまで、避けている必要がある艇である。もし別の艇が、その間にその艇の風下にクリア・アスターインからオーバーラップした場合は、規則 17 は適用されず、風下艇はプロパー・コースよりも風上を帆走できる一すなわち、「ラフする権利（ラフィング・ライト）」があるという。

TR CALL A2

規則 11 同一のタックでオーバーラップしている場合
定義 避けている

質問

B が風上から Y に近づいている。B が Y をもはや避けていないのはいつか？



回答

航路権艇 Y が、回避行動をとる必要なく自らのコースを帆走でき、かつ両艇はオーバーラップしているので、直ちに接触することなくいずれの方向にもコースを変更できる場合、B は Y を避けている。

位置 1 と 2 : B は避けている。

位置 3 : Y がラフする場合には、接触は起こるが直ちにではないので、B は依然として避けている。

位置 4 : Y は、直ちに B と接触することなしに、風上へコースを変更することはできない。B はもはや避けてはおらず、Y が抗議する場合には、接触したか否かにかかわらず、規則 11 に基づきペナルティーを課されるであろう。

いかなるときでも、艇のコースとは（その語が第2章および定義において使われる場合は）そのバウが向いている方向を意味する。それは、プロパー・コースを意味するものではないし、また、直後に帆走するだろうと予測されるコースでもない。

艇が避けていないというために、接触は必要ない。

TR CALL A3

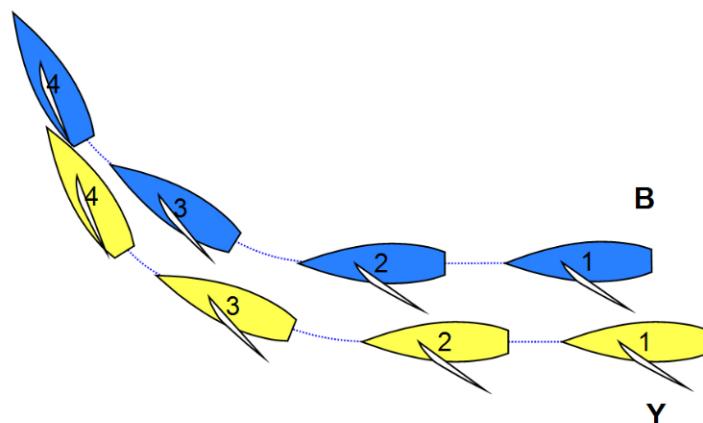
規則 11 同一のタックでオーバーラップしている場合

規則 16.1 コース変更

定義 避けている

質問

Y と B はオーバーラップしており、約 1/2 艇幅の間隔で平行するコースを帆走している。Y にはプロパー・コースの制限は無い。位置 3 になる直前に、Y がゆっくりとラフし、B は速やかに応じる。Y はラフを続け、B には Y を回避する手段がもはやなくなる。B はラフすることにより避けているようとして、接触が起こる。Y が抗議する。どのようなコールをするのがよいか？



回答

位置 1 と 2 : Y が直ちに接触することなくいずれの方向にもコースを変更できるほど、B は Y から十分離れているので、Y を避けている。

位置 3 : Y の最初のコース変更の後、B にはまだ避けているためのルームがある。B は、避けられられるよう自艇と Y の間に十分な距離を作るために、できることは何でも、速やかにシーマンらしいやり方で、しなければならない。B は、こうしている場合には、規則 16.1 により保護されている。

3 と 4 の間 : Y は、コースの変更を続けており、B はもはや避けていることができない。Y は規則 16.1 に違反している。Y にペナルティーを課す。

Y がラフし続け、B が速やかにシーマンらしいやり方でそのラフに応じ続けている場合には、Y は、Y がそれ以上のラフをすると B が避けられなくなるほど両艇が近づいたとき、最終的にラフを止めなければならなくなる。Y がこのような時点でラフを止め、B が避けているために応じ続けている場合には、いずれの艇も規則に違反していない。

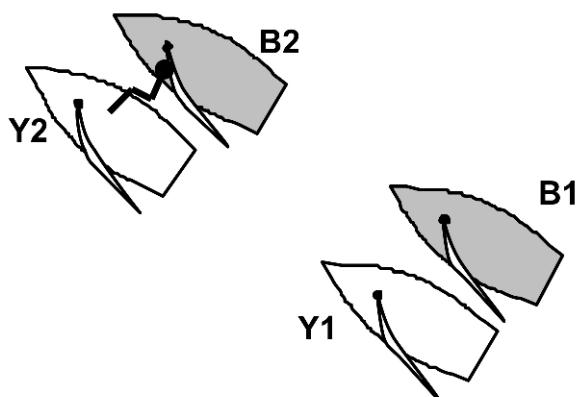
避けている必要がある艇は、航路権艇がコースを変更する場合、速やかに避けているためのあらゆる機会をとらえなければならないが、通常は航路権艇のコース変更を予測する必要はない。

TR CALL A4

- 規則 11 同一のタックでオーバーラップしている場合
規則 16.1 コース変更
規則 43 免罪
規則 D2.3 アンパイアが発議するペナルティー
定義 避けている

質問

Y と B は、小さなディンギーで、狭い間隔で風上へ帆走している。ブローがきて、Y の乗員が身体を乗り出し、身体が B の風下のガンネルと接触する。B が抗議する。どのようなコールをするのがよいか？



回答

規則 11 に基づき B にペナルティーを課す。Y はコースを変更していない。Y の行動は、その場の状況でのシーマンらしい帆走と一致したものであり、B は避けている必要がある艇としての義務を果たしていない。

Y の行動がその場の状況でのシーマンらしい帆走と一致しないものであり、単に接触を起こすつもりで行われた場合には、スポーツマンシップの違反で規則 D2.3(g)に従って Y にペナルティーを課し、規則 43.1(a)に基づき B は免罪される。

(World Sailing ケース 73 と 74 も参照すること。)

艇は、コンパス方位を変更している場合、コースを変更しているという。身体を乗り出すこと、減速すること、および艇をヒールさせることは、コース変更ではない。

TR CALL A5

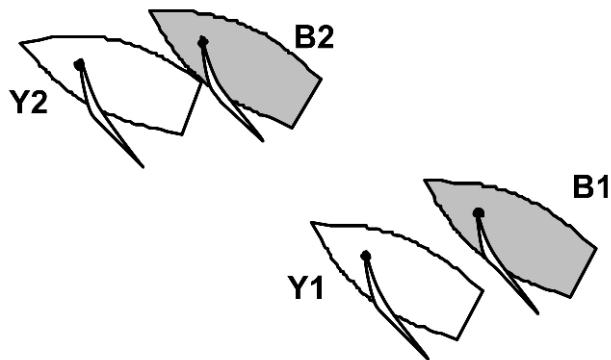
規則 11 同一のタックでオーバーラップしている場合

規則 16.1 コース変更

定義 避けている

質問

B と Y は、非常に狭い間隔で平行するコースを帆走している。Y がベア・アウェイし、Y のスターントが B に当たる。Y が抗議する。どのようなコールをするのがよいか？



回答

その場の状況で、風下艇が直ちに風上艇と接触することなくラフとベア・アウェイの両方ができるという条件を満たしつつ、2 艇がどの程度まで接近して帆走できるか、また 2 艇がどのようにしてこの接近状態になったのかをアンパイラは考慮する。

ケース 1： B には避けている機会があったが、Y がラフやベア・アウェイをすれば直ちに接触を起こるほど接近して帆走していた場合、B は避けておらず、規則 11 に違反している。B にペナルティーを課す。

ケース 2： B は避けていないが、両艇がこの接近状態となったのが、Y の前段階でのコースの変更の結果であり、これに B が速やかに応じるが、B には両艇の間隔を広げる機会が無かった場合には、Y は規則 16.1 に違反している。Y にペナルティーを課す。

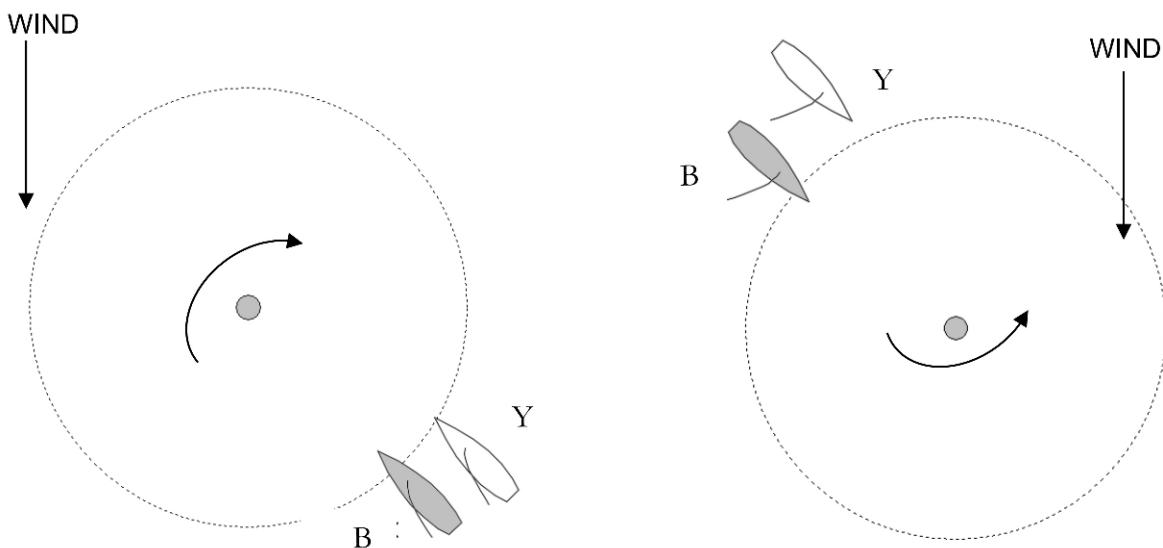
ケース 3： B が避けており、Y が急激にベア・アウェイした場合には、Y は B に対し、避けているためのルームを与えておらず、従って、Y は規則 16.1 に違反している。Y にペナルティーを課す。

TR CALL A6

- 規則 11 同一タックでオーバーラップしている場合
規則 18.1 規則 18 が適用される場合
規則 18.2 マークルームを与えること
規則 43 免罪
定義 マークルーム、ゾーン

質問 1

Y と B は矢印で示されたように通過するマークへ近づいている。B には規則 17 は適用されない。B がラフできる最後の時点はいつか？



回答 1

いずれかの艇の艇体の一部がゾーンに入ったときから、規則18が適用され始める。その瞬間から、もしもBがラフして、その後、Yにマークルームを与えるためにペア・アウェイしなければならなくなった場合には、Bは規則18.2に違反している。もしもBが定義「マークルーム」の(a)項で要求されているマークへ帆走するためのルームをYに与えている間に、ラフできるようであれば、規則18.2に違反していない。Yは規則11によりBを避けていなければならない。しかしながら、Bがマークルームを与えていないため、Yが規則11に違反したのであれば、規則43.1(b)に基づきYは免罪される。

質問 2

もしBがマークルームを与えるためにペア・アウェイしなければならぬたら、どの時点からそうすることが要求されるか？

回答 2

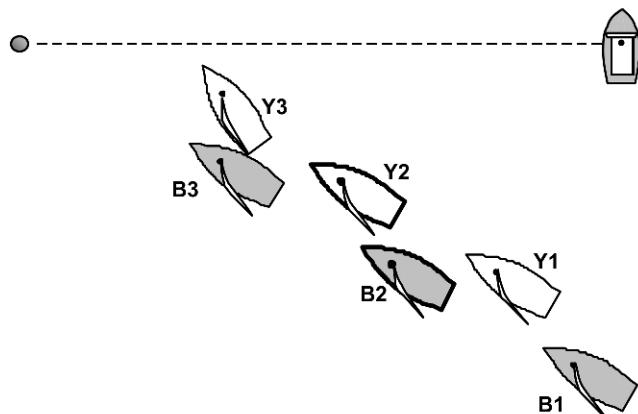
最初の一艇がゾーンに入ったときから、Bは直ちにペア・アウェイしなければならない。

TR CALL B1

- 規則 11 同一のタックでオーバーラップしている場合
規則 15 航路権の取得
規則 43 免罪

質問

スタート前、Yはゆっくりと帆走しており、Bがクリア・アスターからオーバーラップする。Yは、オーバーラップされた時点で、コースを維持して加速することにより、避けていることができる。そうしないで、Yは応じることを遅らせ、その後ラフし、スタートがBに当たる。抗議が行われる。どのようなコールをするのがよいか？



回答

Yにペナルティーを課す。Bがオーバーラップするとき、BはYに対し、初めに避けているためのルームを与えなければならない。Yは、オーバーラップされたときに、コースを維持して加速するか、またはラフすることにより避けていることができたので、Bは規則 15に基づく義務を果たしている。しかしながら、Yは対応を遅らせ、その後ラフを選択して、接触が起きたので、Yは避けていない。Yは規則 11に違反している。

避けている必要がある艇が適切な時期に適切な方法で反応しても、避けていることができない場合、航路権艇はルームを与えておらず、規則 15 違反によりペナルティーを課される。相手艇は規則 43.1(b)に基づいて免罪される。

避けている必要がある艇がゆっくりと、または不適切な方法で反応し、その後避けていられない場合、避けている必要がある艇は避けておらず、ペナルティーを課される。

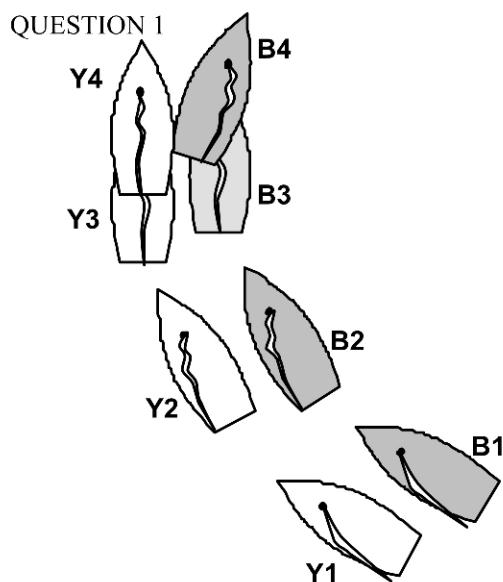
ある艇が航路権を取得する場合、相手艇は避けているための適切な行動を速やかにとらなければならない。状況により、この行動には加速やタックが含まれる。

TR CALL B2

- 規則11 同一のタックでオーバーラップしている場合
規則13 タッキング中
規則16.1 コース変更
定義 避けている

質問 1

B と Y の両艇はオーバーラップしており、風上艇 B は避けている。Y が風位までラフし、B はそれに応えてラフし、両艇は並んで風位に達する。B はコースの変更を続け、風位を越える。その結果、B は Y と接触する。抗議が行われる。どのようなコールをするのがよいか？



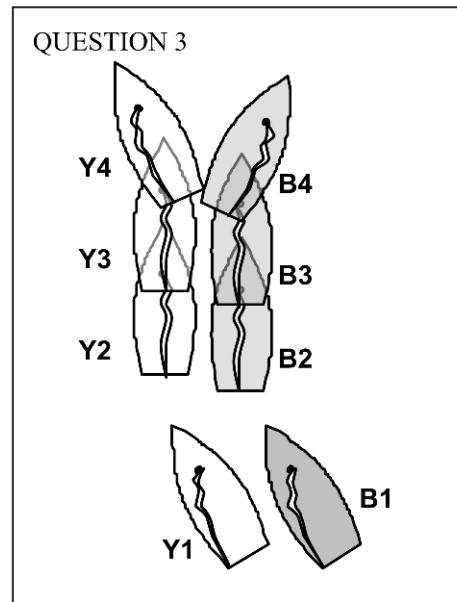
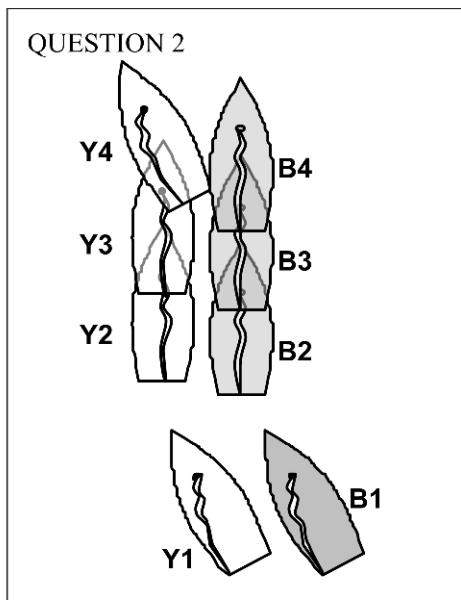
回答 1

Y がラフするとき、B に対し、それに応じて避けているためのルームを与えていない場合には、Y にペナルティーを課す。

B は避けていることができたが、応じ方があまりにもゆっくりか、不十分か、または回転し過ぎた場合には、B は規則 11 または 13 に違反している。B にペナルティーを課す。

質問 2

同様の状況で、Y は規則 16 に違反することなくラフし、B は応じる。B は、風位に立ったとき、タックして離れることもできたが、その位置を保っている。少し後に、Y はベア・アウェイして、両艇のスターントが接触する。抗議が行われる。どのようなコールをするのがよいか？



回答 2

Y のコース変更が、直ちに B との接触を起こした場合には、B は避けておらず、規則 11 に違反している。B にペナルティーを課す。

両艇により広い間隔があり、Y が B に対し、避けているためのルームを与えることなく、急激にベア・アウェイした場合には、Y は規則 16.1 に違反している。Y にペナルティーを課す。

質問 3

同様の状況で、B は避けているが、風位に達したときに、しばらくこの位置を保っている。その後、B が風位を越え、少し後に、Y がベア・アウェイし、両艇のスターインが接触する。抗議が行われる。どのようなコールをするのがよいか？

回答 3

B が風位を越えたとき、両艇は同一タックでのオーバーラップではなくなるので、定義「避けている」の(b)項はもはや適用されない。

Y がベア・アウェイしなくとも接触が起こったであろう場合には、B は規則 13 に違反している。B にペナルティーを課す。

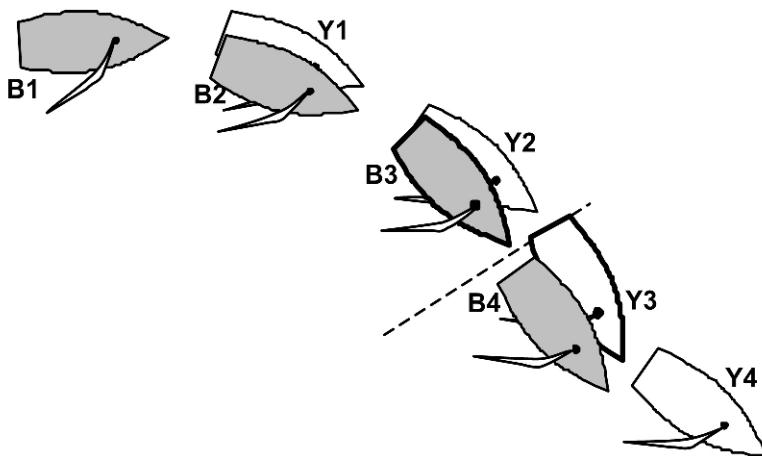
Y がベア・アウェイしなければ接触が起らなかつたであろう場合には、Y は規則 16.1 に違反している。Y にペナルティーを課す。

TR CALL B3

- 規則 12 同一タックでオーバーラップしていない場合
規則 15 航路権の取得
規則 16.1 コース変更

質問 1

スタート前、B と Y は両艇ともポート・タックで、B が Y のクリア・アスターである。Y がジャイブするためにベア・アウェイするのに合わせ、B も、Y がさらにベア・アウェイする場合には、衝突するコースとなるコースへベア・アウェイする。その操船の間、両艇は一度もオーバーラップしていない。Y はラフし、抗議する。どのようなコールをするのがよいか？



回答 1

ペナルティーを課さない。航路権艇 Y は、コースを変更する場合、B に対し、避けているためのルームを与えなければならない。B は避けている必要があるので、Y が向いている方向に Y が帆走するのを妨げてはならない。位置 3 で、B は避けているが、その行動は、Y がそれ以上ベア・アウェイするのを妨げている。どちらの艇も規則に違反していない。

質問 2

位置 3 の直後にオーバーラップする場合には、状況は変わるか？

回答 2

位置 3 の直後、B は、少なくともある程度 Y の行動により、航路権艇となる。従って、B がコースを保っている場合に限り、B は Y に対し、初めに避けていたためのルームを与える必要はない。Y は避けているので、規則に違反していない。ペナルティーを課さない。

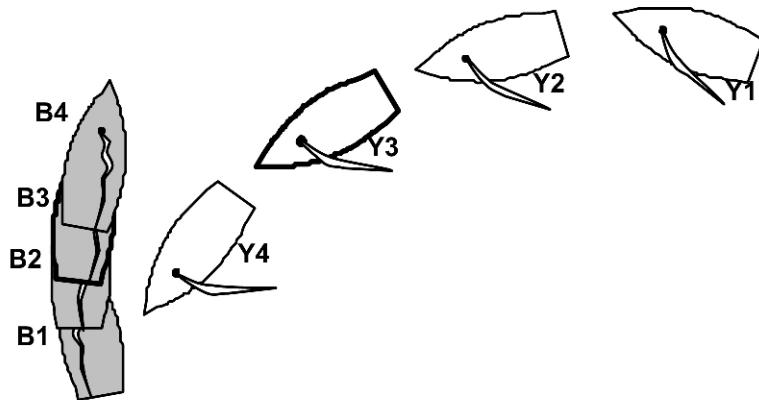
TR CALL B4

規則 13 タッキング中

規則 16.1 コース変更

質問 1

B と Y は離れていて、衝突するコースにはいない。B はタックしようとするが、風位を越えた後、行き足を失う。B がクロースホールドのコースになる前に、Y は B と衝突するコースへベア・アウェイする。もし Y がベア・アウェイを止める場合には、B は接触を防ぐどんな回避行動もとることができない。しかしながら、Y はベア・アウェイを続け、B の後方を通過する。Y が抗議する。どのようなコールをするのがよいか？



回答 1

ペナルティーを課さない。位置 1 で Y がコースを変更するとき、Y は B に対し、避けているためのルームを与えなければならない（規則 16.1）。B は行き足を失っているので、Y がコースを保持する場合には、B には避けているためのルームは無い。Y は、さらにベア・アウェイすることにより規則 16.1 に従っている。

質問 2

B のヘルムスマンが意図的に操舵性を失い、もし Y が衝突するコースに変更したら、避けていることができない状態に艇を置いた場合には、回答は変わるだろうか？

回答 2

変わらない。B が、故意にそうしたか否かに関わらず、そういう位置にいることを禁止したり、Y のコース変更を予測することを求めたりする規則は無い。

コースを変更している航路権艇は、コースをさらに変更し、それにより相手艇に避けているためのルームを与えることによって、規則 16.1 に従うことができる。（コール D3 も参照すること。）

[コール B5 はありません。]

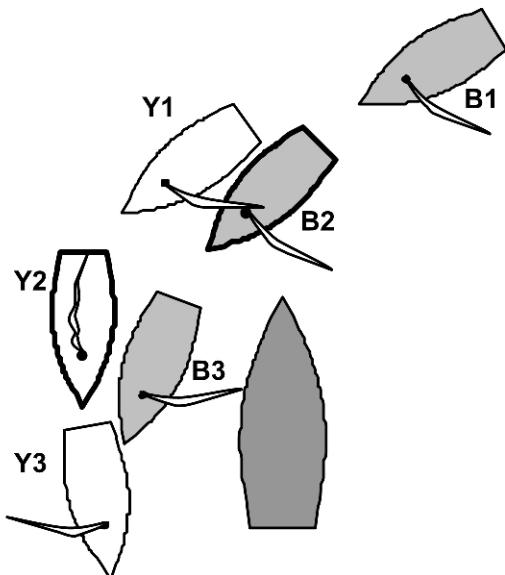
セクション B 一プレスタート

TR CALL B6

規則 10 反対タック
規則 15 航路権の取得

質問

スタート前、Y と B はスターボード・タックのリーチングで、投錨している艇に近づいている。Y が投錨している艇に到達したとき、Y は B のクリア・アヘッドである。Y はその艇の風上を通過し、その艇の横でベア・アウエイし、その後、その艇のスターンを回るためにジャイブする。Y のジャイブの直後、B はまだスターボードで内側にわずかにオーバーラップする。B は Y との接触を回避しようとしてコースを変更するが、接触が起こる。抗議が行われる。どのようなコールをするのがよいか？



回答

Y にペナルティーを課す。

Y は、位置 2 でジャイブするとき、航路権を手放す。従って、規則 15 は適用されない。位置 3 で、Y は B を避けておらず、規則 10 に違反している。

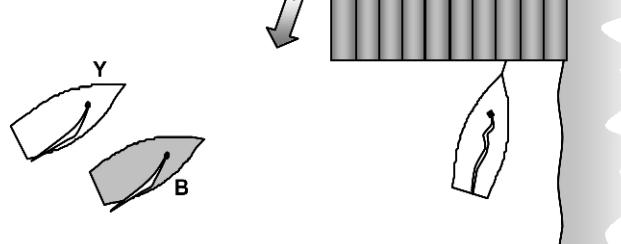
TR CALL B7

規則 20 障害物においてタックするためのルーム

質問 1

スタート前、B と Y はポンツーンに向かってクロースホールドで帆走している。B はタックするためのルームを呼びかける。Y は「だめ、内側に行くことができるだろ」と答える。B が抗議する。どのようなコールをするのがよいか？

QUESTION 1



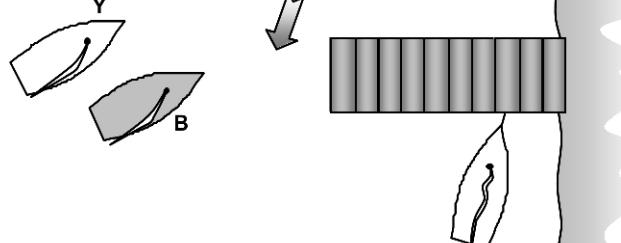
回答 1

Y にペナルティーを課す。規則 20.1 により、B は障害物を回避するため、タックするためのルームを求めて声をかけることができる。B が声をかけたとき、Y は規則 20.2(c)が求めるとおりに応じていない。

質問 2

B がわずかにラフすることによりポンツーンを回避することができることを除き、状況は同じである。B はタックするためのルームを呼びかける。A は「だめ、わずかにラフすることができるだろ」と答える。B はわずかにラフして、抗議する。どのようなコールをするのがよいか？

QUESTION 2



回答 2

両艇にペナルティーを課す。規則 20.2(b)により、Y は、声かけが規則 20.1 に違反しているとしても、声かけに応じて行動しなければならない。そうしていないので、Y は規則 20.2(b)に違反している。それに加えて、B はポンツーンを回避するために大幅にコース変更する必要がないので、タックするためのルームを求めて声をかけることは規則 20.1(a)に違反している。

代わりに、Y がタックして抗議する場合には、B は規則 20.1(a)に違反し、Y はどの規則にも違反しない。

規則 20.1 に基づき声をかけられた艇は、その声かけが無効であると思っても、その声かけが有効であるとして行動しなければならない。そうしなければ、その艇は規則 20.2(b)に違反する。規則 20.1 に基づき声をかけた艇は、そうする資格が無い場合、規則 20.1 に違反している。

[コール B8 はありません。]

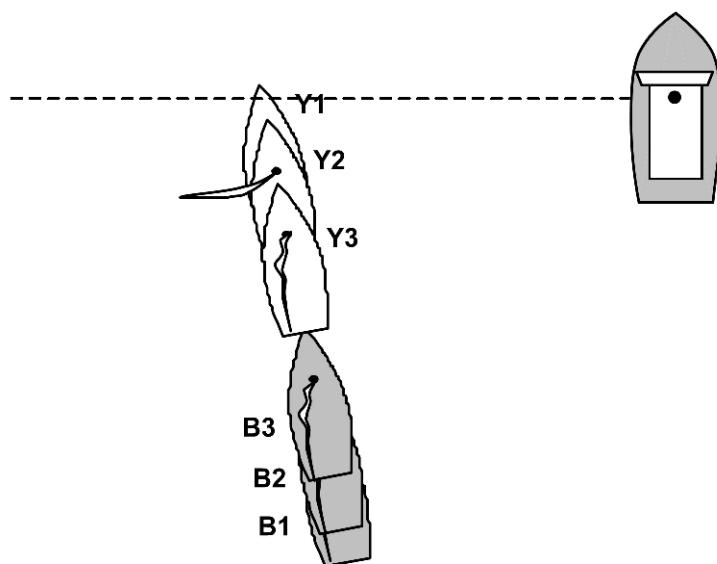
セクション B プレスタート

TR CALL B9

規則 21.3 後進

質問

スタートの少し前に、B と Y は非常にゆっくりと前進しており、Y は B の半艇身前である。Y は、スタート前にスタート・ラインを横切るおそれがあり、一時的にメインセールを逆に張る。そのため、Y は B に向かって後進する。その後、Y はセールを逆に張るのを止めたが、B に向かって後進し続ける。B は位置を維持しており、接触がある。B が抗議する。どのようなコールをするのがよいか？



回答

Y にペナルティーを課す。

規則 21.3 により、セールを逆に張って後進している艇は、そうでない艇を避けていなければならぬ。Y はもはやセールを逆に張ってはいないが、セールを逆に張ったために後進しており、従って、依然として規則 21.3 に従わなければならない。Y は避けておらず、規則 21.3 に違反している。

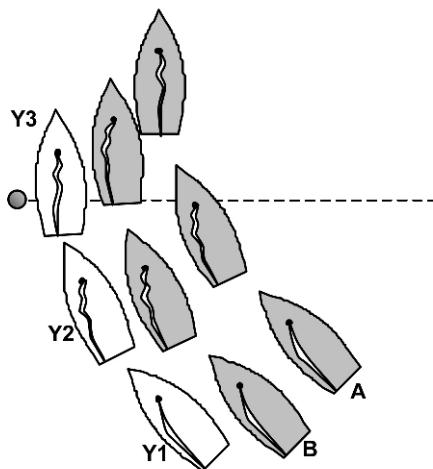
艇は、水面に対して後進している場合、かつセールを逆に張ることによって後方への動きを開始したり、助けにした場合には、「セールを逆に張って後進」しており、従って、規則 21.3 に従わなければならない。セールを逆に張ることを止めたが、まだ後進している場合には、その艇は、やはりこの規則に従わなければならない。

TR CALL C1

- 規則 11 同一のタックでオーバーラップしている場合
規則 16.1 コース変更
規則 17 同一タックでのプロパー・コース
第 2 章 C 節前文、C 節の規則が適用されない場合

質問

スタート信号前に、Y はクリア・アスターから B と A の風下にオーバーラップする。スタート後、Y は風下のスタート・マークを通過するためにクロースホールドより風上にラフする。B は避けていようとして直ちにラフするが、同様に避けていようとするチームメイトの A と接触する。A が抗議する。どのようなコールをするのがよいか？



回答

規則 18 は、艇がスタートするために近づいている場合、スタート・マークでは適用されない（第 2 章 C 節前文）。Y は、クリア・アスターから自艇の 2 艇身以内にオーバーラップしているので、スタート信号後はプロパー・コースより風上を帆走してはならない。（艇には、スタート信号前にはプロパー・コースは無い。）この場合、Y のプロパー・コースは、マークを通過するためにラフすることである。Y がラフする場合、規則 16.1 に従っている場合に限り、規則に違反していない。

規則 16.1 により、Y はコースを変更する場合、B と A に対し、避けているためのルームを与えなければならない。A は B を避けているが、B が Y を避けているためにラフすることにより、A が B を避けていることができなくなる場合には、Y のコース変更は規則 16.1 に違反している。Y にペナルティーを課す。

しかしながら、Y がラフを始めたときに、A が B に非常に近くて避けていない場合や、B が Y を避けているためにコースを変更したときに、A が応じるのが遅いか、不十分である場合には、A は避けておらず、規則 11 に違反している。A にペナルティーを課す。

航路権艇が規則 16.1 に従ってコースを変更する場合、このコースの変更で影響を受ける他のすべての艇に対し、避けているためのルームを与えなければならない。

TR CALL C2

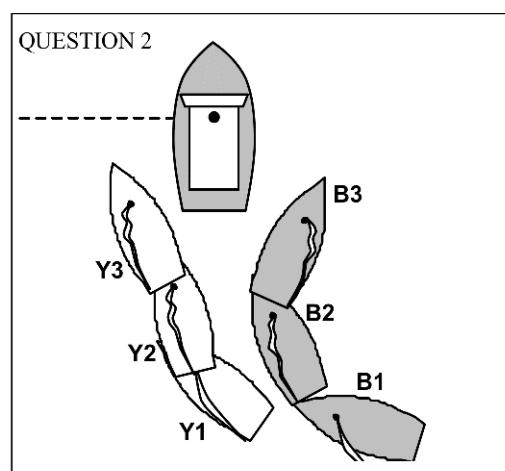
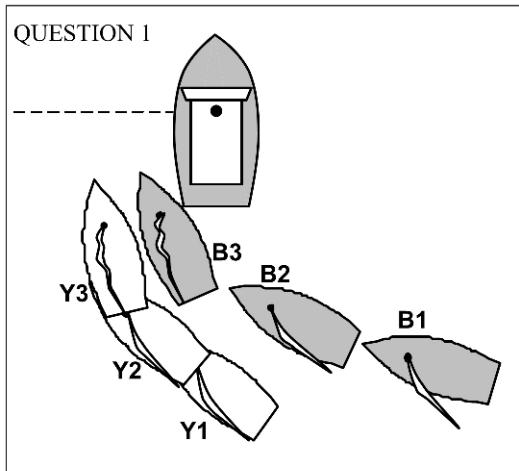
規則 11 同一のタックでオーバーラップしている場合

規則 16.1 コース変更

第2章 C 節前文、C 節の規則が適用されない場合

質問 1

Y と B はスタートするためにスタート・ラインに近づいており、Y は B の風下でクリア・アヘッドである。B は、Y の風上でコミッティー・ボートとの間にオーバーラップする。位置 3 で、Y は、「ルームは無い」と声をかけながらラフする。B はラフに応じ、そうしている内に、B はコミッティー・ボートと接触する。B が抗議する。どのようなコールをするのがよいか？



回答 1

艇がスタートするためにスタート・マークに近づいている場合、規則 18 と 19 のいずれも適用されないことが第2章 C 節前文に記載されている。従って、Y は B に対し、コミッティー・ボートを通過するためのルームを与える必要はない。しかしながら、規則 16.1 により、Y がコースを変更する場合、Y は B に対し、避けているためのルームを与えなければならない。位置 2 の後で Y がコースを変更するとき、Y は B に対し、避けているためのルームを与えていない。Y にペナルティーを課す。

質問 2

Y のコース変更が位置 1 の後で行われ、結果として、B がコミッティー・ボートの正しくない側を通過する場合には、どのようなコールをするのがよいか？

回答 2

B が速やかに応じる限り、B はコミッティー・ボートの正しくない側を通過することにより引き続き避けることができる。従って、Y は規則 16.1 に違反していない。ペナルティーを課さない。

B がラフに速やかに応じず、よって避けていない場合には、B は規則 11 に違反している。B にペナルティーを課す。

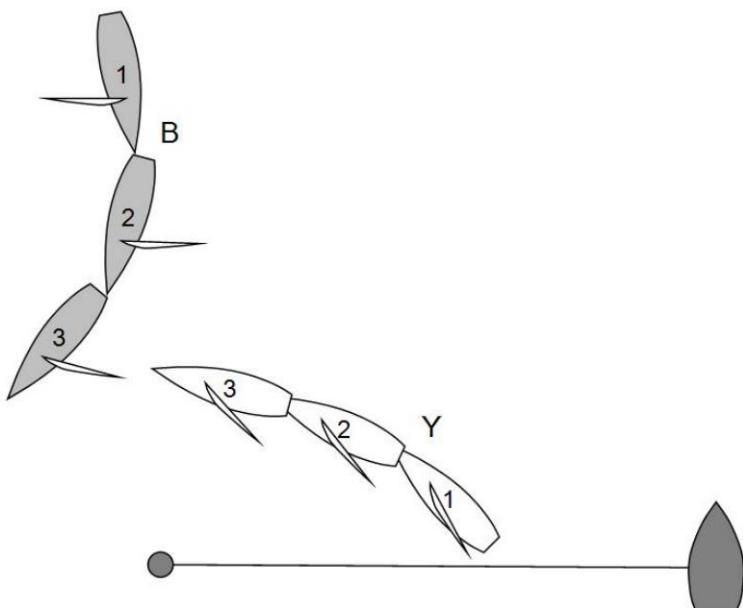
TR CALL C3

規則 21.1 スタートの誤り

規則 23.2 他艇に対する妨害

質問

スタート信号後、B はスタートしておらず、スタート・ラインのプレスタート・サイドに向かってポート・タックで帆走している。Y は、正しくスタートして、プロパー・コースより風下へベア・アウェイし、B と衝突するコースになる。B はジャイブして Y を避けている。B が抗議する。どのようなコールをするのがよいか？



回答

Y にペナルティーを課す。位置 1 で、B は規則 21.1 が求めるように Y を避けている。Y が位置 1 の後にベア・アウェイするとき、Y はもはやプロパー・コースを帆走しておらず、規則 21.1 に従っている B を妨害しているので、Y は規則 23.2 に違反している。

スタート信号後、ある艇がスタート・ラインのプレスタート・サイドに向かって帆走している場合、アンパイアは「最後の確かな点」の原則を用いて、その艇がスタートしたと確信する場合を除き、その艇はスタートしていないと判定する。

TR CALL C4

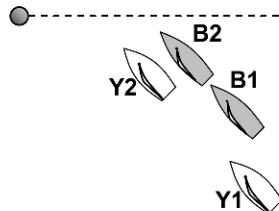
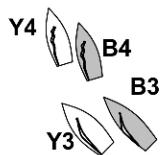
規則 11 同一のタックでオーバーラップしている場合

規則 16.1 コース変更

規則 17 同一タックでのプロパー・コース

質問 1

スタート信号前、Yはクリア・アスターからBの風下にオーバーラップする。スタート信号後、両艇はスターボード・タックで帆走し続け、Bは常に避けている。スタート約1分後、Yは先行し始めたが、両艇はオーバーラップしたままである。Yは風上へヒールし、クロースホールドより風上にラフする。Bが抗議する。どのようなコールをするのがよいのか？



回答 1

Yにペナルティーを課す。Yはクリア・アスターからオーバーラップしているので、スタート信号後、クロースホールドより風上を帆走することにより、規則 17 に違反している。ただし、Yがコースを変更せずに、Bを遅らせるために風上へヒールする場合には、Yはどの規則にも違反していない。

質問 2

Yのラフの結果、両艇が接触する。Bが抗議する。どのようなコールをするのがよいか？

回答 2

BはYのラフに応じて避けていることができるので、応じないか、十分に応じないかのいずれかの場合には、Bは規則 11 に違反しており、Yは規則 17 に違反している。両艇にペナルティーを課す。

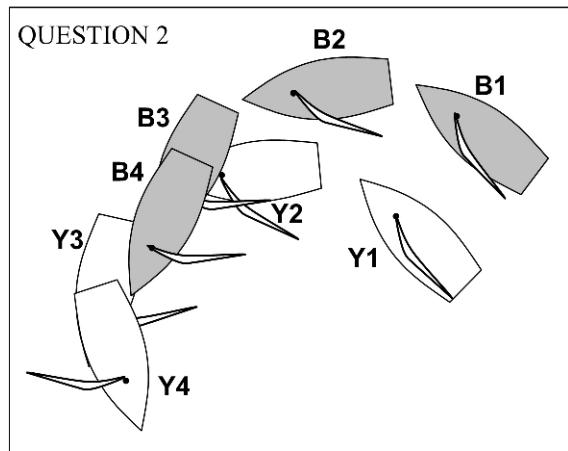
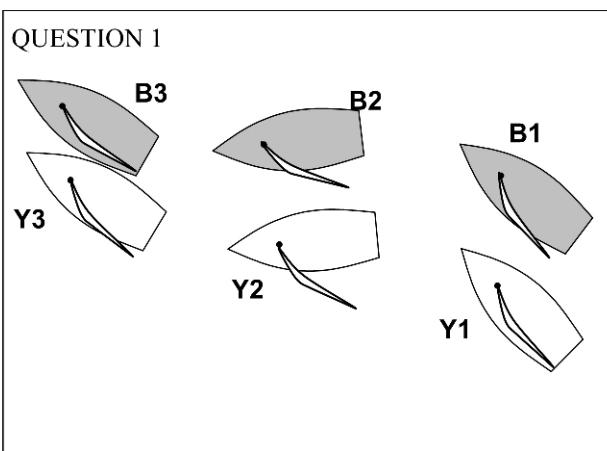
BはYのラフに応じるが、接触を回避できない場合には、Yのラフは規則 16.1 と 17 の両方に違反している。Yのみにペナルティーを課す

TR CALL D1

- 規則 10 反対タックの場合
規則 11 同一タックでオーバーラップしている場合
規則 15 航路権の取得
規則 16.1 コース変更
定義 避けている

質問 1

Y と B はスターボード・タックのビートにあり、両艇間 1/4 艇身でオーバーラップしている。Y は B の後方で自艇がタックするためのスペースを作るためにベア・アウェイするが、B は Y がタックするのを妨げるため、平行するコースにベア・アウェイする。Y はラフし、B は速やかに応じるが、接触が起こる。Y が抗議する。どのようなコールをするのがよいか？



回答 1

位置 2 で、Y は航路権艇であり、B は Y を避けている。規則 16.1 により、Y がコースを変更する場合、B に対し、避けているためのルームを与えなければならない。Y は、ラフするときに、B に対し、ルームを与えていない。Y にペナルティーを課す。

質問 2

Y と B はスターボード・タックのビートにある。Y はジャイブして離れるためにベア・アウェイし、B もベア・アウェイする。位置 3 で、Y はクリア・アヘッドとなる。Y がポートにジャイブするとき、B はコースを維持しており、接触が起こる。B が抗議する。どのようなコールをするのがよいか？

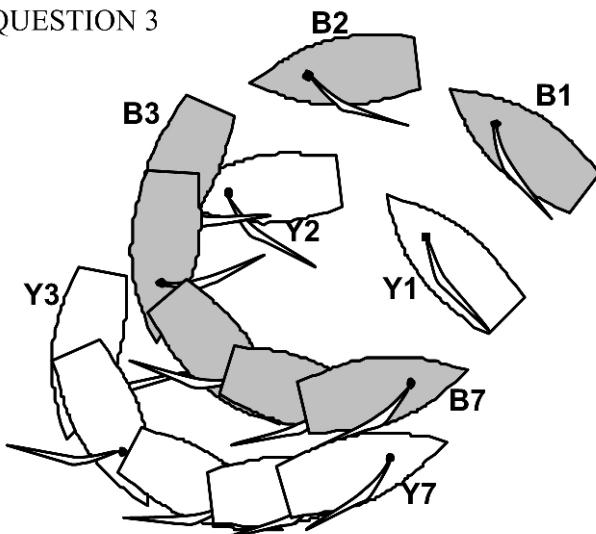
回答 2

Y はジャイブすることによって航路権を手放したので、B は規則 15 に従う必要はない。Y は規則 10 に違反している。Y にペナルティーを課す。

質問 3

Yがジャイブした後、Bを避けていることができるることを除き、質問2と同じ状況である。Bはジャイブを選択し、その後、Yの内側で回頭するために鋭くラフする。Y（ポート・タックの風下艇になった。）もラフするので、接触が起こる。Bが抗議する。どのようなコールをするのがよいか？

QUESTION 3



回答 3

Bは、ジャイブしたときに、避けている必要がある艇となる。Bの行動によりYが航路権を取得するので、規則15は適用されない。しかしながら、今度は、Yがコースを変更する場合に、規則16.1が適用される。YはBに対し、避けているためのルームを与えずにコースを変更しているので、16.1に違反している。Yにペナルティーを課す。

もしBがジャイブした瞬間にYがコースの変更を止め、それでも接触がある場合（または、Yはコースを変更するが、Yがコースを変更しなかった場合でさえ、明らかに接触が起こったであろう場合）には、Bが規則11に違反している。

TR CALL D2

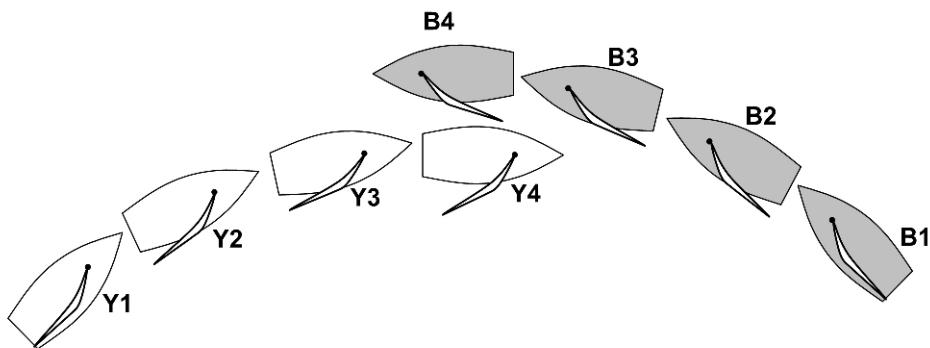
規則 10 反対タックの場合

規則 16.2 コース変更

定義 避けている

質問

軽風下の風上レグで、スターボード・タックの B とポート・タックの Y が互いに近づくコースにいる。Y は B から約 3 艇身の位置で、B を回避するためベア・アウェイする。その後、B がベア・アウェイするので、両艇は衝突するコースのままである。Y と B の両艇は、最終的にはアビームになってすれ違うまで、ベア・アウェイを続ける。Y が抗議する。どのようなコールをするのがよいか？



回答

B にペナルティーを課す。風上に向かうビートで、規則 16.2 により、ポート・タック艇がスターボード・タック艇の風下側を通過するように避けている場合、スターボード・タック艇は、ポート・タック艇が引き続き避けているために直ちにコース変更が必要となるようなベア・アウェイをしてはならない。

Y がベア・アウェイを開始するとき、Y のコースがまだ B のスタンスより風上だとしても、Y は B の風下側を通過するために帆走し始めている。B が位置 1 と位置 2 の間でコースを変更する場合、Y は直ちにコース変更を行わなくてよいので、どの規則にも違反していない。

B が位置 2 と位置 3 の間でコースを変更する場合、Y は引き続き避けているために直ちにコース変更しなければならず、B は規則 16.2 に違反している。

規則 16.2 の「風下側を通過するために帆走する」という表現は、明らかにスターボード・タック艇の風下側を通過しようとしているポート・タック艇の行動全体を指しており、瞬間的な艇のコースや向いている方向を指しているわけではない。

風がより強いか、または艇がより速く進んでいる場合、B が同様の操船をする場合には、B は Y からより距離があるときに、規則 16.2 に違反することになるであろう。

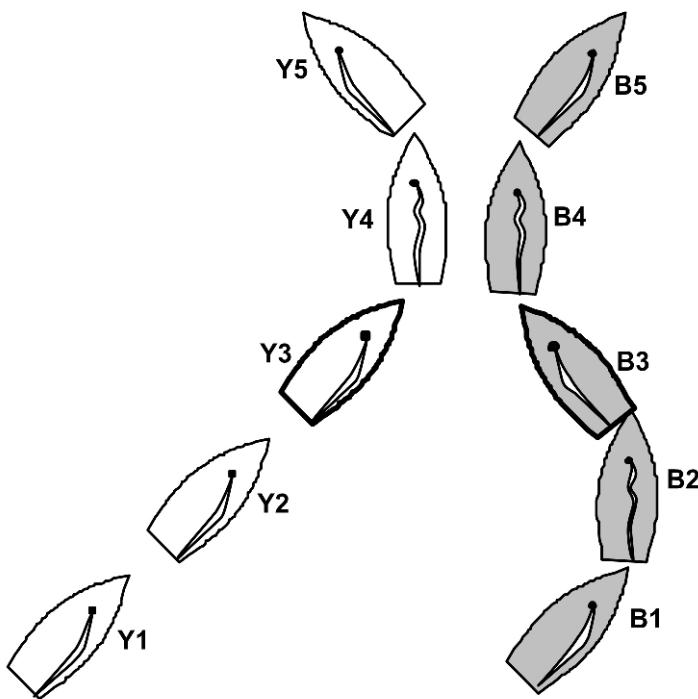
[規則 16.2 の改定により、このコールの質問 2 および回答 2 は削除された。]

TR CALL D3

- 規則 10 反対タックの場合
- 規則 13 タッキング中
- 規則 15 航路権の取得

質問

Y と B は風上レグをポート・タックで帆走している。B は Y の近くでスター・ボードにタックする。B がスター・ボードへのタックを完了したときに、両艇は、衝突を回避するために、直ちにラフし、タックして離れなければならない。Y が抗議する。どのようなコールをするのがよいか？



回答

ペナルティーを課さない。どちらの艇も規則に違反していない。位置 3 で、B は自らの行動で航路権を取得しており、Y に対し、初めに避けていたためのルームを与えなければならない。B はタックしてポートに戻すことにより、Y に対し、避けていたためのルームを与えている。

B がタックを完了する前に、Y が回避行動を取らなければならない場合には、B は規則 13 に違反している。

B がタックを完了したとき、両艇が非常に接近していて Y が避けていることができない場合、または Y がシーマンらしくないやり方でタックしなければならない場合には、B は規則 15 に違反している。

航路権を取得する艇は、自らコースを変更することにより、規則 15 に従うことができる。この原則は、どのレグでも適用される。

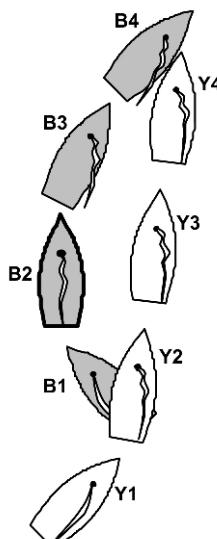
セクション D 一風上レグ

TR CALL D4

規則 13 タッキング中
規則 16.1 コース変更

質問 1

スターボード・タックの B は、風上レグでポート・タックの Y の前を横切る。Y が B のスタートを通過するときに、B はラフし、ポートにタックする。その間、Y は、B の後方を帆走した後、B がまだスターボードである間に、B が Y との接触なしにタックを完了させることを困難にするために、クロースホールドより風上にラフして風上へヒールさせる。接触があり、B が抗議する。どのようなコールをするのがよいか？



回答 1

B にペナルティーを課す。位置 2 の後、B は自らの行動により航路権艇ではなくなったので、規則 15 は適用されない。Y は瞬間的にか、または B が規則 13 に従っている間かのいずれかに、風下にオーバーラップしたので、規則 17 は適用されない。Y は位置 2 の後にコースを変更していないので、規則 16.1 は適用されない。B は規則 13 に違反している。

質問 2

B が風位を越えてから Y がラフし、その結果として接触がある場合には、回答はやはり同じだろうか？

回答 2

場合による。B が風位を越えた後、Y がコースを変更する場合は、規則 16.1 が Y に適用される。Y が B に対し、避けていたためのルームを与えたが、接触があった場合には、B は規則 13 に違反している。B にペナルティーを課す。

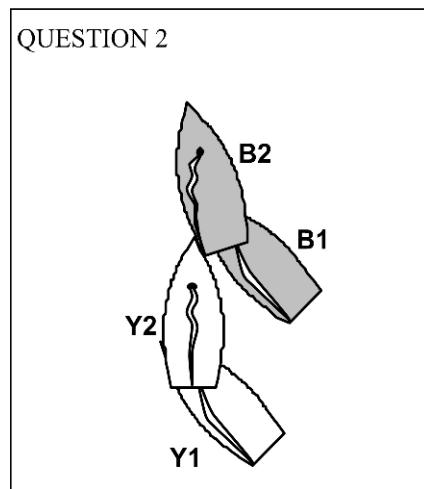
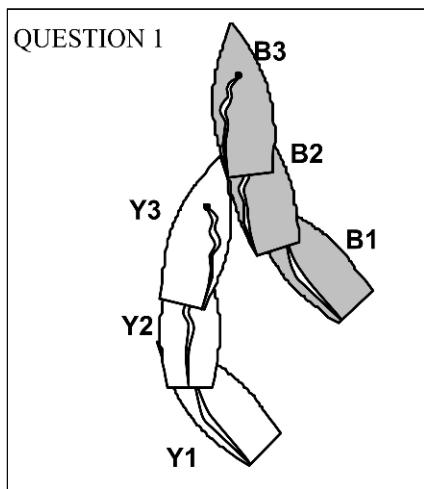
Y が B に対し、避けていたためのルームを与えずにラフした場合には、B が速やかにタックを返したとしても、Y は規則 16.1 に違反している。Y にペナルティーを課す。

TR CALL D5

- 規則 11 同一タックでオーバーラップしている場合
- 規則 13 タッキング中
- 規則 16.1 コース変更
- 規則 17 同一のタックでのプロパー・コース

質問 1

B と Y の 2 艇はビートにあり、接近してタッキング争いをしている。両艇は、スターボーデ・タックで、Y は規則 17 に従わなければならぬ。Y は B の後方へタックするためにラフし、B がコースを変更しない場合には、それは可能である。Y がラフを始めるやいなや、B もラフする。Y は風位を越え、B のクォーターと接触する。B が抗議する。どのようなコールをするのがよいか？



回答 1

Y が風位を越えるまで、B の唯一の義務は避けていることである。Y は規則 17 に従わなければならず、直ちに B の後方となる場合にのみ、プロパー・コースより風上を帆走することができる。

Y が風位を越えると直ぐに、B は航路権艇となり、この瞬間から、B はいかなるコース変更をする場合も、規則 16.1 に従わなければならぬ。位置 2 の後で B のコースの変更により接触が起こった場合には、B は規則 16.1 に違反している。B にペナルティーを課す。

位置 2 と位置 3 の間で B がコースを保持したとしても、接触が起こるであろう場合には、Y は規則 17 と 13 に違反している。Y にペナルティーを課す。

質問 2

Y が風位に達する前に、接触が起こる場合には、回答は異なるだろうか？

回答 2

Y は規則 17 に違反している。

加えて、B が Y によるコースの変更に応じることができるが、そうせずに、避けていない場合には、B は規則 11 に違反している。両艇にペナルティーを課す。

しかしながら、Y のコース変更が、B に対し、避けているためのルームを与えていない場合には、Y は規則 16.1 にも違反している。Y のみにペナルティーを課す。

艇は、どちらのタックを帆走しているときでも、相手艇の艇体および装備の最後部から真横に引いた線より完全に後方となった場合に、相手艇の「後方となる」。(参照規則 17)

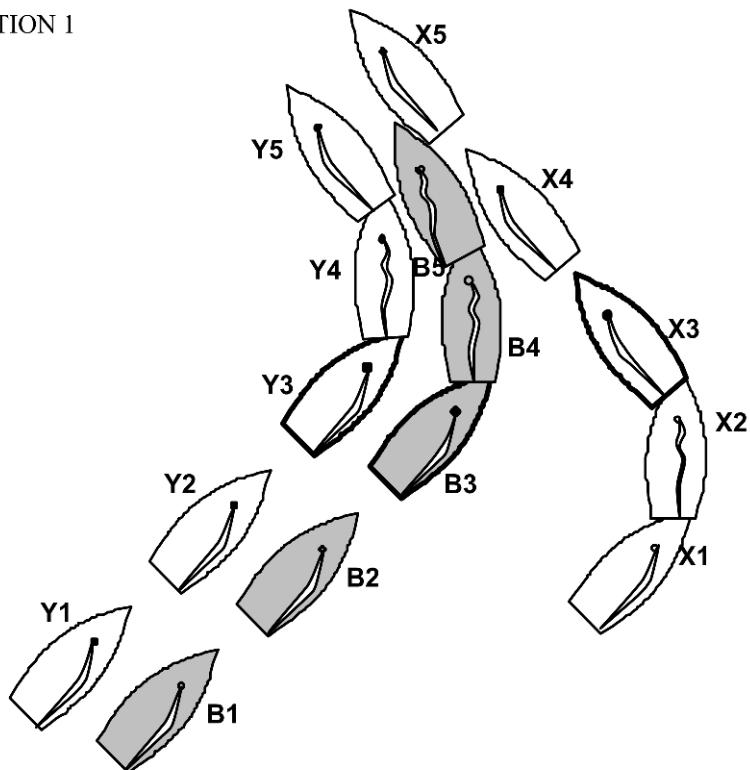
TR CALL D6

- 規則 10 反対タックの場合
- 規則 15 航路権の取得
- 規則 19 障害物を通過するためのルーム
- 規則 20 障害物においてタックするためのルーム
- 規則 43 免罪

質問 1

風上に向かうビートにおいて、X はポート・タックで、相手の B とチームメイト Y の前方、風下にいる。X はスターボードへタックする。位置 3 で、X のタックは完了し、B はタックするためのルームを求めて声をかける。Y はできるだけ早くタックするが、B が X と Y の間でタックするためのルームは無い。B が抗議する。どのようなコールをするのがよいか？

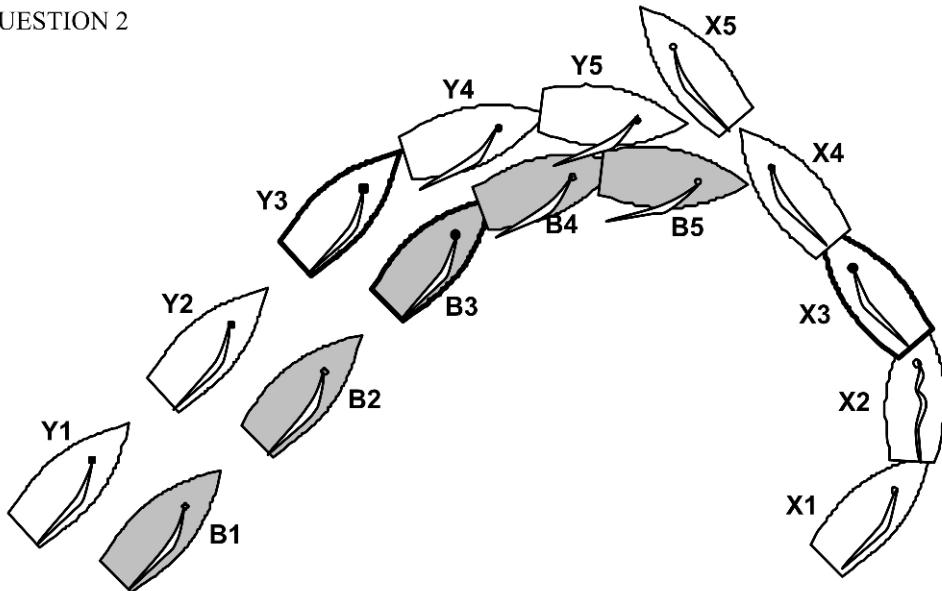
QUESTION 1



質問 2

位置 3 で、B が X の後方を通過するためにベア・アウェイすることを除き、同じ状況である。Y も X の後方を通過するためにベア・アウェイするが、ルームが不十分で、X と B の両方と接触する。Y が抗議する。どのようなコールをするのがよいか？

QUESTION 2



質問 1 と質問 2 に対する回答

X が B と Y に非常に接近してタックしたために、両艇がタックすることにより避けていることも、両艇が X の後方を通過するためにベア・アウエイすることにより避けていることもできない場合には、X は規則 15 「航路権の取得」に違反している。X にペナルティーを課す。

B と Y はタックすることにより避けていることができたはずなのに、B が X の後方にベア・アウエイすることを選択し、Y にとってルームが不十分であった場合には、B が規則 19.2(b) に違反しており、B にペナルティーを課す。Y は規則 19 に基づき得る資格のあるルームを帆走しているので、Y は、規則 10 と 11 の違反について、規則 43.1(b)に基づき免罪される。

B と Y はベア・アウエイすることにより避けていることができたはずなのに、B がタックするためのルームを求めて声をかけることを選択し、Y がその声かけにできるだけ早く応じるが、それでも各艇間に接触がある場合には、B は Y が声かけに応じるための時間を与えていないため、規則 20.2 (a) に違反している。B にペナルティーを課す。

艇が航路権を取得するとき、避けている他の艇に規則違反を強いた場合には、その艇は、他の艇に対し、避けているためのルームを与えておらず、従って規則 15 に違反している。

TR CALL D7

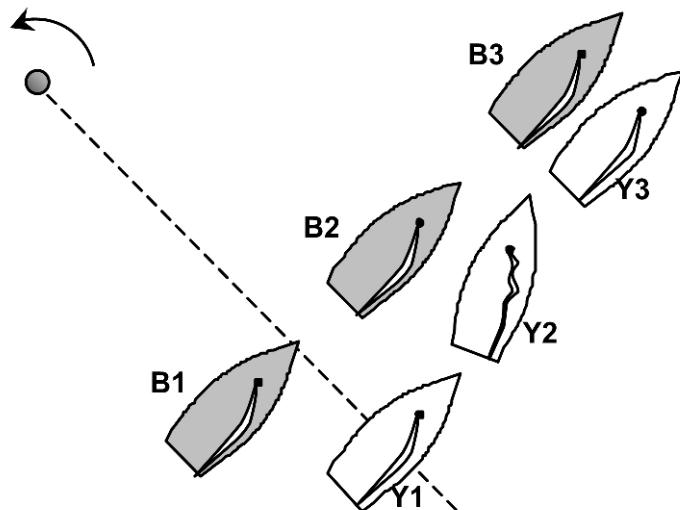
規則 11 同一タックでオーバーラップしている場合

規則 16.1 コース変更

規則 17 同一タックでのプロパー・コース

質問 1

B と Y は、ポート・タックのクロースホールドで、風上マーク近くでスターボード・タックのレイラインに近づいている。Y は規則 17 に従わなければならない。両艇はレイラインを越えて帆走し、明らかにマークを走り過ぎている。Y はラフするが、コースを維持している B との接触を回避するためにペア・アウェイしなければならない。抗議が行われる。どのようなコールをするのがよいか？



回答 1

B にペナルティーを課す。Y がラフしたとき、Y のプロパー・コースが、マークに向かってタックするためラフすることであることは明らかである。Y は規則 16.1 が求めるように、B に対し、避けているためのルームを与えていた。そして Y は、回避行動をとる必要なく、新しいコースを帆走することができない。B は避けておらず、規則 11 に違反している。

質問 2

振れやすい風、そして／あるいは、荒れた海面のために、艇がマークを通り過ぎているかどうか明らかでない場合には、どのようなコールをするのがよいか？

回答 2

両艇にペナルティーを課す。Y の唯一のプロパー・コースが、反対のタックであるということは、まだ明らかではない。Y は直ちに B の後方となる場合を除き、プロパー・コース（クロースホールド）より風上を帆走する場合、規則 17 に違反する。もし B が、ラフに応じて避けていることができたのに、応じなかつたか、または十分に応じなかつた場合には、B は規則 11 に違反している。

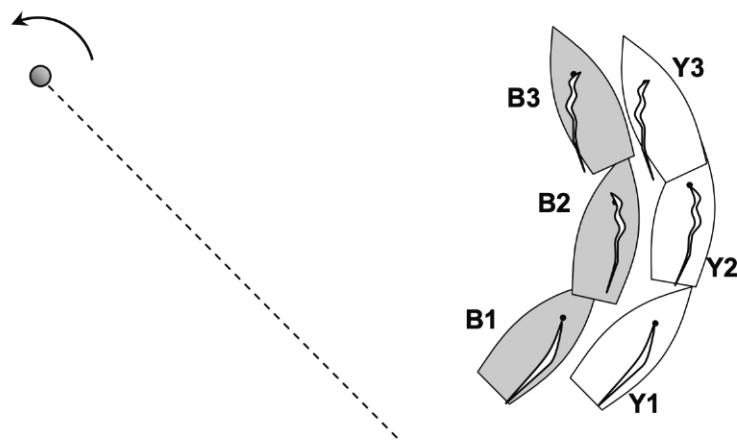
TR CALL D8

規則 13 タッキング中

質問 1

B と Y はポート・タックで、B は、チームメイトが追い越せるように、Y を風上マークのレイラインを越えて帆走させる。最終的に、B はタックを始め、Y も同様にタックを始めるので、両艇とも同時に、風位とスターボードのクロースホールドの間となる。

スターボードのクロースホールドに到達する前に、B がリグを垂直に起こしたため、Y のリグと当たる。B が抗議する。どのようなコールをするのがよいか？



回答 1

B にペナルティーを課す。両艇とも規則 13 に従わなければならないので、B が Y を避けていなければならない。

質問 2

両艇がもっとマークから離れていても、答えは同じか？

回答 2

同じである。

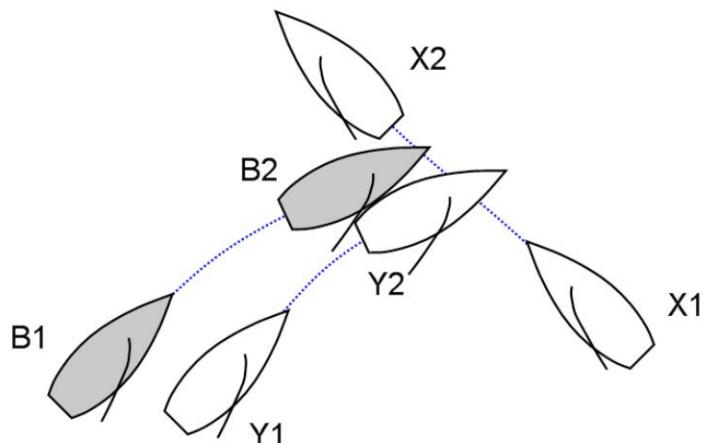
[コール D9 はありません。]

TR CALL D10

- 規則 10 反対タックの場合
規則 11 同一タックでオーバーラップしている場合
規則 19 障害物を通過するためのルーム
規則 43 免罪
定義 障害物

質問 1

ポート・タックでオーバーラップしている B と Y が、スターボード・タックの X に近づいている。Y は X の後方を通過するように帆走する。B は X と Y の間を帆走しようとするが、十分なスペースがなく、Y と接触する。どのようなコールをするのがよいか？



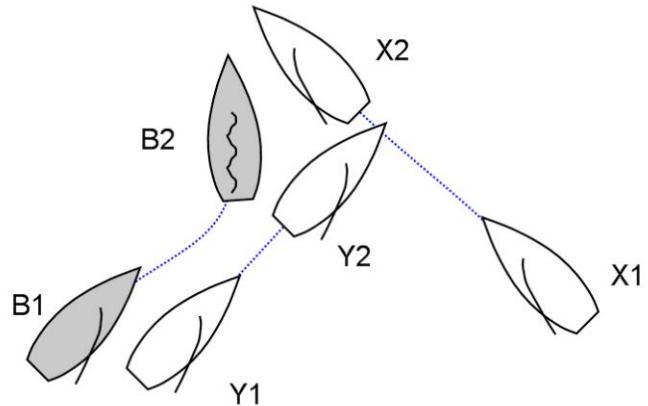
回答 1

B と Y の両艇は、X を避けていなければならないので、X は障害物であり、規則 19 が適用される。規則 19.2(b)により、外側艇は内側艇に自艇と障害物の間のルームを与えなければならない。Y は B に対し、ルームを与えていないので、Y にペナルティーを課す。

規則 10 と 11 も適用され、B は、X と Y を避けていなければならない。しかしながら、B は Y から得る資格のあるルームを帆走しており、B の規則違反は、Y が B に対し、ルームを与えなかった結果によるものであるため、B は、規則 43.1(b)に基づき規則違反を免罪される。

質問 2

位置 1 で、Y が 「ルームは無い」と声をかけ、B がタックして抗議すること以外は、状況は同じである。どのようなコールをするのがよいか？



回答 2

このケースでは、B にとって、Y がルームを与えないことは明らかである。B はタックすることにより規則 11 と 14 に従っている。

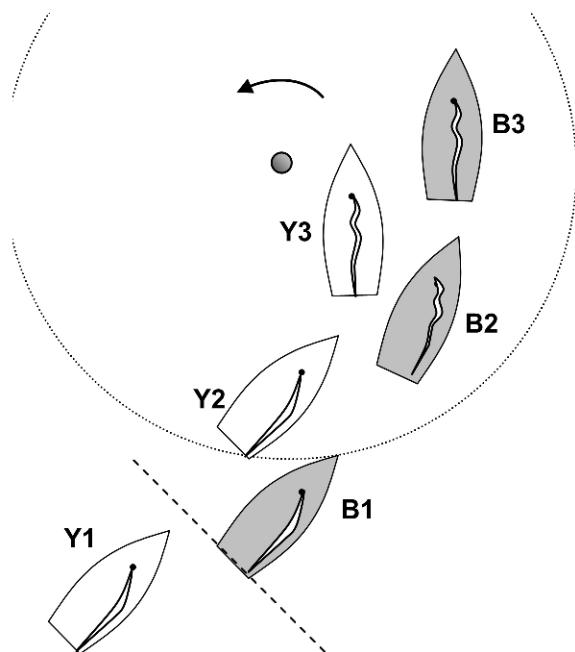
Y と B は、障害物のところに来たときにオーバーラップしているので、規則 19.2(b)により、Y は B に、自艇と障害物の間のルームを与えなければならない。Y は B に対し、ルームを与えていないので、Y にペナルティーを課す

TR CALL E1

- 規則 11 同一タックでオーバーラップしている場合
- 規則 12 同一タックでオーバーラックしていない場合
- 規則 13 タッキング中
- 規則 18.1 規則 18 が適用される場合
- 規則 18.2 マークルームを与えること

質問

Y と B はともにポート・タックのクロースホールドで、B がポート回りの風上マークのゾーンに到達したとき、B は Y のクリア・アヘッドである。B はタックしてマークを回航するためにはラフするが、Y がいるためタックが妨げられ、B が抗議する。どのようなコールをするのがよいか？



回答

ペナルティーを課さない。

B はゾーンに到達したときにクリア・アヘッドであり、Y は規則 18.2(b)により B にマークルームを与えなければならない。Y はまた規則 12 により避けていなければならない。Y が B の内側にオーバーラップしている間、Y は規則 11 により避けていなければならないが、規則 18.2(c)(2)により、Y は B に対し、B がプロパー・コースを帆走するルームもまた与えなければならないが、Y はそうしている。

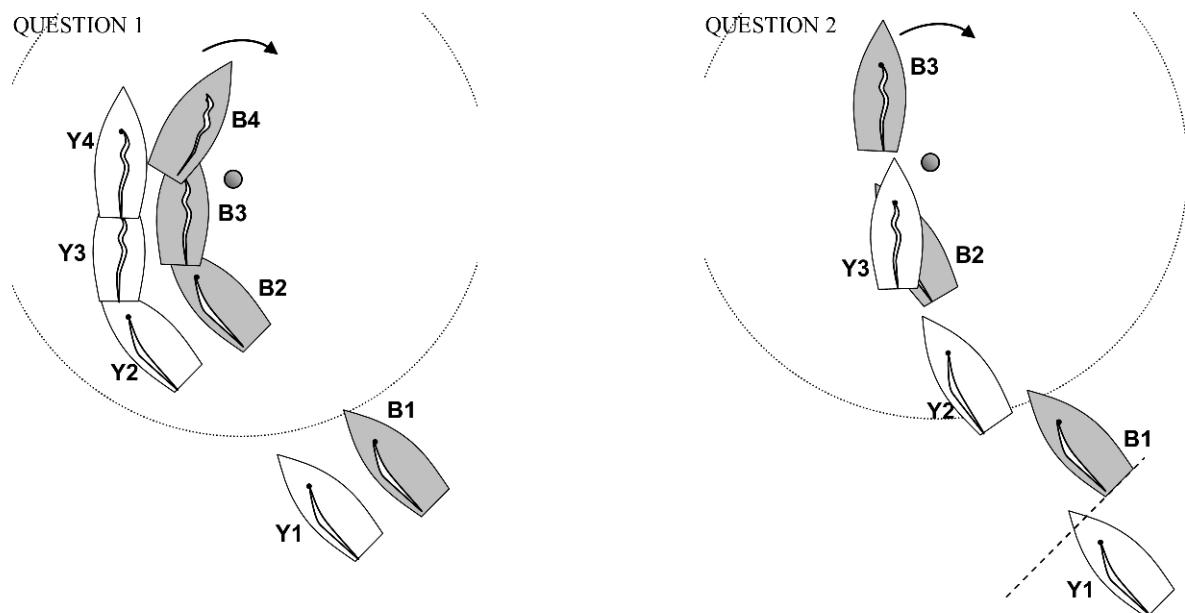
しかしながら、マークルームには B がタックするためのルームは含まれない。定義「マークルーム」を参照すること。B が風位を越えた場合には、規則 18.2(d)に記載があるように、B のマークルームを得る資格は終了する。同時に、両艇は風上に向かうビートで反対タックとなり、規則 18.1(a)に記載があるように規則 18 は適用されなくなる。その後、B は規則 13 により避けている必要がある。

TR CALL E2

規則 13	タッキング中
規則 18.2	マークルームを与えること
規則 43	免罪
定義	マークルーム

質問 1

スターボード・タックでスターボード回りの風上マークに近づいているとき、B と Y は、ゾーンでオーバーラップして、並んでいる。Y は B に対し、風位までラフするための十分なルームを与えるが、B がタックを始めたとき、B のスタンが振られて、Y に当たる。Y が抗議する。どのようなコールをするのがよいか？



回答 1

Y にペナルティーを課す。

B がゾーンに到達したとき、Y は外側の航路権艇であり、B に対し、マークルームを与えるべきである。マークルームには、コースの帆走を行うのに必要なだけのマークを回航するためのルームが含まれる。また、定義「マークルーム」は、B にタックするためのルームを得る資格を与えている。なぜなら、B のコースがタックすることとなったとき、B は、B にマークルームを与える必要がある艇の風上かつ内側にオーバーラップしているからである。Y は B に対し、マークルームを与えていないので、規則 18.2(b)に違反している。B は、規則 13 違反について、規則 43.1(b)に基づき免罪される。

質問 2

同じマークで、Y と B はゾーンにおいてスターボード・タックで、Y が後方で、わずかにオーバーラップしている。Y は直ぐにクリア・アスターとなるが、その後、B の真後ろにコースを変更する。B のスターがマークの横になったときに、Y は「タックするな」と声をかけ、B がタックしてマークを回航するのを妨げる。B が抗議する。どのようなコールをするのがよいか？

回答 2

ペナルティーを課さない。

B がゾーンに到達したとき、Y は外側にオーバーラップしている艇であり、Y は B に対し、マークルームを与えるべきである。しかしながら、B はマークルームを得る資格を持続するが、そのコースがタックすることとなったとき、Y の風上にオーバーラップしておらず、従って、定義により、マークルームにはタックするためのルームは含まれない。Y は B に対し、マークルームを与えるべきであるが、規則 12 に従って避けている。

質問 3

B が、ゾーンに到達したときにクリア・アヘッドであった場合、回答 1 と 2 は同じか？

回答 3

同じである。

艇がマークルームを得る資格がある場合、そのコースがタックすることとなったときに、相手艇の風上かつ内側にオーバーラップしており、かつタック後にマークをフェッチングすることになる場合を除き、コースの帆走を行うのに必要なだけの、マークを回航するためのルームには、タックするためのルームは含まれない。これは、両艇がゾーンに到達したときにオーバーラップしていたか否かにかかわりなく適用される。

もし、風上の内側艇がタックしたときに接触が起こった場合、その接触は、外側艇が内側艇に対し、タックするのに必要なルームを与えていないという証拠となる。

TR CALL E3

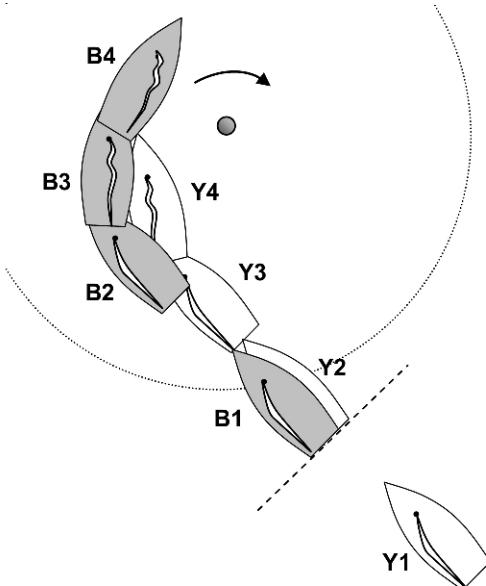
規則 13 タッキング中

規則 16 コース変更

規則 18.2 マークルームを与えること

質問

B はスターボード回りの風上マークのゾーンで、スターボード・タックである。B は Y より半艇身クリア・アヘッドで、わずかに風下側である。マークで B はラフし、風位を越える。その後、Y もまたマークを回航するためにラフし、結果的に、Y がまだスターボード・タックのときに B と接触する。B が抗議する。どのようなコールをするのがよいか？



回答

Y にペナルティーを課す。

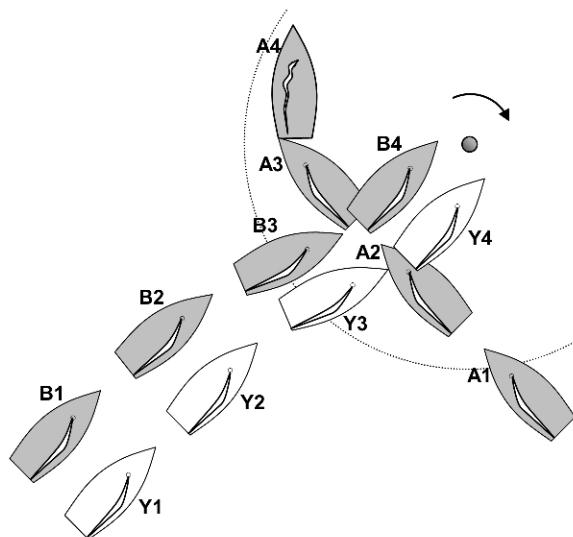
B が風位を越えたとき、規則 18.2(d)が適用される。従って、B は規則 18.2(b)に基づくマークルームを得る資格は無くなり、もはや規則 18 は適用されない。Y は航路権艇となり規則 16 に従わなければならない。Y がラフするとき、Y は B に対し、避けているためのルームを与えておらず、規則 16.1 に違反している。

TR CALL E4

- 規則 11 同一タックでオーバーラップしている場合
規則 19 障害物においてルームを与えること
規則 20 障害物においてタックするためのルーム
定義 障害物

質問

Y と B は、ポート・タックで、オーバーラップしながら並んで、スターボード回りの風上マークに近づいている。風下の Y は、レイライン上にいる。B はスターボード・タックのチームメイト A と衝突するコースにいる。B が Y に対し、A の後方を通過するためのルームを求めて声をかける。Y はルームを与えるが、結果としてマークを正しくない側で通過することを強いられる。Y が抗議する。どのようなコールをするのがよいか？



回答

ペナルティーを課さない。

風上マークに関しては、Y は内側艇であり、B に対する航路権がある。よって、B は Y を避けていなければならず、マークルームを与えなければならない。

Y と B の両艇は、A を避けていなければならないので、A は両艇にとって障害物である。位置 2 で、Y と B は、ともに同じ側で A を通過しようとしているので、規則 19.2 (b) が適用される。Y は外側艇であり、B に対し、A の後方を通過するためのルームを与えなければならない。

いったん、Y が B に対し、A の後方を通過するためのルームを与えたならば、B の義務は、引き続き Y を避けていることと、Y に対し、マークルームを与えることである。Y は正しい側でマークを通過することができないので、B の唯一の義務は、Y を避けていることであり、そうしている。

Y は A を回避するために大幅なコース変更をする必要はない。Y がタックするためのルームを求めて声をかけた場合、Y は規則 20.1(a)に違反する。

TR CALL E5

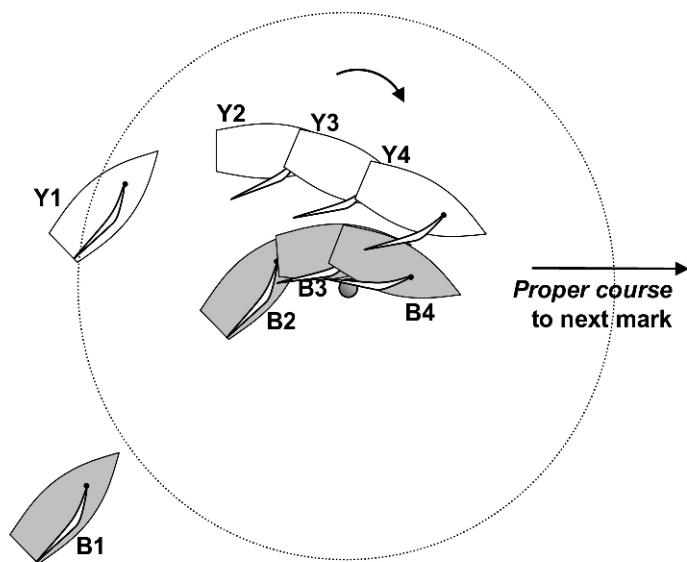
規則 11 同一タックでオーバーラップしている場合

規則 18.2 マークルームを与えること

規則 43 免罪

質問

Y は、スターボード回りの風上マークのゾーンに、B のクリア・アヘッドで、レイラインより少し風上で到達する。両艇はポート・タックである。次のレグは、ビーム・リーチである。Y は、バウがマークの風上 1.5 艇身のマークと並んだところで艇を止める。ポート・タックのレイライン上の B は、Y とマークの間を帆走しようとする。しかしながら、Y は、自艇のプロパー・コースより風下にベア・アウェイし、B が Y とマークの間を通過するためのスペースはもはや無くなる。B は Y とマークに接触する。B が抗議する。どのようなコールをするのがよいか？



回答

Y にペナルティーを課す。

Y は、ゾーンに入ったときに B のクリア・アヘッドであり、規則 18.2(b)によりマークルームを得る資格がある。マークルームは、Y がコースの帆走を行うのに必要なだけのマークを回航するためのルームを含み、B が Y の内側にオーバーラップする場合には、規則 18.2(c)(2)により、B は Y に対し、Y がプロパー・コースを帆走するルームもまた与えなければならない。B はそうしており、規則 18.2(b)および(c)に従っている。

B が Y の風下にオーバーラップした後、Y は B を避けていなければならない。Y はそうしていないので、規則 11 に違反している。Y は、自艇のプロパー・コースも、得る資格のあるマークルームも帆走していないので、規則 43 に基づく免罪の資格は無い。

B は規則 31 に違反しているが、これは、Y の規則 11 違反により、マークとの接触を強いられたものである。B は規則 43.1(a)に基づき免罪される。

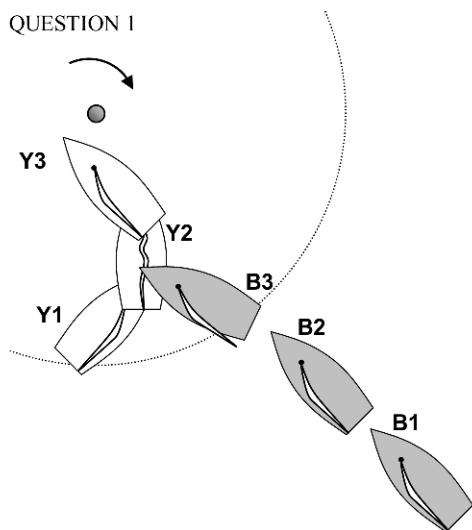
TR CALL E6

- 規則 11 同一タックでオーバーラップしている場合
規則 12 同一タックでオーバーラップしていない場合
規則 18.2 マークルームを与えること

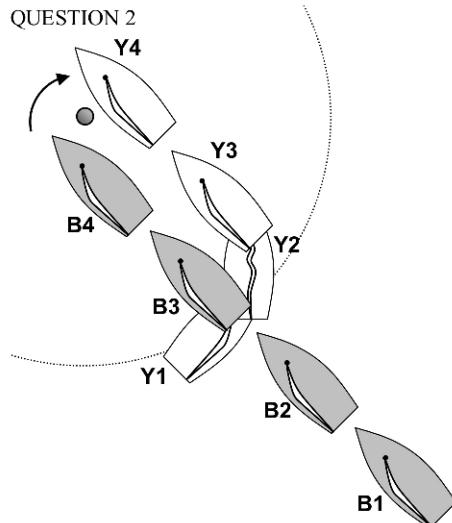
質問 1

Yは、ポート・タックでスターボード回りの風上マークに近づいていて、ゾーン内でBのクリア・アヘッドでタックを完了する。Yがクロースホールドのコースになった後、BはYを回避するためベア・アウエイする。Bが抗議する。どのようなコールをするのがよいか？

QUESTION 1



QUESTION 2



回答 1

ペナルティーを課さない。

Y は位置 3 で、規則 13 または 15 に違反することなく、タックを完了している。Y はクリア・アヘッドになり、B は規則 12 により避けていなければならず、そうしている。

質問 2

Y は、ポート・タックでスターボード回りの風上マークに近づいている。Y はゾーン内で風位を越え、B のクリア・アヘッドになり、それから直ぐに B の風上にオーバーラップする。B はレイライン上にあり、Y に対し、マークルームを与えることなく、Y にマークの正しくない側を通過することを強いる。Y が抗議する。どのようなコールをするのがよいか？

回答 2

B は一貫して航路権を持つが、Y が規則 13 に従っている間に両艇がオーバーラップした時点で、規則 18.2(a)により B は Y に対し、マークルームを与えなければならない。ただし、オーバーラップが始まったときからマークルームを与えることができる場合に限る。規則 18.2(f)を参照すること。

B が、見取図に示すように Y とオーバーラップした後、マークルームを与えることができる場合には、規則 18.2(a)違反により B にペナルティーを課す。

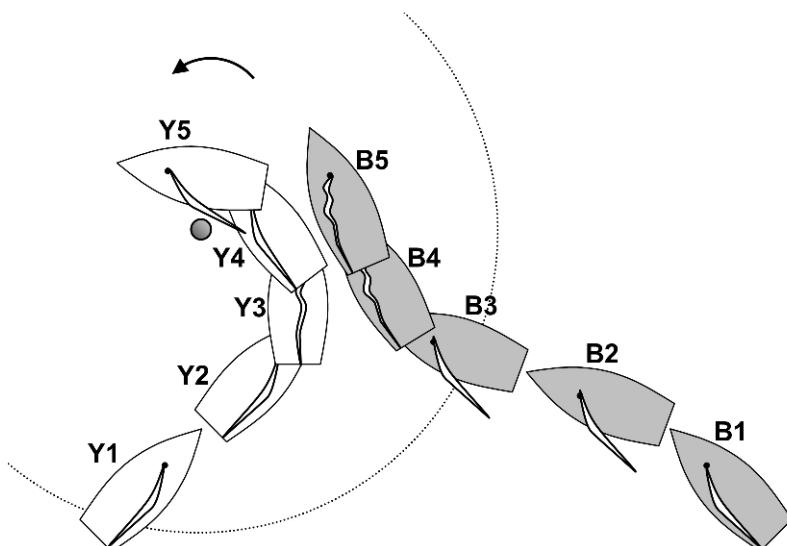
B がマークルームを与えることができない場合には、規則 18.2(f)が適用され、B はどの規則にも違反していない。Y は規則 11 により避けていなければならず、そうしている。ペナルティーを課さない。

TR CALL E7

- 規則 16.1 コース変更
規則 18.3 ゾーン内で風位を越える場合
規則 31 マークとの接触
定義 フェッチング

質問

ポート・タックの Y とスターボード・タックの B がポート回りの風上マークに近づいている。B がペア・アウェイしたので、結果として Y は、B の後方を通過することにより避けていることができなくなる。Y はゾーン内において、B の前方風下側で風位を越え、マークをフェッチングする。Y がタックを完了した後、Y はマークのそばを通過し、B は Y を回避するためラフしてクロースホールドより風上を帆走しなければならない。B が抗議をする。どのようなコールをするのがよいか？



回答

B がコースを変更する場合、規則 16.1 により、Y に対し、B を避けていたためのルームを与えなければならず、この場合、そのルームには、Y が規則 18.3 および 31 に基づく義務を果たすためのスペースを含む。

Y が速やかに応じず、もし応じていればマークに接触することなくマークの正しくない側を通れたであろう場合には、規則 18.3 違反により、Y にペナルティーを課す。

もし Y が、B のコース変更に速やかに応じて、それでもタックしてマークの正しくない側を通過することができない場合には、Y には規則 18.3 および 31 に従うためのスペースを得る資格がある。B はラフすることにより、Y にそのスペースを与えていた。ペナルティーを課さない。

もし B が位置 1 でのコースを維持したとしたら、Y は B を避けていなければならず、Y がタックする場合には、Y は規則 18.3 に従わなければならない。

航路権艇がコースを変更し、それによって相手艇に規則違反をさせる状況を作ったとき、もし航路権艇がそのままそのコースを維持した場合には、航路権艇は規則 16.1 に違反する。ただし、航路権艇は、規則 16.1 に従うために再びコースを変更することができ、そうした場合には、いずれの艇にも規則違反は無い。コール B4 も参照すること。

[コール E8 は再検討のため取り下げられた。]

[コール E9 はありません。]

TR CALL E10

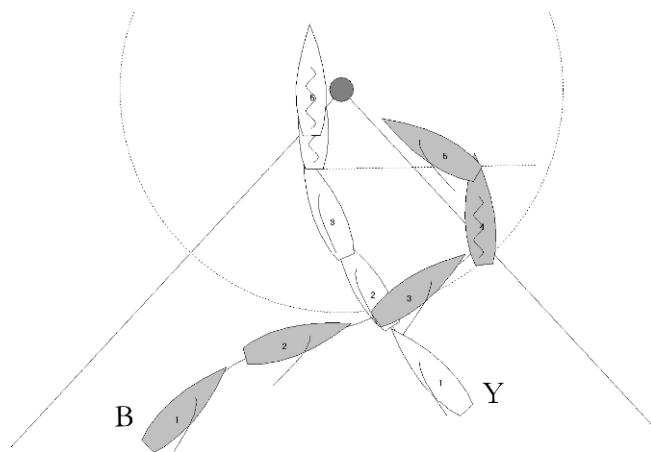
規則 18.1 マークルーム；規則 18 が適用される場合

規則 18.2 マークルームを与えること

規則 D1.1(b) 規則 18.2(b)の変更

質問 1

スター・ボード・タックの Y と、ポート・タックの B は、ともにクロースホールドで、スター・ボードに見て通過する風上マークに近づいている。B はベア・アウェイし、Y の後方を通過する。Y はゆっくりとラフし、マークの真横で風位に立って、ほとんど止まる。Y がラフしている間に、B はタックしてスター・ボードになり、マークに向けてベア・アウェイする。Y はマークでルームを与えるはず、B は衝突を回避するためにラフする。B が抗議する。どのようなコールをするのがよいか？



回答 1

Y がゾーンに入ったとき、両艇は風上に向かうビートで反対タックなので、規則 18 のどの部分も適用されない。B が風位を越えたとき、B は Y の内側にオーバーラップすることになり、規則 18.2(a)に基づきマークルームの資格を得る。ただし、オーバーラップは B が Y の風上でタックすることにより成立したので、規則 18.2(f)が適用される。

もし、Y がマークルームを与えることができない場合には、Y はそれを与える必要はなく、従って、Y は規則 18.2(a)違反とはならない。B は規則 11 に従って避けている。ペナルティーを課さない。

もし、Y は B がオーバーラップした後、マークルームを与えることができるなら、規則 18.2(a)違反により Y にペナルティーを課す。

質問 2

B が風位を越えたときに Y がクリア・アヘッドだった場合には、回答は異なるか？

回答 2

異なる。規則 D1.1(b)が適用され、B にはマークルームの資格はない。ラフすることにより、B は避けている。ペナルティーを課さない。

質問 3

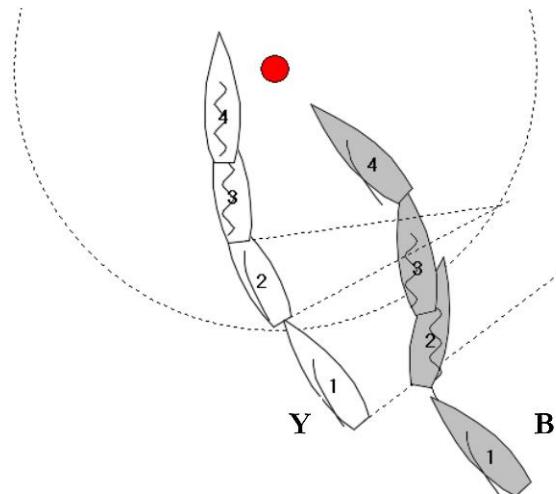
Bがゾーンの外でタックを完了する場合には、回答1および2は異なるか？

回答 3

異なる。ただし、そのときYがゾーン内であった場合に限る。

質問 4

YはBのクリア・アヘッドで、スターボードに見て通過する風上マークのゾーンに到達する。両艇はスターボード・タックである。Yはゆっくりラフして、マークの横でほぼ停止する。Bはラフして風位を越え、その後再び風位を越えてスターボード・タックに戻す。Bが2度目に風位を越えたとき、BはYの風上にオーバーラップする。この時点で、YはBに対し、マークルームを与えなければならないか？



回答 4

与えなくてよい。BがYにマークルームを与えなければならない。位置1で、YはBのクリア・アヘッドでゾーンに入る。従って、規則18が適用され、Bは規則18.2(b)に基づき、Yに対し、マークルームを与えなければならない。Bが位置2でポート・タックへ風位を越えたとき、両艇は風上に向かうビートで反対タックの艇であるから、規則18はもはや適用されなくなる。規則18.1(a)を参照すること。Bが位置3でもう一度風位を越えたとき、両艇は再び同一タックの艇となり、従って、規則18が適用される。

位置1でYがゾーンに到達したとき、Yはクリア・アヘッドであったので、規則18.2(b)により、相手艇はそれ以降、Yにマークルームを与えなければならない。この義務は以下の場合に継続して効力を持つ。

- (1) 規則18が適用される場合
- (2) 規則18.2(d)のいずれかの条件によって、規則18.2(b)がオフにならない場合

従って、再び両艇がともにスターBOARD・タックになり、規則18が再適用される場合、規則18.2(b)により、BはYに対し、マークルームを引き続き与えなければならない。

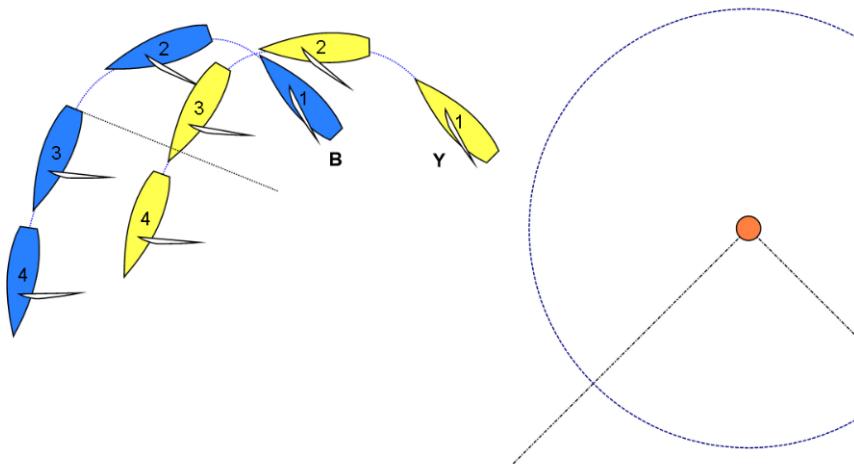
TR CALL E11

規則 17 同一タックでのプロパー・コース
定義 プロパー・コース

事実

Y と B は、スタートボード・タックでクロースホールドを帆走している。Y は B のクリア・アスターであり、B のわずかに風上である。

両艇はマークのレイラインを越えて帆走し、その後、両艇はベア・アウェイする。位置 3 で、Y は B の風下にクリア・アスターからオーバーラップする。それ以降、Y のプロパー・コースはジャイブすることである。B が抗議する。



判決

Y にペナルティーを課す。

Y が B の風下にオーバーラップするとき、Y に規則 17 が適用され始める。Y のプロパー・コースは、マークに向かって帆走するためにベア・アウェイしてジャイブすることである。Y はプロパー・コースより風上を帆走しており、規則 17 に違反している。

コール G4 も参照すること。

TR CALL E12

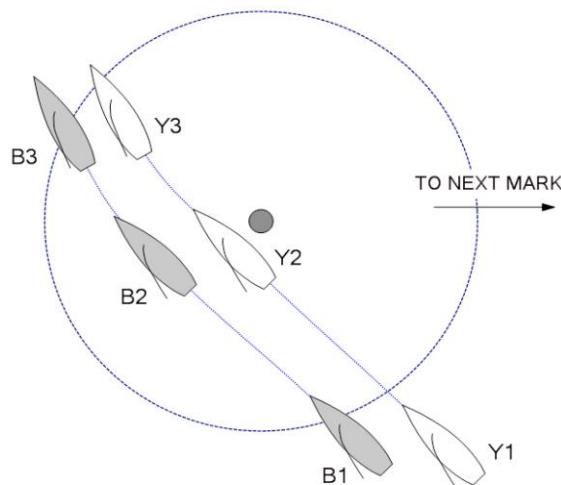
規則 11 同一のタックでオーバーラップしている場合

規則 18.1 規則 18 が適用される場合

定義 マークルーム

質問

B と Y は、スターボード側で通過する風上マークに近づいている。B はゾーンで Y の外側にオーバーラップしており、Y にマークルームを与えるなければならない。B は、Y がマークにおいてタックするためのルームを含め、Y にルームを与える。位置 3 で、B は、Y に避けているためのルームを与えるながら、わずかにラフする。Y は避けているために必要な最小限の動きで応じるが、もはやタックするための十分なルームは無い。Y が抗議する。どのようなコールをするのがよいか？



回答

ペナルティーを課さない。

Y は B の風上かつ内側にオーバーラップしているので、マークルームには、Y がタックするためのルームが含まれる。マークルームを与えるという B の義務は、Y に対し「コースの帆走を行うのに必要なだけのマークを回航するためのルーム」を与えた時点で終了する。（定義「マークルーム」を参照すること。）

位置 3 において、B は求められるとおりに、Y にマークルームを与えたので、その結果、規則 18 の適用は終了する。（規則 18.1 の最後の段落を参照すること。）

Y は規則 11 に従って避けている。

内側にオーバーラップしている艇のマークルームがタックするためのルームを含む場合で、内側の艇がタックせず、コースの帆走を行うのに必要なだけのマークを回航するためのルームを明らかに越えて帆走する場合には、それ以降、外側の艇は内側の艇に対し、タックするためのルームを与える必要はない。

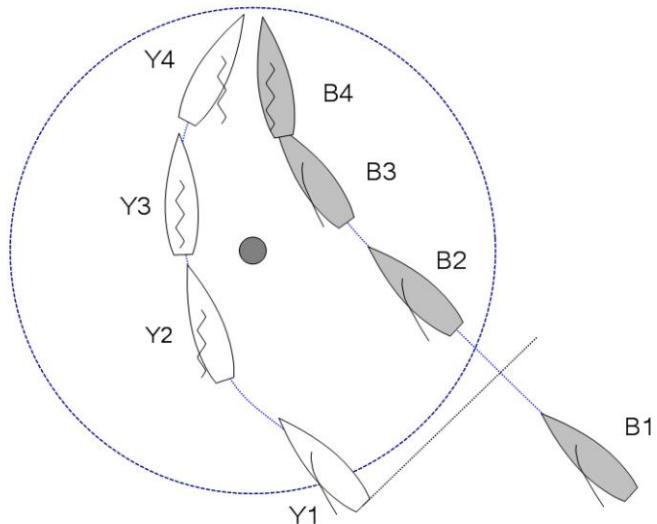
TR CALL E13

規則 13 タッキング中

規則 23.2 他艇に対する妨害

質問 1

YとBは、スターボードに見て通過する風上マークに近づいている。Yがゾーンに入ったとき、Yはクリア・アヘッドである。Bはマークをポート側に見て通過し、ラフするが風位は越えない。Yは風位を越えるが、Bがいるため、クロースホールドのコースまでベア・アウェイできない。Yが抗議する。どのようなコールをするのがよいか？



回答 1

両艇にペナルティーを課す。

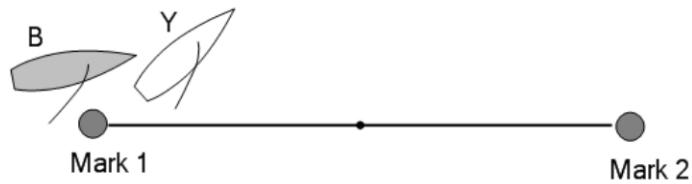
位置 3 の後、Y はすでにマークを通過し、次のマークに向かうレグにいる。B は、コースの帆走を続けるためには、まだ、このマークの定められた側へ向かって帆走する必要があり、Y と異なるレグにいる。

B が Y を妨害したとき、B はプロパー・コースを帆走しておらず、Y と異なるレグにいる。従って、B は規則 23.2 に違反している。

規則 23 が適用される場合でも、第 2 章 A 節の規則は適用されており、Y は規則 13 に違反している。

質問 2

Yはマークを回航し終り、次のレグにいる。Bはマークを回航中である。規則17はYに適用されない。YはBを遅らせるため、プロパー・コースより風上にラフする。Bが抗議する。どのようなコールをするのがよいか。



回答 2

ペナルティーを課さない。

両艇は次のマークへ向かって帆走しているので、YとBは異なるレグではない。従って、Yは規則23.2に違反していない。

複数の艇がマークを同じ定められた側で回航中の場合、たとえ一方または両方がマークから大きく離れて回航していたとしても、それらの艇は異なるレグを帆走しているわけではない。

スタート信号後では、マークの正しくない側を通過している艇は、定められた側で通過している艇とは、異なるレグにいる。

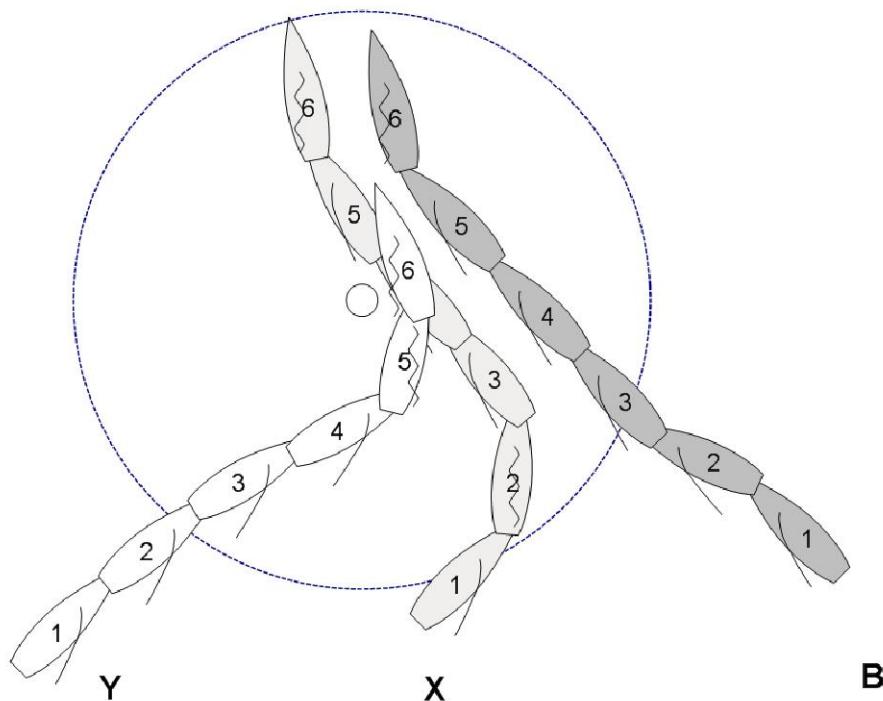
[コール E14 はありません。]

TR CALL E15

規則 18.3 ゾーン内で風位を越える場合

質問

3 艇がポート回りの風上マークへ近づいている。X がゾーンの内側でタックし、B の風下艇となる。両艇ともクロースホールドのコースで帆走を続ける。マークを通過後、X はチームメイトの Y を B の内側でマークを回航させるために B に対してラフする。B は避けていて抗議する。どのようなコールをするのがよいか？



回答

X にペナルティーを課し、規則 D2.3(c)に基づく更なる行動を検討する。

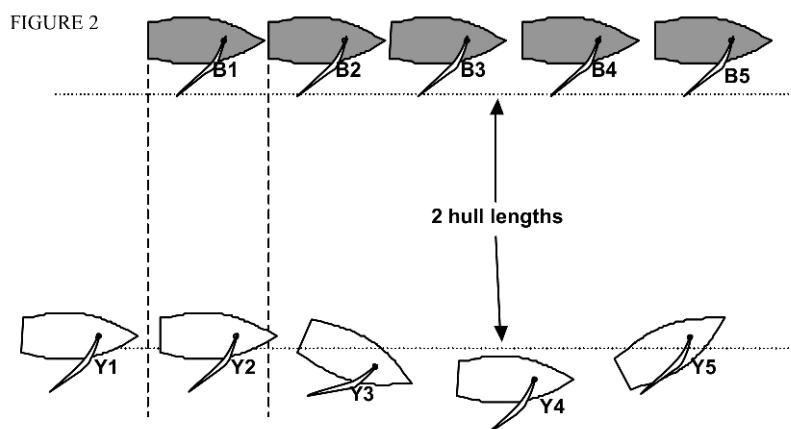
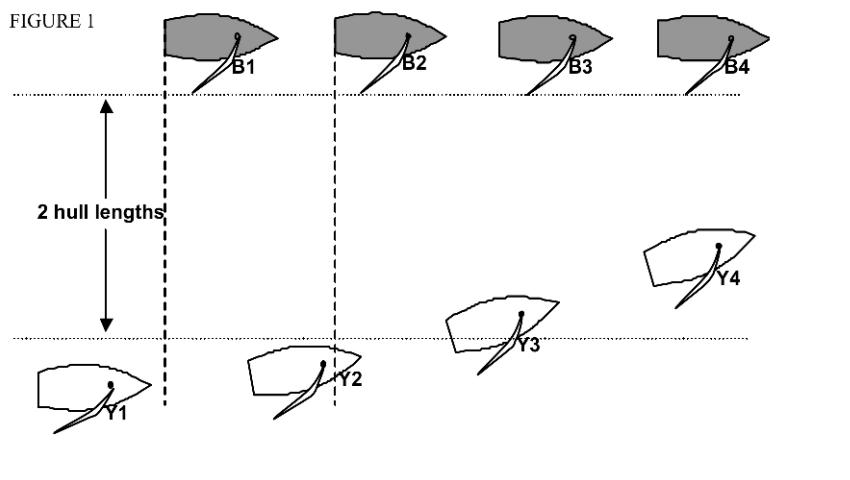
X がゾーン内で、ポート・タックからスター・ボード・タックに風位を越え、それによりマークをフェッチングするとき、X は、ゾーンに入ったときからスター・ボード・タックであった B と同じタックになる。従って、規則 18.3 が両艇に適用される。両艇がマークを通過した後、X はラフし、その結果、B に接触を回避するためクロースホールドより風上を帆走させている。X に規則 17 は適用されないが、規則 18.3 は 2 艇のうち 1 艇がまだゾーン内にいる限り適用され、X は規則 18.3 に違反している。

TR CALL F1

規則 17 同一タックでのプロパー・コース

質問

どのような条件において、Y はクリア・アスターから風下へオーバーラップし、それにもかかわらずプロパー・コースより風上へ帆走する権利を持つことができるか？



回答

図 1：両艇が 2 艇身以上離れているときに、オーバーラップが成立する。規則 17 は Y に適用されず、Y はプロパー・コースより風上を帆走することができる。

図 2：両艇が 2 艇身以下しか離れていないときに、オーバーラップが成立する。Y は、両艇がこの間隔以内のままでいる間、プロパー・コースより風上を帆走することはできない。しかしながら、Y が、オーバーラップを解くことなく、B から 2 艇身以上離れて帆走した場合には、Y にはもはやプロパー・コースの制限はなく、プロパー・コースより風上を帆走することができる。

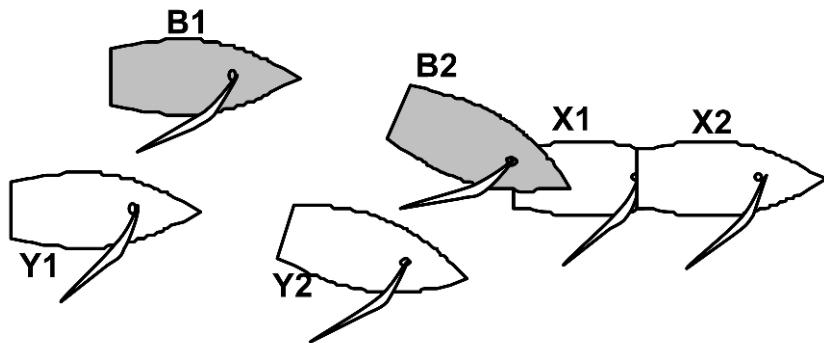
2 艇の間隔は、艇体、正常な位置にある乗員または装備の最も接近している点の間で測定する。

TR CALL F2

- 規則 11 同一タックでオーバーラップしている場合
規則 12 同一タックでオーバーラップしていない場合
規則 19 障害物を通過するためのルーム
規則 43 免罪
定義 障害物

質問 1

Y、X、Bの3艇は、プロパー・コースをリーチングで帆走している。YはXのスターントーンの真後ろ約2艇身の位置にいる。BはYの風上にオーバーラップしており、約半艇身先行している。XはBをラフさせようとして艇速を遅くしている。BはXの風下を通過するためのルームを求めて声をかけ、ベア・アウエイする。そのためYはBを回避するためにベア・アウエイしなければならなくなる。Yが抗議する。どのようなコールをするのがよいか？



回答 1

Bにペナルティーを課す。

Xは航路権艇であり、そのためBとYにとっては障害物である。Yは、Bに対して航路権艇なので、Xのどちら側を通過するかを選ぶことができる。BはYを避けていなければならないが、もしYがXの風下を通過することを選んだ場合には、YはBに対し、自艇とXの間を通過するためのルームを与えなければならない。Bが位置1から2の間でベア・アウエイする場合、Bは風上艇として避けておらず、規則11に違反している。

質問 2

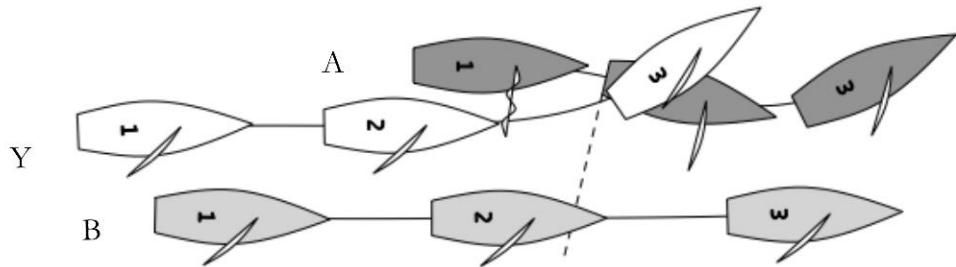
YがXの風下を通過するコースを帆走している場合には、回答は同じか？

回答 2

異なる。もし位置1でYがXの風下を通過しようとするコースを帆走している場合には、BがXの風下を通過する必要があると定まった時点で、Yは外側艇であり規則19.2(b)により、Bにルームを与えなければならない。Yがそうしない場合には、Yにペナルティーを課す。Bは、規則19.2により得る資格のあるルームを帆走している間に規則11に違反したので、規則43.1(b)に基づき免罪される。

質問 3

BとYは、ブロード・リーチのレグを、ゆっくり動いているAに向かって近づいている。YのバウはBのバウよりも半艇身後ろにあり、BはAの風下を通過するコースを向いている。位置1で、Yは、Aの風下を通過するためのルームを求めて声をかける。位置2で、BはAの風下にオーバーラップするが、Yが両艇の間を通過するルームは無い。YはAを避けているためにラフし、抗議する。どのようなコールをするのがよいか。

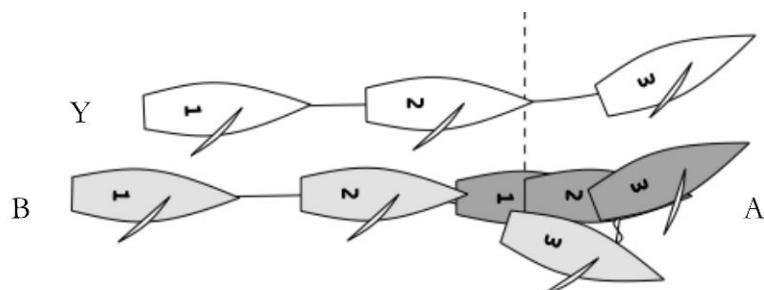


回答 3

ペナルティーを課さない。位置1の後、BとYが障害物Aのところに来たとき、規則19により、外側艇Bは内側艇Yに対し、BとAの間のルームを与えるなければならない。しかしながら、位置2では、BがAを避けている必要はなくなり、その結果、AはBにとって障害物ではなくなる。Aはもう障害物ではないので、今や規則19はBとYの間に適用されず、従って、BはYに対し、Aの風下を通過するためのルームを与える必要はない。Yは、BとAをそれぞれ規則11と12に従って避けている。

質問 4

状況は質問3と似ているが、YのバウがBのバウよりも半艇身前で、BがAのトランサムに真っ直ぐ向いているとする。位置2で、YはAの風上にオーバーラップする。その後、Bはベア・アウェイしてAの風下を通過する。Bが抗議する。どのようなコールをするのがよいか？



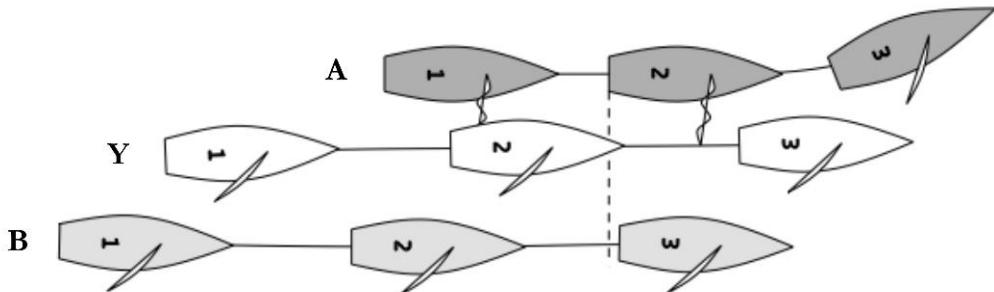
回答 4

ペナルティーを課さない。BとYが障害物Aのところに来る位置1から2の間で、規則19が適用され始める。規則19.1(a)によりBには、障害物のどちらの側を通るか選択する権利がある。規則19が適用され始める時点では、BとYのどちらも、Aに対して外側でも内側でもない。従って、規則19.2(b)は適用されない。

位置2において、YはAの風上にオーバーラップする。Yは今や外側艇であり、規則19.2(b)により、もしBが選択する場合には、Bに対し、自艇と障害物の間を帆走するルームを与えるなければならない。しかしながら、BはAの風下を選択する。BがAの風下にオーバーラップするとき、BはYとAにとって障害物となり、従って、YはAに対し、自艇とBの間のルームを与えるなければならない。Yは、規則19.2(b)に従ってAにルームを与え、規則11に従ってAを避けている。

質問 5

質問4に似ているが、BとYは、Aの風下を通過するコースを向いているとする。位置2において、YはAの風下にオーバーラップする。Aは避けているためにラフして、抗議する。どのようなコールをするのがよいか？



回答 5

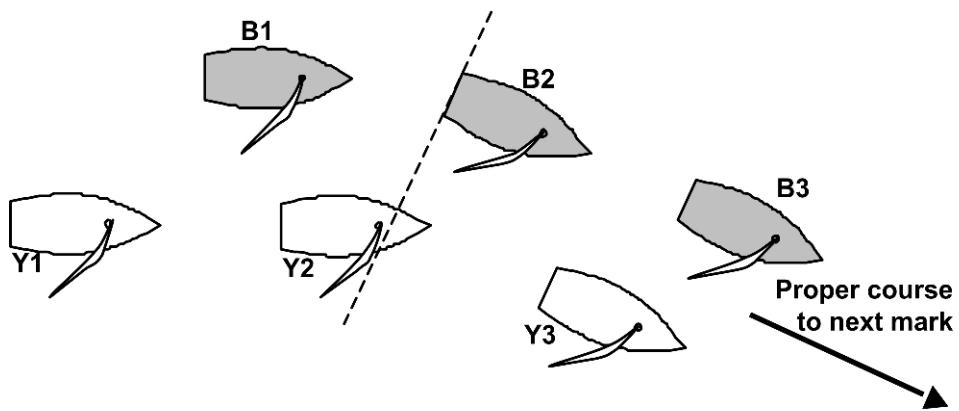
ペナルティーを課さない。BとYはプロパー・コースを帆走しており、従って、規則17に違反していない。位置1において、Yは、規則11に従ってBを避けている。位置2において、YはAの風下にオーバーラップする。Bは、今やYとAにとって障害物である。外側艇としてAは、Yに対し、自艇とBの間のルームを与えるなければならない。ただし、オーバーラップが始まった時からそれが可能な場合に限る。Aはまた、規則11によりYを避けていなければならない。Aはラフすることにより、ルームを与え、かつ避けている。

TR CALL F3

規則 17 同一のタックでのプロパー・コース

質問

Y と B は、ともにプロパー・コースより風上をリーチングで帆走しており、B が Y のわずかにクリア・アヘッドで、1 艇身風上である。B は、両艇がオーバーラップするように、ベア・アウェイする。Y は速やかにプロパー・コースへベア・アウェイする。B が抗議する。どのようなコールをするのがよいか？



回答

ペナルティーを課さない。

両艇がオーバーラップするとき、規則 17 が適用され始める。その時点以降、Y は、オーバーラップが始まったときの位置（位置 2）からのプロパー・コースより風上を帆走してはならない。すなわち、B がいない場合に、位置 2 から次のマークへできるだけ早く到達するために帆走するであろうコースよりも風上を帆走してはならない。速やかにベア・アウェイすることにより、Y はこの規則に従っている。

B がベア・アウェイすることではなく、Y のスピードが速いためにオーバーラップした場合でも、回答は同じである。

艇には、まだ存在しないプロパー・コースの要件を予測して、プロパー・コース上にいる義務は無い。プロパー・コースを帆走する新たな要件は、オーバーラップが始まった時点およびそのときにいる位置から適用される。

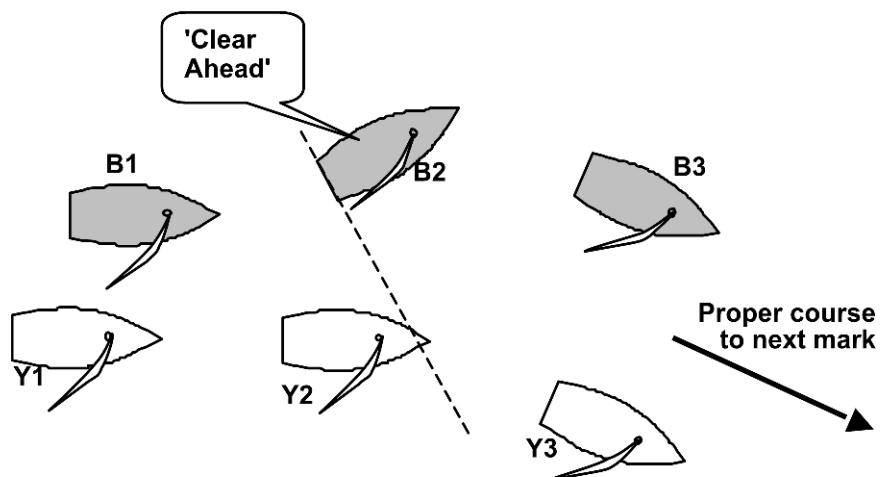
TR CALL F4

規則 11 同一タックでオーバーラップしている場合

規則 17 同一のタックでのプロパー・コース

質問

B と Y は、両艇ともプロパー・コースより風上を、リーチングで帆走している。両艇はオーバーラップしており、Y にはプロパー・コースより風上を帆走する資格がある。B はクリア・アヘッドになろうとしてラフする。その後、B はクリア・アヘッドだと（間違って）信じて、「クリア・アヘッド」と声をかける。Y はプロパー・コースへベア・アウェイし、抗議する。どのようなコールをするのがよいか？



回答

ペナルティーを課さない。B が正しいと信じて行った声かけは、規則上、何らの意味も持たない。B はクリア・アヘッドになっていないので、Y にはプロパー・コースへベア・アウェイする義務は無い。

Y がベア・アウェイしない場合には、B は抗議するかもしれないが、上記の状況では、アンパイアはやはりペナルティーを課さないとの信号を発するであろう。

B がベア・アウェイして、接触を起こすようなことがあれば、B のラフでオーバーラップが解けたか否かにかかわらず、B は規則 11 に違反となるであろう。

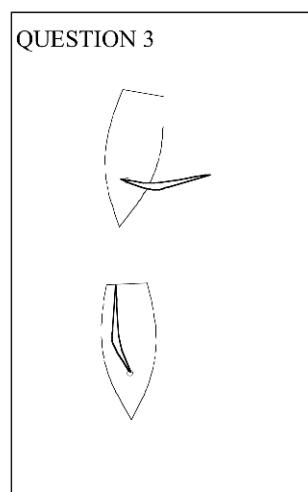
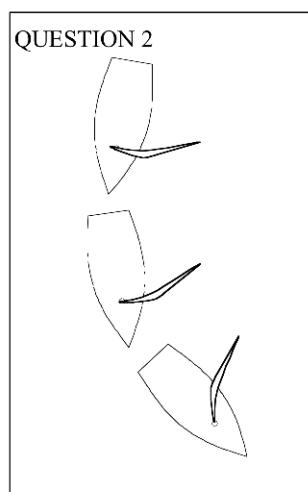
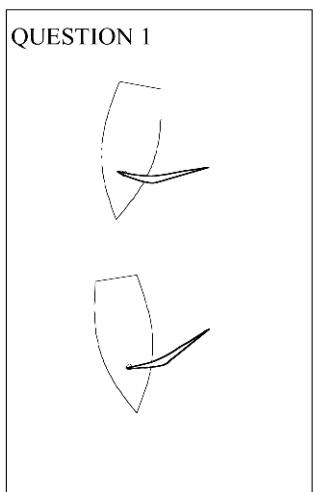
TR CALL G1

定義 風下と風上

定義 タック、スターボードまたはポート

質問 1

スターボード・タックで風下に向かって帆走している艇が、バイ・ザ・リーで帆走するまで、ベア・アウェイし、メインセールは引き続き風をはらんでいる。その艇はどちらのタックにあるか？



回答 1

スターボード・タックである。定義は「(艇が) バイ・ザ・リーまたは真風下方向に帆走している場合、メインセールの出ている側を風下側」と述べている。メインセールはポート側ではらんだままなので、ポート側がその艇の風下側である。その艇は「その風上側に応じた」タック、すなわちスターボード・タックである。

質問 2

艇がさらにベア・アウェイし、メインセールの逆から風を受けているが、乗員がブームを押さえているので、その艇のブームはポート側に出たままとなっている。その艇は、今はどちらのタックにあるか？

回答 2

ポート・タックである。その艇は、真風下方向へのランニングでも、またはバイ・ザ・リーで帆走もしていない。艇は、その風上側、すなわち風に向いている側、に応じたタックにあるという。この側はポート側であることに疑いはなく、従って、艇はポート・タックである。

質問 3

スター・ボード・タックの艇が、真風下に向くまで、ベア・アウェイする。スピードを落とすために、乗員が中心線に沿ってブームを掴んでいる。風はメインセールのポート側に当たっているが、このことは、スター・ボード側に動いているリーチによってのみ示されている。その艇はどちらのタックにあるか？

回答 3

ポート・タックである。その艇は真風下方向に帆走しているので、風下側はメインセールが出ている側により決まる。それはスター・ボード側である。従って、その艇はポート・タックである。

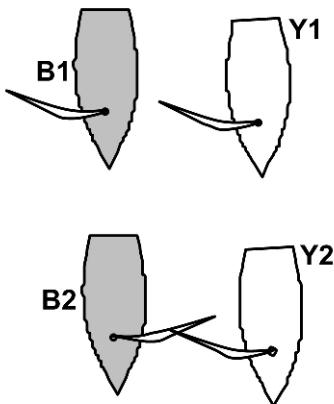
TR CALL G2

規則 10 反対タックの場合

規則 11 同一タックでオーバーラップしている場合

質問

B と Y の 2 艇は、ともにポート・タックで、真風下方向にランニングで帆走している。風下艇 B が、コースを変更することなく、スターボードへジャイブし、B のブームが Y のブームに当たる。Y が抗議する。どのようなコールをするのがよいか？



回答

Y にペナルティーを課す。Y は規則 10 に違反している。

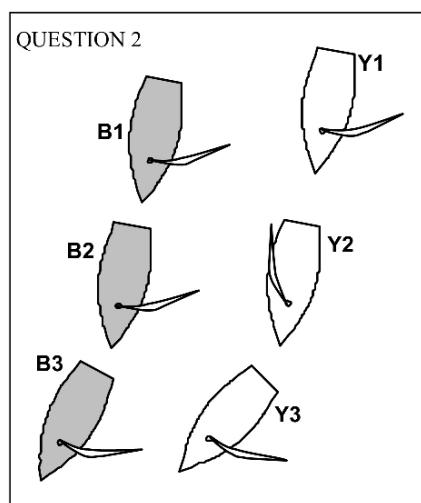
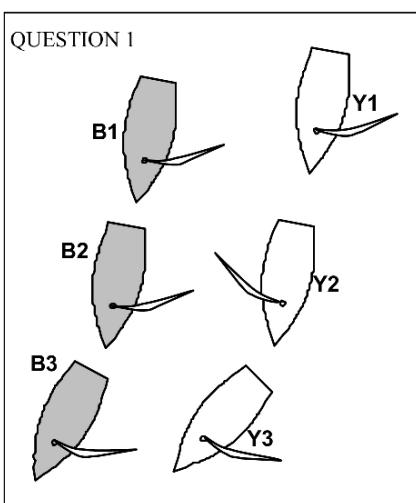
位置 1 で、Y は規則 11 により避けている必要がある。B がジャイブした後、Y は規則 10 により避けている必要がある。B は、コース変更をしていないので、規則 16.1 に違反していない。Y はその間ずっと避けている必要がある艇なので、B に規則 15 は適用されない。

TR CALL G3

- 規則 17 同一タックでのプロパー・コース
定義 風下と風上
定義 オーバーラップ
定義 タック、スターボードまたはポート

質問 1

B と Y は、スターボード・タックでオーバーラップしており、かなりのブーム・リーチである。Y は規則 17 に従わなければならない。Y は、コースを変更することなく、ブームを完全に横切らせ、新しいタックでセールをはらませることにより、ジャイブする。その後直ちにジャイブして元のタックに戻り、B をラフさせる。B はラフに応じて、抗議する。どのようなコールをするのがよいか？



回答 1

ペナルティーを課さない。

Y のセールはジャイブ後にランニングの状態ではらんでいるので、Y はバイ・ザ・リーで帆走しており、従って、タックを変更したことになり、規則 17 の適用は終了する。Y がスターボード・タックへとジャイブして戻ったとき、規則 17 は適用されない。

質問 2

Y の最初の「ジャイブ」が、中心線をわずかに横切るまでブームを引き、新しい側でセールがはらむようブームをあおることにより行われ、その後直ちにブームを前の側に押し戻したことを除き、同じ状況である。Y はその後ラフし、B は応じて、抗議する。どのようなコールをするのがよいか？

回答 2

Y にペナルティーを課す。

Y はバイ・ザ・リーで一度も帆走していない。従って、Y のタックは、その風上側で決まる。風上側は変わっていないので、その操船の間スターボード・タックのままであり、従って、Y はラフするときに規則 17 に違反している。

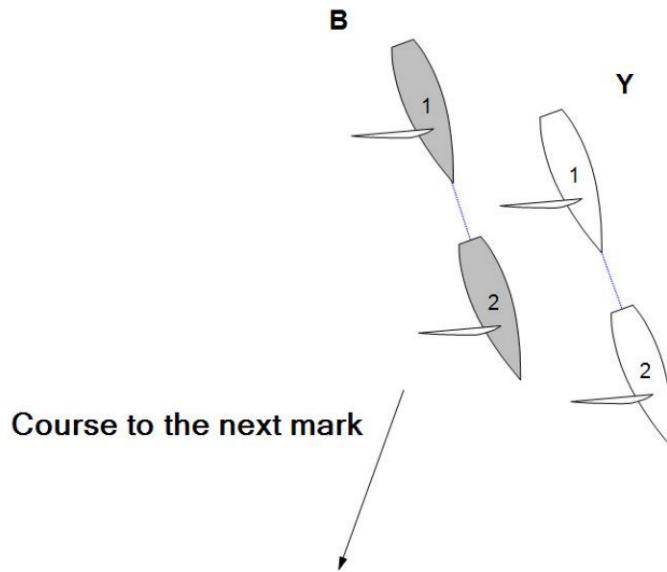
TR CALL G4

規則 17 同一タックでのプロパー・コース

定義 プロパー・コース

質問 1

風下へ向かうレグにおいて、B と Y は、同一のタックで、オーバーラップしている。B は規則 17 に従わなければならない。B ができるだけ早くフィニッシュするためのコースは、次のマークに向けて帆走するためにジャイブすることである。Y が抗議する。どのようなコールをするのがよいか？



回答 1

規則 17 により、B はプロパー・コースより風上を帆走してはならない。B は、Y がいないう場合、できるだけ早くフィニッシュするために必要なときまでに、ベア・アウエイしなければならない。B がこの地点を遅らせた場合、B はプロパー・コースより風上を帆走しており、規則 17 に違反する。B にペナルティーを課す。

しかしながら、B が、できるだけ早くフィニッシュするためにベア・アウエイしなければならない地点に到達しているか否かに疑いがある場合、B はまだプロパー・コース上にいるとみなし、ペナルティーを課さない。

質問 2

質問 1 の状況で、B はランニングまでベア・アウエイするがジャイブしない。Y が抗議する。どのようなコールをするのがよいか？

回答 2

B にペナルティーを課す。B は、依然としてプロパー・コースより風上を帆走しており、規則 17 に違反している。

風下へ向かうレグにおいて、ある艇のプロパー・コースがベア・アウエイすることである場合、その艇はプロパー・コースより風上を帆走している。これは、ジャイブを必要とする場合であったとしても同様である。

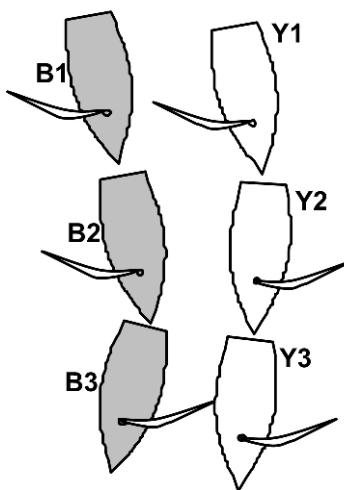
TR CALL G5

規則 10 反対タックの場合

規則 15 航路権の取得

質問

B と Y は、オーバーラップして横に並び、艇体間が 1/2 から 1 艇身離れてポート・タックのランニングで帆走している。風上艇 Y が、スターボード・タックへジャイブし、その後、コースを維持する。B はジャイブすることにより速やかに応じるが、B のブームが Y の艇体に当たる。Y が抗議する。どのようなコールをするのがよいか？



回答

Y がスターボードへジャイブするときに、Y は航路権を取得し、初めに B に対し、避けているためのルームを与えるなければならない。

B が速やかにシーマンらしいやり方で反応し、接触が起こる場合には、Y は規則 15 に違反している。Y にペナルティーを課す。

B が対応を遅らせるか、シーマンらしくないやり方でジャイブするかのいずれかで、結果的に接触が起こった場合には、B は規則 10 に違反している。B にペナルティーを課す。

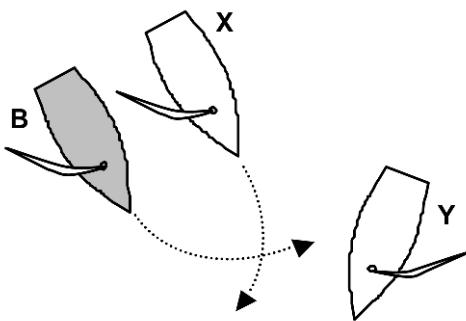
ある艇が航路権を取得し、他の艇が避けているために行動をとらなければならない場合、避けている必要がある艇はその行動を直ちにとり始めなくてはならず、航路権艇は相手がそうするためのルームを与えるなくてはならない。シーマンらしいジャイブには、ジャイブの終わりにブームを外に出すことも含まれるが、必ずしもフルに出す必要はない。また、それは艇をロールさせることも含むが、あくまでも操舵を容易にする程度においてである。一般原則 4 も参照すること。

TR CALL G6

- 規則 11 同一タックでオーバーラップしている場合
規則 17 同一のタックでのプロパー・コース
規則 19 障害物を通過するためのルーム

質問 1

B と X は、風下へ向かうレグで、ポート・タックでオーバーラップしている。B は規則 17 に従わなければならない。両艇は、スターボード・タックの Y と衝突するコースにいる。X はジャイブするためのルームを求めて声をかけるが、B は Y の後方を通過するためにラフし、それは B にとってプロパー・コースである。X は避けていて、抗議する。どのようなコールをするのがよいか？



回答 1

ペナルティーを課さない。

障害物において、艇間には規則 19 が適用される。航路権艇は障害物のどちら側を通過するかを選ぶことができる。X は B を避けていなければならず、また、B はプロパー・コースより風上を帆走してはならない。X は B を避けておりし、障害物を通過する間、B に対し、ルームを与えていている。

質問 2

障害物のどちら側を通過するか選ぶ前に、B はどれくらい障害物に近づいてよいか？

回答 2

もし B がラフすることを選ぶ場合、B が Y を避けており、かつ X が B と Y の両艇を避けていることができるほど十分に、B は Y から離れていかなければならない。コール L10 も参考すること。もし B がジャイブすることを選ぶ場合、規則 19.2(b)に従って Y の同じ側を通過するためのルームを X に与えるのに十分なだけ、B は Y から離れていかなければならない。

[コール G7 はありません。]

TR CALL G8

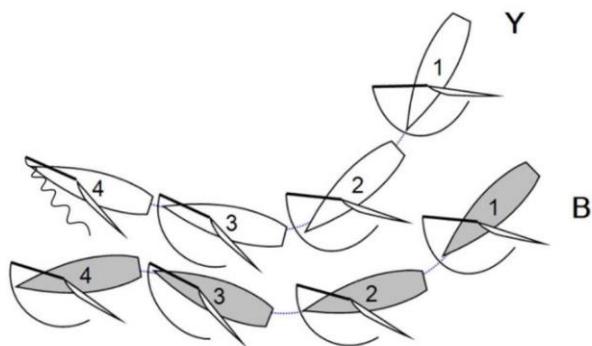
規則 11 同一タックでオーバーラップしている場合

規則 16.1 コース変更

定義 ルーム

質問

2 艇のキールボートの B と Y は、スピネーカーをあげてランニングを帆走しており、オーバーラップしている。規則 17 は適用されない。B はラフを続け、Y はラフすることにより避けている。Y は、もはやスピネーカーの大部分をはらませ、引き込み続けることができなくなったとき、コースを維持し、スピネーカーを降ろす。Y がそのようにしている間、B は接触を回避するためにペア・アウエイし、Y を抗議する。接触は無い。どのようなコールをするのがよいか？



回答

ペナルティーを課さない。

B がコースを変更するとき、規則 16.1 により、B は Y に対し、避けているためのルームを与えるなければならず、そのルームには、シーマンらしいやり方で速やかに操船するためのスペースも含まれる。位置 3 の後、Y は、シーマンらしいやり方で操船を続けるためにスピネーカーを降ろす必要があった。位置 4 で、B は、Y に避けているためのルームを与えるためにペア・アウエイすることにより、規則 16.1 に従っている。

この回答は、B がスピネーカーをあげていない場合、または異なる種類のスピネーカーをあげている場合でも当てはまる。

コール A3 も参照すること。

避けている必要がある風上艇のルームには、スピネーカーを降ろすことがシーマンらしい場合には、スピネーカーを降ろすためのルームも含まれる。これは、風の強さ、スピネーカーの大きさや形などの要因によって決まる。

TR CALL H1

規則 12 同一のタックでオーバーラップしていない場合

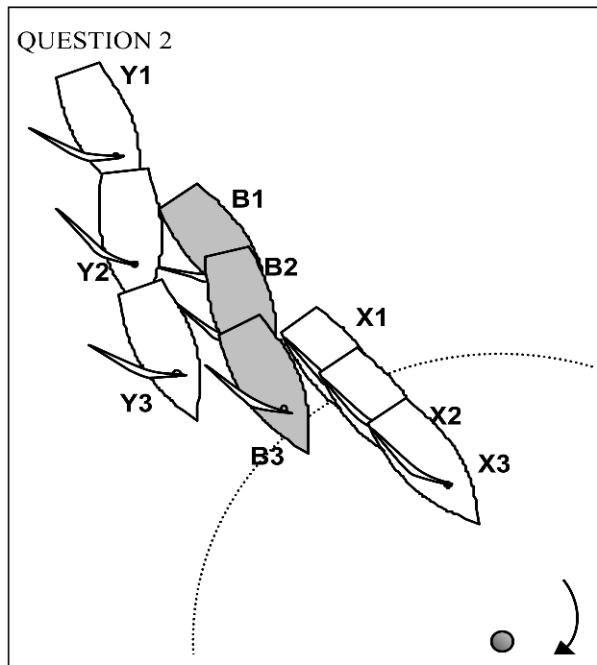
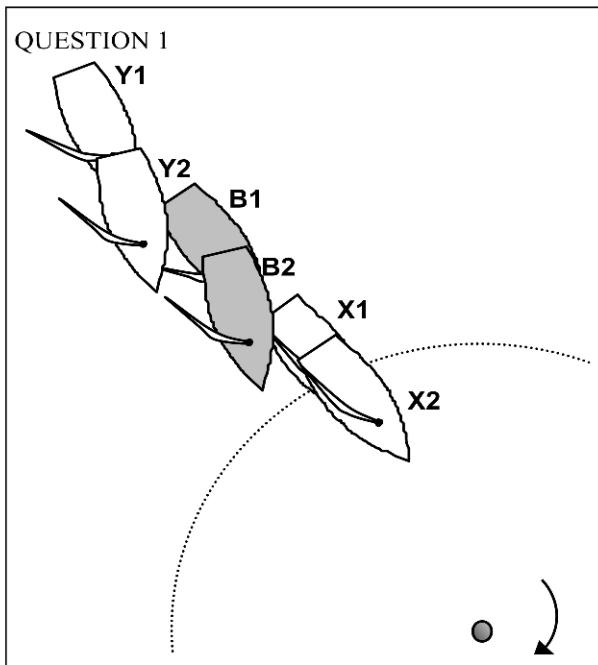
規則 18.2 マークルームを与えること

規則 19 障害物を通過するためのルーム

定義 マークルーム、ルーム

質問 1

B、X、Y の 3 艇は、全艇ポート・タックで、互いに直ぐ後ろの状態で、ジャイブ・マークに近づいている。X は B のクリア・アヘッドでゾーンに到達し、ゾーン内に入ったところで止まる。Y は B の風下を通過するコースヘベア・アウェイする。そこで B は X の風下を通過するコースヘベア・アウェイし、Y と B はオーバーラップする。Y と B がオーバーラップしたとき、B はもはや X の風上を通過することはできない。Y は B を回避するためにベア・アウェイして抗議する。どのようなコールをするのがよいか？



回答 1

ペナルティーを課さない。

X は当初、B と Y にとって障害物である。なぜなら、両艇とも規則 12 により X を避けていかなければならぬからである。B と Y は規則 18.2(b)によりどちらも X にマークルームを与えなければならない。位置 1において、B は Y に対して航路権があり、規則 19.2(a)により、障害物である X のどちら側を通過するかを選ぶことができる。B と Y がオーバーラップしたとき、規則 19.2(b)により、Y は、B が X に与える必要があるマークルームのスペースも含めて、B に対し、ルームを与えてなければならない。

ひとたび両艇が X の風下にオーバーラップするや、航路権は変わり、X はもはや B と Y にとって障害物ではなくなる。しかしながら、B と Y は、X にマークルームを与える必要があり、かつ今や X の内側にオーバーラップしているがために、規則 18.2(c)(2)により、X に対し、プロパー・コースを帆走するルームも与えなければならない。

コール F2 も参照すること。

質問 2

B がマークのゾーンに到達したときに、B と Y がオーバーラップしている場合、両艇の行動はどのように制限されるか？

回答 2

B と Y は規則 18.2(b)に従って、X に対し、マークルームを与えなければならない。B が X の風下にオーバーラップするまで、X は障害物なので、Y は B に対し、自艇と X の間を通過するルームもまた与えなければならない。（上記回答 1 を参照すること。）

B がゾーンに入ったとき、B は Y の外側にオーバーラップしているので、その後、両艇間のオーバーラップが解けたかどうかにかかわらず、B は規則 18.2(b)により Y にマークルームを与えなければならない。オーバーラップが始まっているときからではマークルームを与えることができない場合には、B はマークルームを与える必要はない。規則 18.2(f)を参照すること。しかしながら、もし B がスピードを遅くして X の後方にラフすることにより Y にマークルームを与えることができる場合には、規則 18.2(f)は適用されず、B がそうしない場合、B は規則 18.2(b)に違反することになる。

X がいることによって、B と Y の両艇は、マークの正しくない側を通過しなければならないことになる可能性がある。

レース中の艇は、他艇が避けている必要があり、かつその場合に限り、他艇にとって障害物である。

TR CALL H2

規則 15 航路権の取得

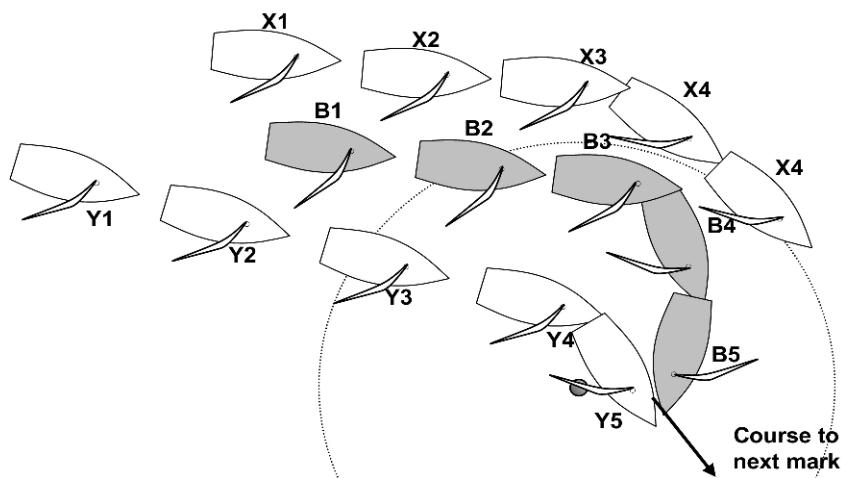
規則 18.2 マークルームを与えること

規則 31 マークとの接触

規則 43 免罪

質問

B、X、Y の 3 艇は、スターボードに見て通過するオフ・ウィンド・マークに近づいている。マーク後のプロパー・コースは、ポート・タックのブロード・リーチである。規則 17 は B には適用されない。B がゾーンに到達したとき、Y はクリア・アスターである。Y がマークの横に来たとき、B は、Y が自艇とマークの間を通過するのを妨げるために、ベア・アウェイし、ジャイブする。Y は、B とマークに接触し、抗議する。どのようなコールをするのがよいか？



回答

B にペナルティーを課す。

B がゾーンに到達したとき、B は Y のクリア・アヘッドであり、それ以降、Y は B にマークルームを与えなければならない。Y が B の内側にオーバーラップしたとき、Y は B に対し、B がプロパー・コースを帆走するルームもまた与えなければならない。Y はそうしており、規則 18.2(b)または(c)にも違反していない。

B がジャイブするとき、Y に対し、初めに避けていたためのルームを与えなければならない。B はそうしておらず規則 15 に違反している。位置 4 の後、B は、プロパー・コースも、得る資格のあるマークルームも帆走していないため、規則 43.1(b)に基づき免罪される資格は無い。Y は規則 10 および 31 に違反しているが、Y は、規則 15 により B から得る資格のあるルームを帆走しているため、規則 43.1(b)に基づき免罪される。

[コール H3 はありません。]

TR CALL H4

規則 18.1 規則 18 が適用される場合

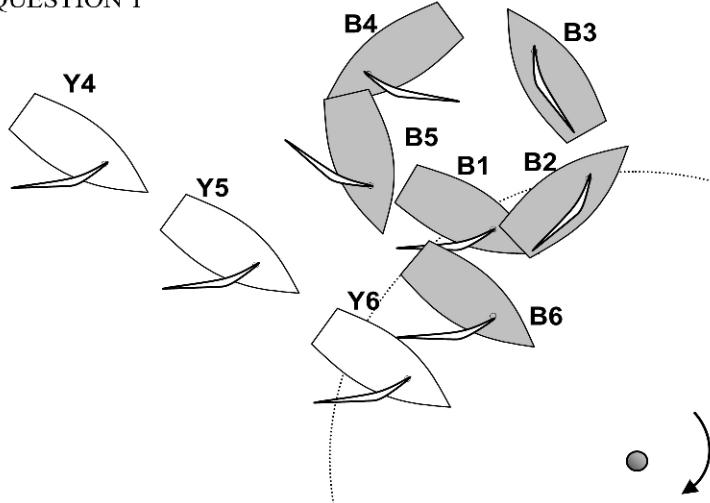
規則 18.2 マークルームを与えること

規則 21.2 ペナルティーの履行

質問 1

ポート・タックの B は、A の十分前方で、スターボードに見て通過するマークの 2 艇身以内にいる。そのときに、B は反時計回りの 1 回転ペナルティーを履行する。B がペナルティーを完了した直後に、Y はゾーン内にいて、B の内側にオーバーラップする。Y はマークルームを求めて声をかける。B はルームを与え、抗議する。どのようなコールをするのがよいか？

QUESTION 1



回答 1

ペナルティーを課さない。

B が位置 2 と 3 の間で風位を越えたとき、規則 18.2(b)の適用が終わり（規則 18.2(d)を参照すること。）、B はもはやマークルームの資格は無い。その上、B が位置 3 でゾーンを離れたとき、どの艇もゾーン内にいないので、規則 18 は適用されなくなる。B はペナルティー履行中、規則 21.2 に従わなければならず、避けている必要がある艇である。位置 4 の手前で両艇はオーバーラップし、B が位置 5 でペナルティー履行を完了したとき、今や規則 11 により、B は引き続き避けている必要がある艇である。その後、両艇のうちの最初の艇がゾーンに到達したときから、規則 18 が再び適用され、B は外側艇として規則 18.2(b)に従って、Y に対し、マークルームを与えなければならない。

質問 2

マークをポートに見て回航すること以外は、同じ状況である。位置 5 で、B はマークルームを求めて声をかける。Y はマークルームを与え、抗議する。どのようなコールをするのがよいか？

回答 2

ペナルティーを課さない。

両艇のうち最初の艇がゾーンに到達したとき、両艇はオーバーラップしている。規則 18.2(b)が適用され、YはBに対し、マークルームを与えなければならない。

TR CALL H5

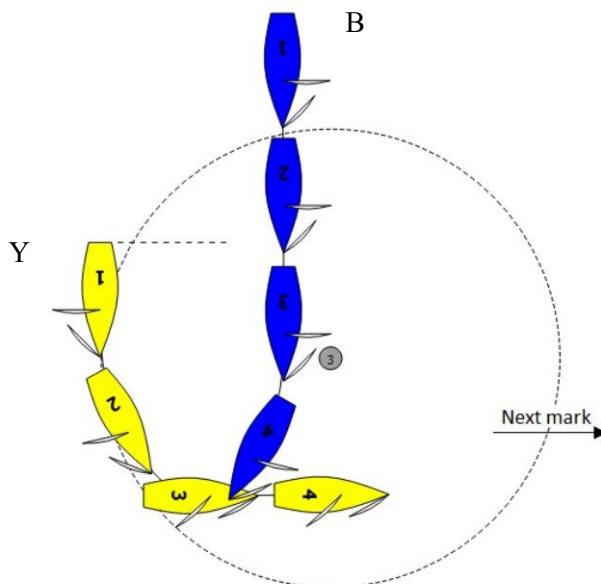
規則 18.2 マークルームを与えること

規則 43 免罪

定義 マークルーム

質問

ポート・タックの Y は、ポートに見て通過する風下マークのゾーンに入ったとき、スター ボード・タックの B のクリア・アヘッドである。Y は、マークの風下に向けて帆走し、位置 3 の前に、次のマークに向かうコースに方向転換する。B は、位置 4 の直前までコースを維持し、Y を回避するためにラフする。B が抗議する。どのようなコールをするのがよいか？



回答

ペナルティーを課さない。

マークルームには、「求められた側でマークを通過するためのルーム」が含まれる。艇がまだマークに近づいているか、マークを通過中の場合、その艇は依然として求められた側でマークを通過している最中である。

Y がゾーンに入ったとき、Y は B のクリア・アヘッドであり、規則 18.2(b)により、それ以後、B は Y に対し、マークルームを与えなければならない。Y が位置 4 のとき、マークルームはまだ完全に与えられ終わっておらず、それゆえ、規則 18.2(b)は依然として適用され、規則 18.2(d)は適用されない。B は Y に対し、マークルームを与えており、規則 18.2(c)(2)に従って Y がプロパー・コースを帆走するルームも与えている。B はどの規則にも違反していない。

位置 3 と 4 で、Y はプロパー・コースを帆走しているので、Y は、B から得る資格のあるルームを帆走している。Y は、B との規則 10 違反について、規則 43.1(b)に基づき免罪される。

特にオフ・ウィンド・マークにおいて、艇がマークから大きく離れてマークを回航する場合、その艇のプロパー・コースは、求められた側でマークを通過し終わる前に、マークに向かって近づくことではなくなることがある。このような場合であっても、規則18.2(b)は依然として適用されるが、得る資格のあるマークルームには、もはやマークへ帆走するためのルームは含まれない。

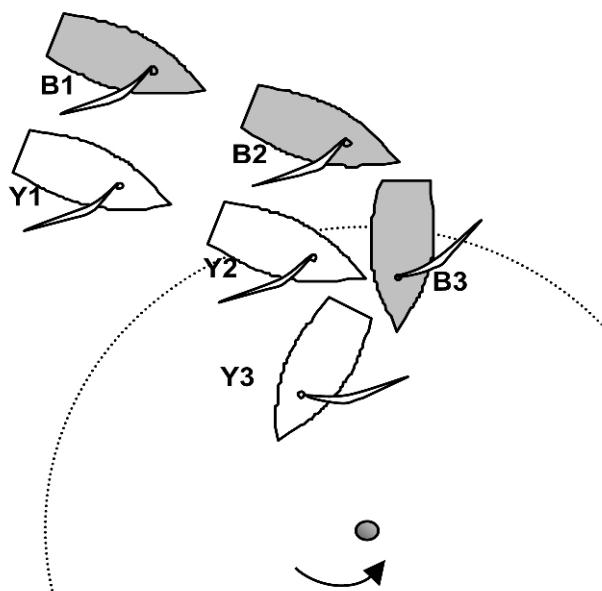
TR CALL J1

規則 18.1 規則 18 が適用される場合

規則 18.2 マークルームを与えること

質問

B と Y はオーバーラップしており、ポートを見て通過する風下マークへ向かって、ポート・タックのブロード・リーチで帆走している。Y にはプロパー・コースの制約はなく、マークの風上約 1.5 艇身のコースへ向かっている。Y は、マークから 1.5 艇身になるまで、コースを維持しており、それから B に対し、マークルームを与えるためにジャイブする。B が抗議する。どのようなコールをするのがよいか？



回答

Y にペナルティーを課す。

規則 18 は、両艇のうち 1 艇がゾーンに入ったときに、適用され始める。その時点から、Y は、B にマークルームを与えるためのコースを取らなければならない。Y は位置 2 ～ 向けてコースを保持することにより、規則 18.2 (b) に違反している。

B がルームを求めて声をかけたか否かは、重要ではない。

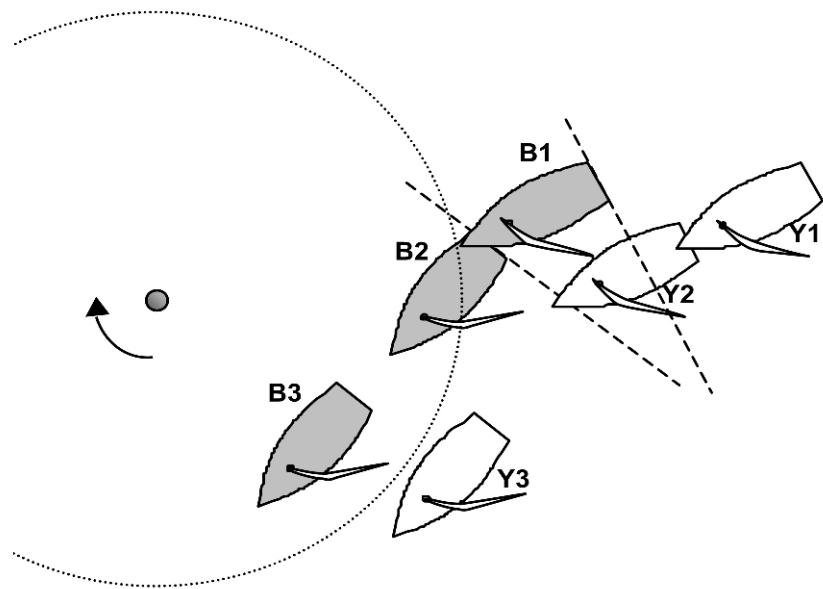
マークルームを与えることが求められている艇は、規則 18 が適用され始める時点から、マークルームを与えなければならぬ。

TR CALL J2

- 規則 11 同一タックでオーバーラップしている場合
規則 18.2 マークルームを与えること
規則 43 免罪
定義 マークルーム

質問

B と Y はスターボードに見て通過する風下マークに近づいている。B はゾーンに到達したとき、Y のクリア・アヘッドである。B はベア・アウェイし、位置 2 で、Y は風下にオーバーラップする。B はコースを維持し、しばらくして Y は B を回避するためコースの変更が必要となる。Y が抗議する。どのようなコールをするのがよいか？



回答

B にペナルティーを課す。

B がゾーンに到達したとき、規則 18 の適用が始まり、Y は B に対し、マークルームを与えないければならず、Y はそうしている。位置 2 から B は風上艇であり、規則 11 により Y を避けていなければならない。B はそうしていないので規則 11 に違反している。両艇が位置 1 でオーバーラップしていたとしても、回答は同じである。

マークルームには B がマークへ帆走するためのルームが含まれるが、B は、マークへ向かうコースより風下を帆走しており、得る資格のあるマークルームを帆走していないので、規則 11 違反について、規則 43.1(b)に基づき免罪されない。

TR CALL J3

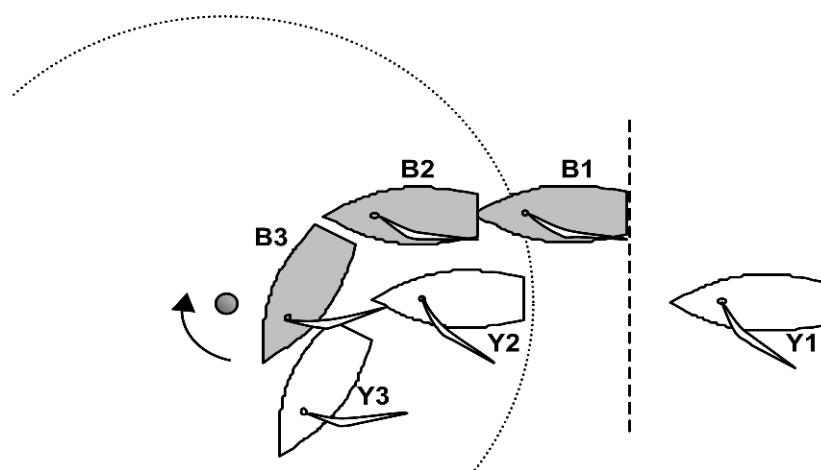
規則 11 同一タックでオーバーラップしている場合

規則 18.2 マークルームを与えること

規則 43 免罪

質問

B は、風下マークのゾーンに入ったとき、リーチで Y のクリア・アヘッドである。B のコースはマークの風上に向かっている。B は速度を落とし、Y が B の風下で約 1/2 艇幅にオーバーラップする。B はそのとき、マークを回航するために急激にベア・アウェイする。Y は速やかに反応するが、ルームを与えることはできない。Y が抗議する。どのようなコールをするのがよいか？



回答

Y にペナルティーを課す。

Y は B に対し、マークへ帆走するためのルームを与えなければならない。位置 2 で、Y はそうしていないので規則 18.2(b)に違反している。

位置 2 の後、B はベア・アウェイするときに、規則 11（第 2 章 A 節の規則）に違反している。しかしながら、B は、マークへ帆走しており、得る資格のあるマークルームを帆走しているので、規則 43.1(b)に基づき免罪される。

TR CALL J4

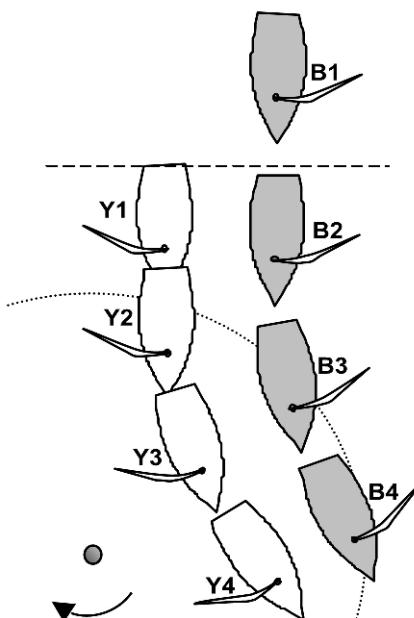
規則 10 反対タックの場合

規則 18.1 規則 18 が適用される場合

規則 18.2 マークルームを与えること

質問

ポート・タックの Y とスターボード・タックの B は、ランで平行するコースを帆走しており、スターボード回りの風下マークに近づいている。Y は、ゾーンに到達したとき、クリア・アヘッドである。Y は速度を落とし、B が Y の外側にオーバーラップする。そのとき、Y はマークを通り過ぎて帆走しており、わずかにラフする。B はコースを変更しなければならず、抗議する。どのようなコールをするのがよいか？



回答

Y にペナルティーを課す。

Y は、ゾーンに到達したときにポート・タックであり、避けていなければならない。しかしながら、Y は規則 18.2(b)によりマークルームを得る資格がある。

位置 2 で、Y はマークへ向かうコースを帆走しており、B が Y に対し、マークルームを与える義務はまだ続いている。

位置 3 の後、Y はもはやマークへ向かうコースを帆走していないし、回航もしていない。Y は規則 10 により避けていなければならないが、B にコース変更させているので、避けていない。

TR CALL J5

規則 10 反対タックの場合

規則 11 同一タックでオーバーラップしている場合

規則 17 同一タックでのプロパー・コース

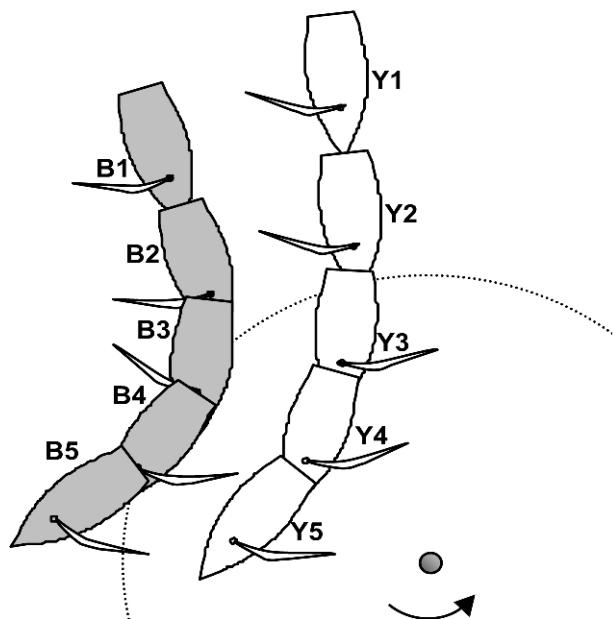
規則 18.2 マークルームを与えること

規則 D1.1 規則 18.4 の削除

定義 オーバーラップ

質問

Y と B はオーバーラップしながら、ポートに見て通過する風下マークに向かって、ポート・タックのランニングで帆走している。ゾーンの内側となったとき、Y はスターボードへジャイブし、B に向かってコースを変更する。B はジャイブを強いられ、Y はその後、B をマークから離すようにラフする。B が抗議する。どのようなコールをするのがよいのか？



回答

ペナルティーを課さない。

位置 2 から、B は Y に対し、マークルームを与えなければならない。

Y は、ジャイブしたときに航路権を取得し、そのときから B は避けている必要もある。規則 18.4 は規則 D1.1(c)により削除されているので、Y にはジャイブする義務は無い。規則 17 は適用されないので、Y はプロパー・コースより風上を帆走できる。

Y は位置 3 から、B に避けているためのルームを与えている限り、ラフする資格がある。

TR CALL J6

規則 17 同一タックでのプロパー・コース

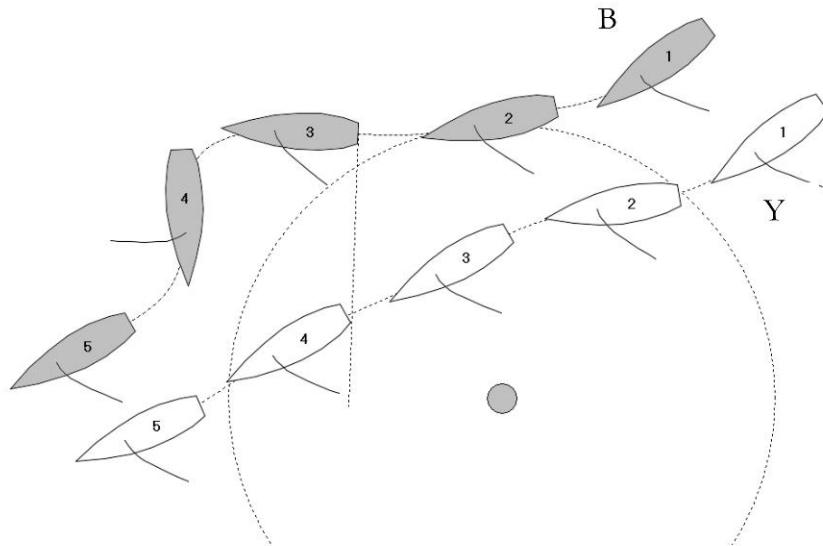
規則 18.1 規則 18 が適用される場合

定義 オーバーラップ

質問 1

Y と B はオーバーラップしながら、ポートに見て通過する風下マークに近づいている。

規則 17 は Y には適用されない。位置 3 で、B はラフし、オーバーラップを解く。位置 4 で、B はポートにジャイブするが、タックを変えるより前に、両艇は再びオーバーラップする。Y はコースを維持し、「スターボード」と声をかける。B は避けているためにジャイブする。有効な抗議が行われる。どのようなコールをするのがよいか？



回答 1

ペナルティーを課さない。位置 4 でジャイブする前に、B はベア・アウェイし、新たにオーバーラップする。非常に短い時間、B と Y は同一のタックで、その間 Y は、規則 17 によりプロパー・コースより風上を帆走してはならない。ほとんどその直後、B がタックを変えたとき（位置 4）、規則 17 の適用は終了し、それ以後、オーバーラップが続いている間は適用されない。

質問 2

どちらの艇もゾーン内にいない場合も、回答は同じか？

回答 2

同じである。

TR CALL J7

規則 11 同一タックでオーバーラップしている場合

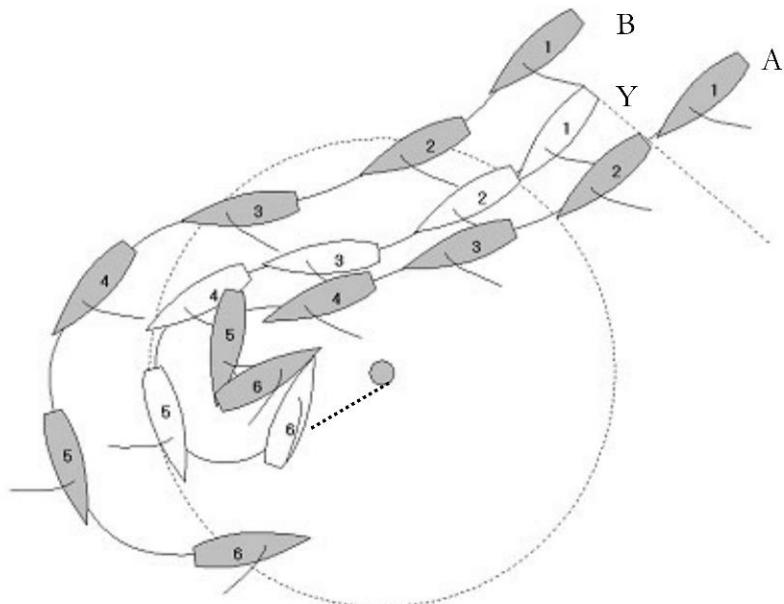
規則 16.1 コース変更

規則 18.2 マークルームを与えること

規則 43 免罪

質問

Yは、ポートを見て通過する風下マークのゾーンに到達したとき、Aのクリア・アヘッドで、Bの風下にオーバーラップしている。YとBの間には規則17は適用されない。Yは規則16に違反することなく、ラフしてBをマークから遠ざける。Yはゾーン内に留まつたまま、Aが内側でマークを回航するのを阻止するため、ジャイブして戻る。Yは、ジャイブ後、Aに対し、避けているためのルームを与えずに、マークを回航するためのプロパー・コースより明らかに風上まで、急速にラフする。YとAの間に接触が起こる。抗議が行われる。どのようなコールをするのがよいか？



回答

Yにペナルティーを課す。

ゾーンにおいて、AはYのクリア・アスターんだので、規則18.2(b)により、それ以降、AはYに対し、マークルームを与えなければならない。さらに、AがYの内側にオーバーラップした位置4からは、規則18.2(c)により、AはYに対し、Yがプロパー・コースを帆走するルームも与えなければならない。しかしながら、Yがラフするとき、YはAに対し、避けているためのルームを与えておらず、規則16.1に違反している。Yはプロパー・コースを帆走していないし、マーク回航もしていないので、規則43.1(b)に基づき免罪されない。YはAに対し、避けていたために必要なルームを与えていないので、Aは、規則11違反について、規則43.1(b)に基づき免罪される。

マークルームを得る資格のある艇は、その艇のコース変更が、その艇が得る資格のあるマークルームの帆走と一致している場合、または、規則 18.2(c) が適用され、その艇のプロペラ・コースの帆走と一致している場合には、規則 43 に基づき規則 16.1 違反は免罪される。

TR CALL J8

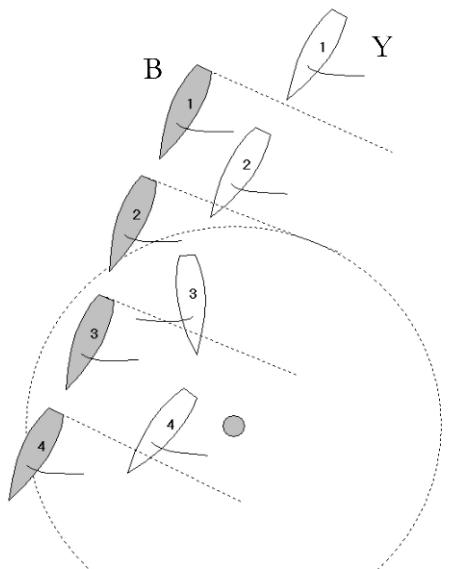
規則 17 プロパー・コース

質問

ポートに見て通過する風下マークに近づいているとき、Yは、Bがゾーンに入る前に、Bの風下にクリア・アスターからオーバーラップする。そして、Yはポートにジャイブし、オーバーラップを続けたまま、スターボードにジャイブを返す。

Yはマークを回航せず、スターボードで帆走し続け、それによりプロパー・コースより風上となる。

Bは有効な抗議をする。どのようなコールをするのがよいか？



回答

ペナルティーを課さない。

Yが最初にオーバーラップしたとき、Yは規則 17 に従わなくてはならず、プロパー・コースより風上を帆走することはできない。Yがジャイブするや、両艇は反対タックとなり、規則 17 はもはや適用されない。

Yがスターボード・タックに戻ると、規則 17 は適用されない。なぜなら、ひとたび規則 17 適用のスイッチがオフになった場合、同じオーバーラップが続く間は、再びスイッチがオンに戻ることはないからである。Yはプロパー・コースより風上を帆走する資格がある。

TR CALL J9

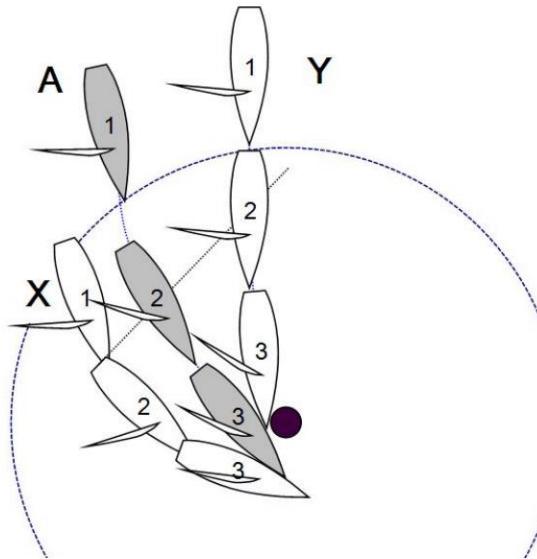
規則 11 同一タックでオーバーラップしている場合

規則 18.2 マークルームを与えること

定義 43 免罪

質問 1

X は、A と Y のクリア・アヘッドで、ポートに見て通過する風下マークのゾーンに入る。X は、A を X の外側に追い出して、チームメイトの Y を A より先に行かせることを試みて、マークの風下で減速する。3 艇すべてに接触があり、Y はマークにも当たる。Y が抗議する。どのようなコールをするのがよいか？



回答 1

A と Y にペナルティーを課す。

Y は X に対し、マークルームを与えていないため、規則 18.2(b)および 18.2(c)(2)に違反している。Y は、マークの反対側を通過することにより、これらの規則に従うことができるので、規則 43.1(a)に基づき免罪されない。

A は、X に対して規則 11 および 18.2(c)(2)に違反し、X と Y の両艇に対して規則 18.2(b)に違反している。どの場合であっても、A は免罪される資格は無い。

たとえ X が A と Y にとって障害物であっても、規則 19 は適用されない。（規則 19.1(b)を参照すること。）

質問 2

Y が複数の接触を回避するために、マークの正しくない側を帆走する場合も、コールは同じか？

回答 2

異なる。A のみにペナルティーを課す。Y はどの規則にも違反していない。

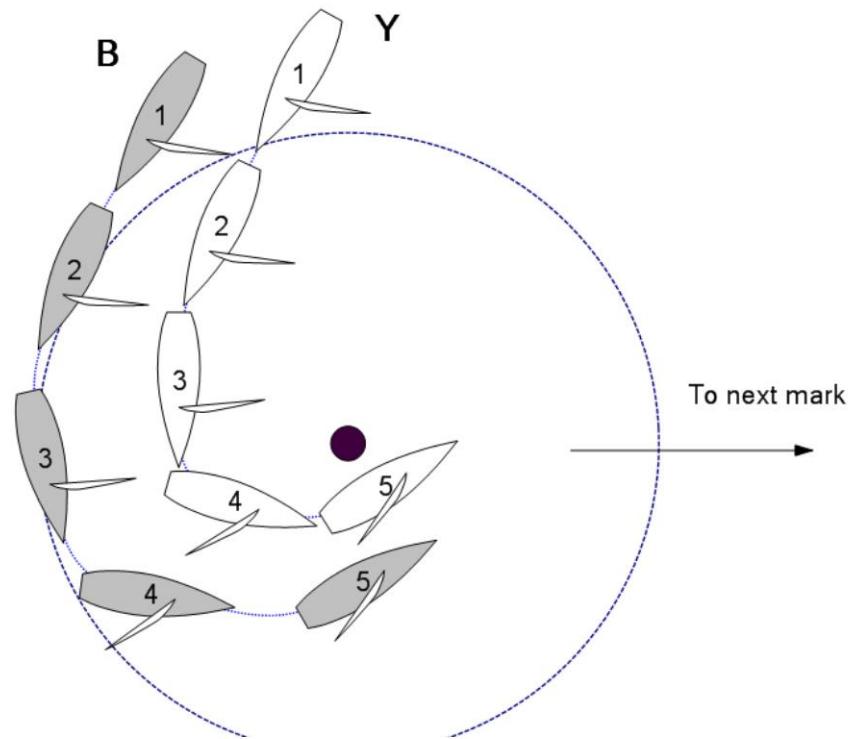
TR CALL J10

規則 18.2 マークルームを与えること

定義 マークルーム、コースの帆走

質問

Y が風下マークのゾーンに入ったとき、B と Y はともにスターボード・タックでオーバーラップしており、Y が内側である。Y は規則 17 に従わなければならない。位置 3 の後、Y はマークを回航するためにジャイブする。B は、Y と同時にジャイブし、Y の外側にオーバーラップする。Y がマークを通過しているとき、B は Y を次のマークに向かうコースよりも風上にラフさせる。Y は速やかに応じ、B を避けている。抗議が行われる。どのようなコールをするのがよいか？



回答

ペナルティーを課さない。

Y がゾーンに入ったとき、Y は B の内側にオーバーラップしており、それ以降、規則 18.2(b)により、B は Y に対し、マークルームを与えなければならない。Y は、定義どおりに、マークと接触せずにコースの帆走を行うのに必要なだけの、マークを回航するためのルームを得る資格がある。艇の航跡を示すぴんと張られた糸がマークの定められた側を通過するとき、その艇はコースの帆走を行っている。B は Y にこのルームを与え、さらに規則 16.1 に従って、Y に対し、避けているためのルームも与えている。B はどの規則にも違反していない。

TR CALL K1

規則 28.1 コースの帆走

規則 44.2 1回転と2回転ペナルティー

規則 D1.1 他艇に対する妨害

規則 D3 レースの得点

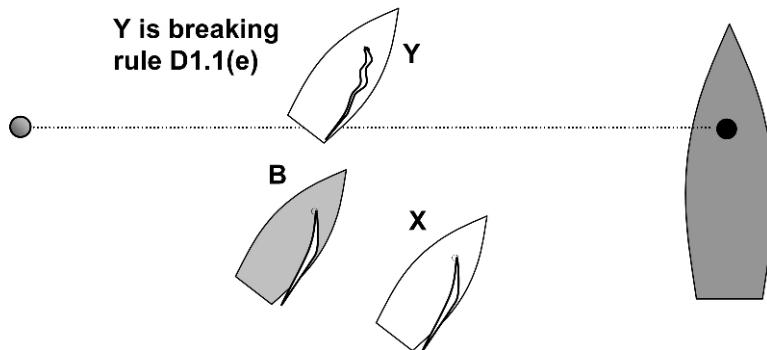
定義 フィニッシュ

質問 1

フィニッシュした艇の義務は何か？

回答 1

艇がフィニッシュした後、フィニッシュしていない艇を妨害するような行動をする場合には、規則 D1.1(e) に違反する。そのような行動とは、ラフしたりセールを逆に張ったりすること、その他、他艇を遅くしたり他艇に自艇を回避させたりするように帆走することが含まれる。しかしながら、艇のその行動が常識的に回避できない場合には、規則 D1.1(e)の違反とはならない。例えば、フィニッシュ船との接触を回避するためにタックする必要があつたり、航路権艇を避けている必要があつたりする場合である。



質問 2

フィニッシュ・ラインにはペナルティーを完了するための定められた側はあるか？

回答 2

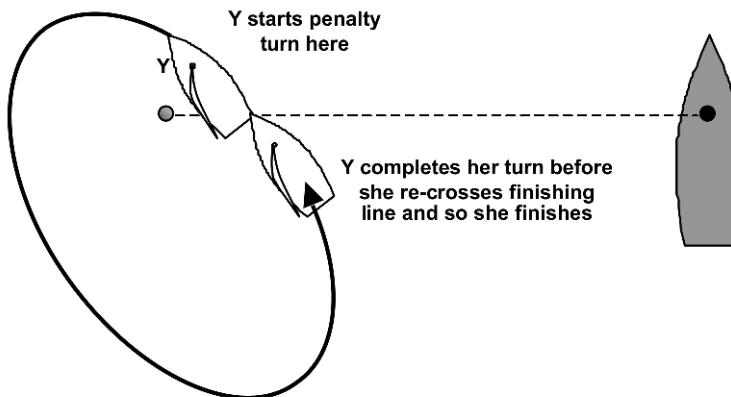
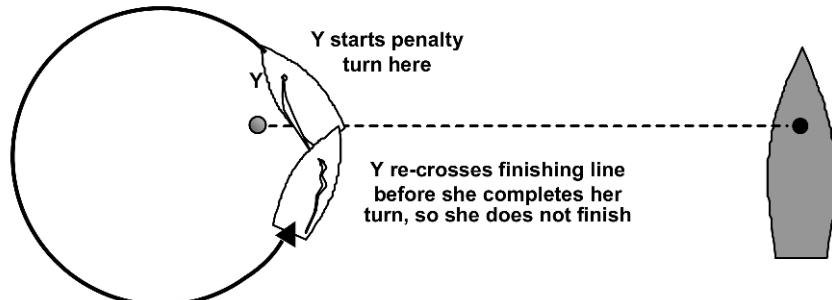
無い。規則 44.2 は、艇がペナルティーを完了した後、フィニッシュするためにフィニッシュ・ラインを横切る前にその艇の艇体が完全にフィニッシュ・ラインのコース・サイドになければならないことを求めている。次ページの見取図を参照すること。

質問 3

ペナルティーを履行する必要のある艇は、ペナルティー回転をしている間にフィニッシュ・マークを回って帆走してよいか？

回答 3

よい。このことを禁止している規則はなく、その艇のコースは規則 28.1 に従っている。しかしながら、フィニッシュするためにはフィニッシュ・ラインを再度横切る前に、ペナルティーを完了させなければならない。



質問 4

艇が、ペナルティーを完了する前に、フィニッシュ・ラインを再度横切った場合には、レース委員会とアンパイアは何をすればよいか？

回答 4

アンパイアは、フィニッシュ・ラインを横切る前にペナルティーが完了したかどうかを判定しなければならず、完了していない場合は、レース委員会に報告しなければならない。

艇は、定義どおりにフィニッシュしていない場合、レースに参加資格のある艇数に等しい得点を記録されなければならない。（規則 D3.1(a)を参照すること。）

艇は、ジャイブを先にした場合はタッキング後にクロースホールドのコースになったとき、または、タックを先にした場合はジャイビング後にメインセールが新しい側ではらんだとき、ペナルティーを完了する。

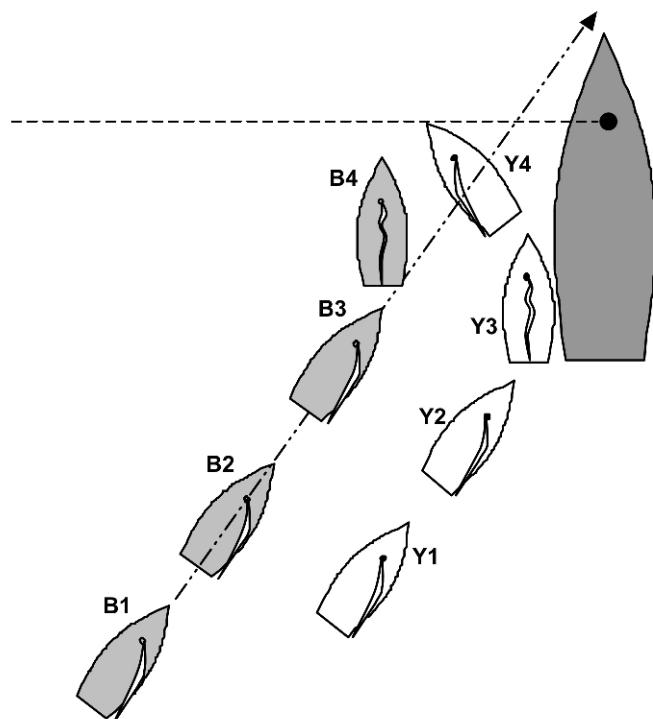
TR CALL K2

規則 20 障害物においてのタックするためのルーム

質問

Y と B は、フィニッシュ・ラインのスター・ボードの端にあるコミティー・ボートに向かって、ポート・タックのビートで帆走している。

B はコミティー・ボートをフェッチすることができるが、風下艇の Y はできない。Y はコミティー・ボートまで帆走し、タックするためのルームを求めて声をかける。B は応じない。Y は 2 度目の声をかけ、ラフして風位を越える。それに応じて B はタックし、抗議する。どのようなコールをするのがよいか？



回答

両艇にペナルティを課す。

B はマークであるコミティー・ボートをフェッチすることができるので、Y にはタックするためのルームを求めて声をかける資格は無い。Y は声をかけることにより規則 20.1 に違反している。しかしながら、ある艇がタックするためのルームを求めて声をかける場合、規則 20.2(b) により、声をかけられた艇は、その声かけが規則 20.1 の要件を満たさなくても、声かけ応じなければならない。B はそうしていないので、規則 20.2(b) に違反している。

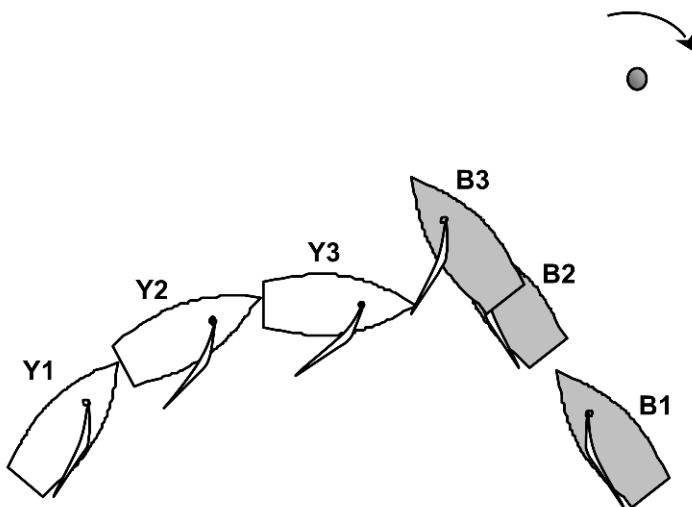
TR CALL L1

規則 43 免罪

規則 D2.3 アンパイアが発議するペナルティー

質問

風上マークに近づいているとき、ポート・タックの Y は、スターボードの B の後方を通過するために、ベア・アウェイする。Y は避けているが、そのときに B の乗員が突然ブームを押し出し、メインセールを逆に張り、B のブームが Y のリギンに当たる。B が抗議する。どのようなコールをするのがよいか？



回答

Y は規則 10 に違反しているが、それは B の行動により強いられたものであり、B の行動はスポーツマンシップ違反である。規則 D2.3(g)に基づき B にペナルティーを課し、規則 43.1 (a)に基づき Y を免罪する。

(World Sailing ケース 73 とコール A4 も参照すること。)

航路権艇が、自らのコースの帆走を続けてはいるが、接触を起こすことを意図しているとしか考えられないような故意の行為により、そうしなければ避けていられたであろう避けている必要がある艇と接触を起こした場合、それはスポーツマンシップ違反である。

TR CALL L2

規則 21.2 ペナルティーの履行

規則 23.2 他艇に対する妨害

定義 44.2 1回転と2回転ペナルティー

事実

風上に向かうビートにおいて、B はポート・タックで、他艇から十分離れている。B は、ペナルティーを履行するためにベア・アウェイする。Y はスターボードにタックし、B と衝突するコースになる。B は、Y を避けていたためにラフし、それからジャイブして速やかにペナルティーを完了する。抗議が行われる。

判決

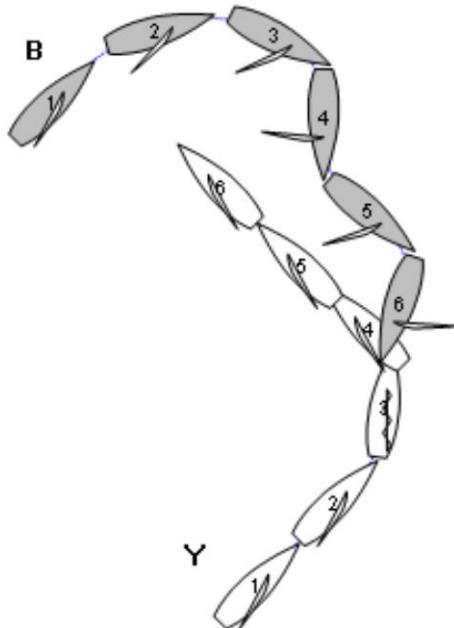
ペナルティーを課さない。

位置 2 以降、B はペナルティーを履行している。コール L5 の回答 3 を参照すること。

B は、ペナルティーを履行している間、Y を避けていなければならず、ラフすることによってそのようにしており、規則 21.2 に従っている。その上、B は速やかにペナルティーを完了することによって、規則 44.2 にも従っている。

Y は、常時、プロパー・コースを帆走している。従って、Y に規則 23.2 は適用されず、Y はどの規則にも違反していない。

他艇から十分離れている艇が回転ペナルティーの履行を開始し、他艇の行動によって規則 21.2 に従っている回転が妨害された場合、その艇は、それから速やかにペナルティーを完了すれば規則 44.2 に従っている。



TR CALL L3

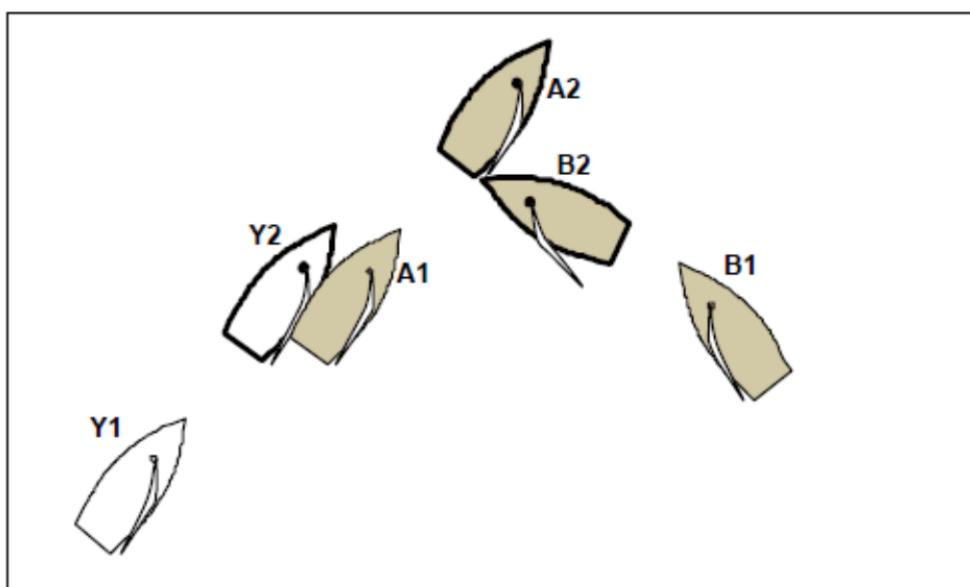
規則 10 反対タックの場合

規則 D1.2 抗議

規則 D2.3 アンパイアが発議するペナルティー

質問

風上に向かうビートで、A はポート・タックで Y の前にいる。B はスターボード・タックで、A と衝突するコースである。Y は B の後方を通過するように帆走し、避けている。B は、A から 3 艇身のときに、Y と衝突するコースへとベア・アウェイする。Y は直ぐにはコースの変更を必要としない。B が A の後方を通過するときに、接触がある。Y はタックし、抗議する。どのようなコールをするのがよいか？



回答

A にペナルティーを課す。

Y による抗議は、相手チームの艇間での接触であるので、規則 D1.2(a)により有効である。規則 D1.3(d)は適用されない。規則違反をした艇にペナルティーを課す。このケースでは、A が規則 10 に違反している。

抗議がなくても、アンパイアは規則 D2.3(b)により行動することができ、規則違反している艇にペナルティーを課すことができる。

TR CALL L4

規則 11 同一タックでオーバーラップしている場合

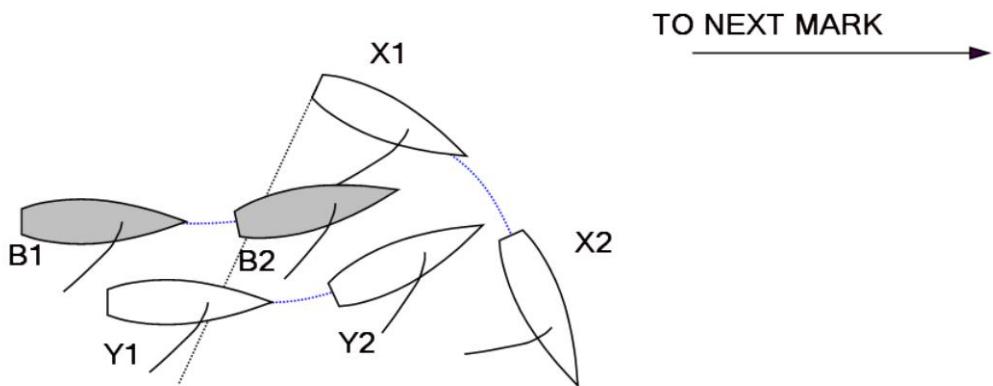
規則 17 同一タックでのプロパー・コース

規則 D1.3 ペナルティー

定義 プロパー・コース

質問 1

X はペナルティーを履行するために、他艇から離れようとして帆走している。Y は、X と B の両方の風下にオーバーラップしており、どちらのオーバーラップも規則 17 に従わなくてはならない。Y と B はともにプロパー・コースを帆走しているが、Y がコースを維持する場合には X と接触する。Y は X から 2 艇身になったところでラフし、結果として、Y と B は、X の後方を通過する。B は Y を避けていて、抗議する。どのようなコールをするのがよいか？



回答 1

X にペナルティーを課す。X は Y の風上にオーバーラップしており Y を避けていなければならない。Y は X を回避するためにラフしなければならぬので、X は避けておらず規則 11 に違反している。

インシデントは、同一チームの艇、X と Y の間であるが、B も巻き込んでいる。Y のプロパー・コースが X を回避するためにラフすることになり、そのラフが B に直接影響したのは、X が規則 11 に違反したからに他ならない。もし X が Y を避けていた場合には、Y のラフは規則 17 違反になるであろう。従って、規則 D1.3(d)は適用されず、X がペナルティーを課される。

質問 2

Y と B の間には規則 17 が適用されず、X と Y の間にのみ適用されることを除き、状況は質問 1 と同じである。どのようなコールをするのがよいか？

回答 2

ペナルティーを課さない。Y と B とのオーバーラップに関しては、Y に航路権があり、規則 17 の適用を受けない。従って、アンパイアは、Y のコース変更が X の接近によってもたらされたとみなすことはできない。Y と X の間に規則 17 は適用されているが、Y がラフするとき、Y は直ちに X の後方を帆走しているので、Y は規則に従っている。

ある艇が自チームの他艇を回避するためにコース変更する場合、それが、自チームの他艇が規則違反したためにそうしただけであり、その直接の結果として、相手チームの艇がコースを変更しなければならなくなつた場合には、インシデントは単に同一チームの艇間ではなく、規則 D1.3(d) は適用されない。

TR CALL L5

規則 21.2 ペナルティーの履行

規則 44.2 1回転と2回転ペナルティー

規則 D2.3 アンパイアが発議するペナルティー

質問 1

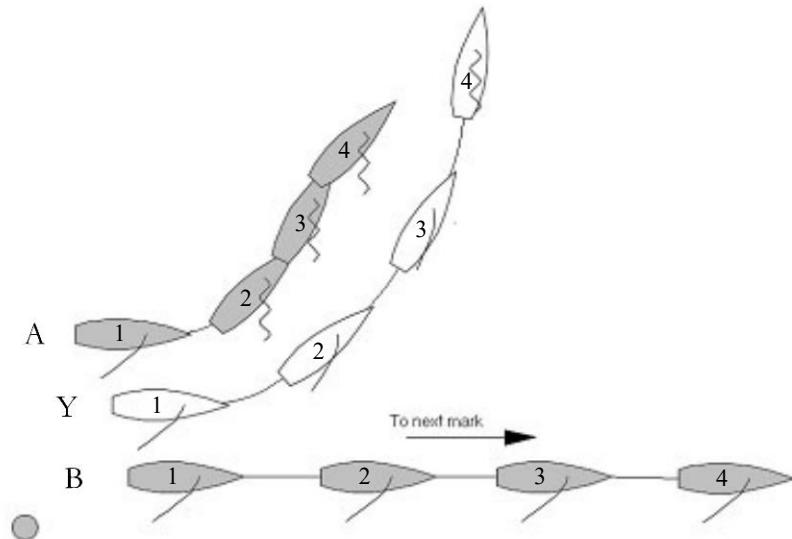
どのようにしてアンパイアは、ある艇が規則44.2に基づき正しくペナルティーを履行したかを判定するのか？

回答 1

インシデントの後、またはアンパイアにペナルティーを課された後できるだけ早く、初めに他艇から十分離れ、必要な数の回転を行うとき、艇は正しくペナルティーを履行したという。下記の回答は、これらの要件を明確にする。

質問 2

AとBは、Yの相手チームである。ペナルティーを課されたYに、規則17は適用されていない。Aは、Yを回避するためにコースを変更し、減速しなければならず、抗議する。どのようなコールをするのがよいか？



回答 2

Yは第2章のどのルールにも違反していないが、できるだけ早く他艇から離れていない。位置1において、Yは減速してBとA両艇の後方になり、それによって離れることができる。規則D2.3(f)に基づき、Yにペナルティーを課す。

質問 3

艇はどの時点で規則21.2に従わなければならぬか？

回答 3

規則21.2は、艇がペナルティーを履行するために明らかに回転をしているときから適用が始まる。艇が必要な最後のタックまたはジャイブを完了したとき、または完了する前にペナルティーの履行を止めたとき、適用は終わる。

質問 4

アンパイアはどの時点で、ペナルティーを正しく履行していない艇に対し、行動をとることができるか？

回答4

アンパイアは以下のとおり、ペナルティーを正しく履行していない艇に対し、ペナルティーを課さなければならない。

- (a) 艇がペナルティーを履行することを明らかに示し、規則D1.3(b)に違反した場合は、規則D2.3(e)に基づき。
- (b) アンパイアによりペナルティーを課された艇が規則D2.5に違反した場合は、規則D2.3(f)に基づき。

どちらのケースも、その違反は、できるだけ早く他艇から十分に離れていないか、規則44.2に従ってペナルティーを正しく履行していないことかもしれない。

他艇から離れようとして帆走している航路権艇は、規則21.2が適用され始めるまでは航路権を保持する。他艇から離れようとして帆走しているときに他艇を妨害した場合、明らかに他に選択肢があった場合には、その艇はできるだけ早く離れているとは言えない。

[コール L6 と L7 はありません。]

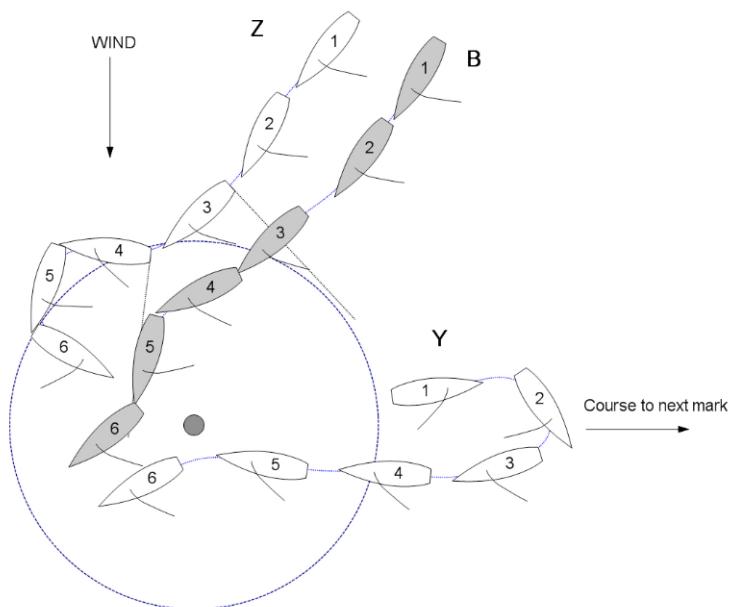
TR CALL L8

規則 16.1 コース変更

規則 23.2 他艇に対する妨害

質問 1

艇はポートを見て回航する風下マークにいる。YとZは同一チームである。Yはマークを回航して次のマークへのレグにいる。Yはその後にコースを反転し、チームメイトのZがBを追い越すことができるよう、Bを罠に掛けるために引き返す。位置5と6の間で、Bはマークの回航をし始めるが、航路権のある風下艇Yによって回航することを妨げられる。Bは避けているためにコース変更し、接触は無い。Bが抗議する。どのようなコールをするのがよいか？



回答 1

Yにペナルティーを課す。

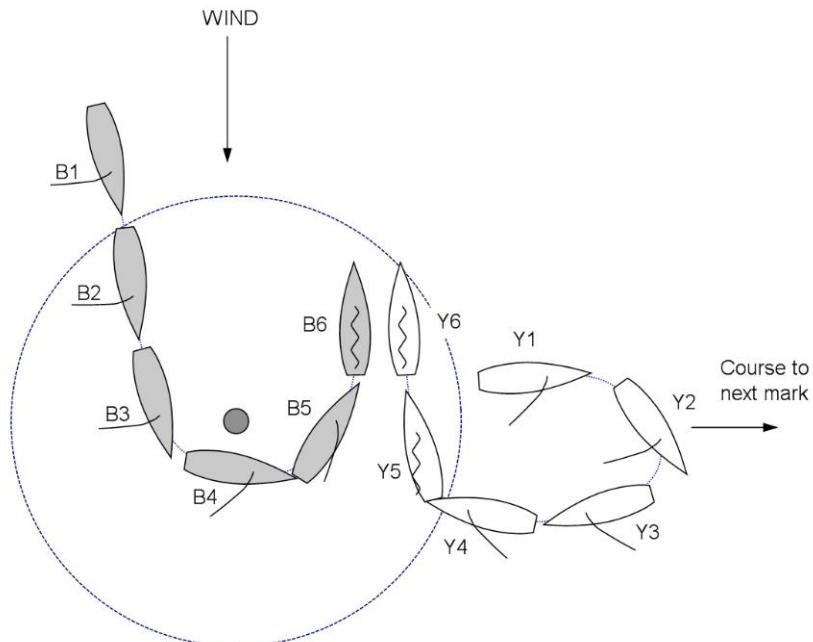
位置 5 で、B は Y に対して他のレグを帆走している。B はまだダウンウインドのレグにいて、Y は次のマークへ向かうレグにいる。B は風上艇であり、Y を避けている必要がある。位置 5 で、B は Y を避けていたためにラフしなければならない。Y は B に、Y を回避するためにコースの変更をさせたとき、Y はプロパー・コースを帆走していない。Y は規則 23.2 に違反している。

位置 5 の後、Y がマークの風上を通過できなくなるとき、両艇が異なるレグにいることが明らかではなくなるので、規則 23.2 はもはや適用されない。

位置 6 で、B は Y に対して他のレグを帆走していない。なぜなら、Y は前のレグに引き返していて、B はまだマークを回航していないし、次のマークに向かって帆走もしていない。

質問 2

艇はポートを見て回航する風下マークにいる。Yはマークを回航して、次のマークへ向かうレグにいる。Bがゾーンに入るとき、Yはジャイブするためにベア・アウェイして、Bを罠に掛けるためにマークへ戻る。Bはマークを回航し、次のマークへ帆走し始める。位置3の後、YはBと衝突するコースへラフする。両艇は風位までラフするが、接触は無い。Bが抗議する。どのようなコールをするのがよいか？



回答 2

ペナルティーを課さない。

位置 4 で、B は定められた側でマークを回航し、次のマークへ向かって帆走している。両艇はもはや異なるレグにいない。規則 23.2 は適用されない。B は規則 10 に従わなければならず、Y はコースを変更するときに規則 16.1 に従わなければならない。B はラフすることによって避けており、かつ Y は B が避けていることができるようラフすることで規則 16.1 に従っている。

TR CALL L9

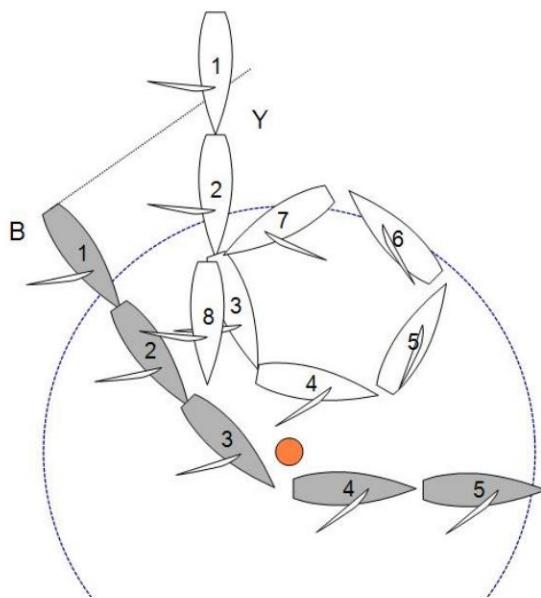
規則 18.2 マークルームを与えること

規則 D1.3 ペナルティー

規則 D2.2 艇による抗議

質問

B が風下マークのゾーンに入ったとき、B と Y はオーバーラップしている。B はマークのそばを通過するコースを帆走し、Y は接触を回避するためマークの正しくない側を帆走する。Y が抗議する。その後、Y は定められた側でマークを回航するために、タックとジャイブをする。どのようなコールをするのがよいか？



回答

B にペナルティーを課す。

位置 3 の後、Y が帆走したコースは、接触を回避すること、およびその後定められた側でマークを回航することによりレースを続けるという要件に従うものであった。Y に規則違反は無い。Y のコースは、B が Y に対し、マークルームを与えなかったことの直接的な結果であり、B は規則 18.2(b)に違反している。従って、Y のタックとジャイブは 1 回転ペナルティーではなかった。どの艇もペナルティーを履行しておらず、規則 D2.2(c)が適用される。

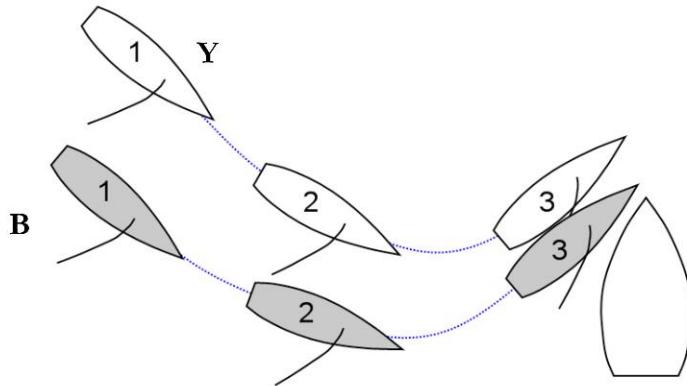
TR CALL L10

- 規則 11 同一タックでオーバーラップしている場合
- 規則 16.1 コース変更
- 規則 19 障害物を通過するためのルーム
- 規則 43 免罪

質問

Y と B はポート・タックでオーバーラップしており、どちらの側でも通過することができる障害物に近づいている。規則 17 は B には適用されない。

B は障害物の風下を通過するように帆走している。しかし、位置 2 から B は障害物の風上を通過するために急速にラフする。Y は直ちに応じるが、B を避けていることができない。両艇の間に接触がある。両艇が抗議する。どのようなコールをするのがよいか？



回答

B にペナルティーを課す。

B が障害物の風上を通過するためにコースを変更するとき、規則 16.1 に基づき、Y に対し、避けているためのルームを与えるなくてはならない。B はそうしていないので、規則 16.1 に違反している。

Y は規則 11 に違反しているが、B は Y に対し、避けているためのルームを与える必要があったので、Y は規則 43.1(b)に基づき免罪される。Y はまた規則 19.2(b)にも違反しているが、B の規則 16.1 違反によって強いられたものであったので、規則 43.1(a)に基づき免罪される。

障害物のある側を通過するコースにいる航路権艇が、他の側で通過するようにコース変更する場合、第2章のA節またはB節の適用される規則に従わなければならない。

TR CALL M1

規則D1.2 抗議と救済要求

質問 1

一方のチームのメンバーが、相手チームの2艇間の接触を目撃し、抗議する。どのようなコールをするのがよいか？

回答 1

相手チームの2艇間に接触があったので、規則D1.2(a)で変更している規則60.1により、その艇は、そのインシデントに関与していなくても、抗議する資格がある。規則違反をした艇にペナルティーを課す。

質問 2

AはYと接触し、Yを抗議する。アンパイアは、悪いのは第3の艇のBであり、規則に違反していると判定する。どのようなコールをするのがよいか？

回答 2

Bにペナルティーを課す。

抗議する艇には、規則に違反した艇を特定する要件は無い。抗議が正しく行われる限り、アンパイアはそのインシデントを判定し、規則に違反したいずれの艇にもペナルティーを課す。

TR CALLM2

規則D2.2 艇による抗議

質問 1

B と Y の間にインシデントがあったと思われたが、どちらもそのときには抗議しない。B のチームの別の艇が、「抗議だ！抗議しろ！」と叫んだ。その助言の結果、B が抗議する。この抗議は有効か？

回答 1

無効である。「ペナルティーを課さない」の信号を発する。規則D2.2(a)に従うためには、抗議しようとする艇は、相手艇に声をかけ、目立つように赤色旗を掲揚しなければならず、それぞれを最初の妥当な機会に行わなければならない。自チームの他艇からの助言に応えて抗議をするのは、最初の妥当な機会ではない。

質問 2

艇が抗議しようとするが、正しい手順に従っていない。その後、その艇は「アンパイア」と声をかけ続け、無効な抗議に対する判定を求めている。アンパイアはどのように行動するのがよいか？

回答 2

「ペナルティーを課さない」の信号を発する。無効な抗議が出されたとしても、ペナルティーを課さないことについて、競技者にはっきりと信号を発することは適切である。

TR CALL M3

規則 D1.3 ペナルティー

規則 D2.3 アンパイアが発議するペナルティー

規則 D2.4 アンパイアによる信号

質問

A、B、C のチームがグループになって、ポートに見て通過する風上マークに、スターボード・タックで近づいている。X は既にマークを回航し終え、Y はグループの直ぐ後でスターボード・タックであり、Z はグループと同じ高さのポート・タックでマークに近づいている。

Z はマークにおいてグループの内側でタックを試み、A、B、C に自艇の外側でクロースホールドより風上を帆走することを強いる。

インシデントの結果、Y が A、B、C、Z を追い抜く。Z は 1 回転ペナルティーを完了する。X と Y は、今や明らかに 1 位と 2 位となり、フィニッシュまでこの順位を保つ。

回答

ある艇が規則に違反し、その艇または自チームの他艇がペナルティーを履行したとしても、チームが有利となる場合、アンパイアは、他艇による抗議がなくても、規則 D2.3(c)に基づき規則に違反した艇にペナルティーを課さなければならない。このケースでは、紛れもなく Z のチームが、Z の規則 18.3 違反により、明らかな有利を得ている。

追加の回転を何回行ってもレースの結果を変えることができない場合には、アンパイアは、さらに規則 D2.4(c)に基づいて黒色と白色の旗を掲揚し、プロテスト委員会にインシデントを報告しなければならない。報告を受けたプロテスト委員会は、水上での結果を逆転させるために、規則 D3.1(e)(2)に基づき Z の得点を増やすことができる。

Z の行動が故意である必要はない。

TR CALL M4

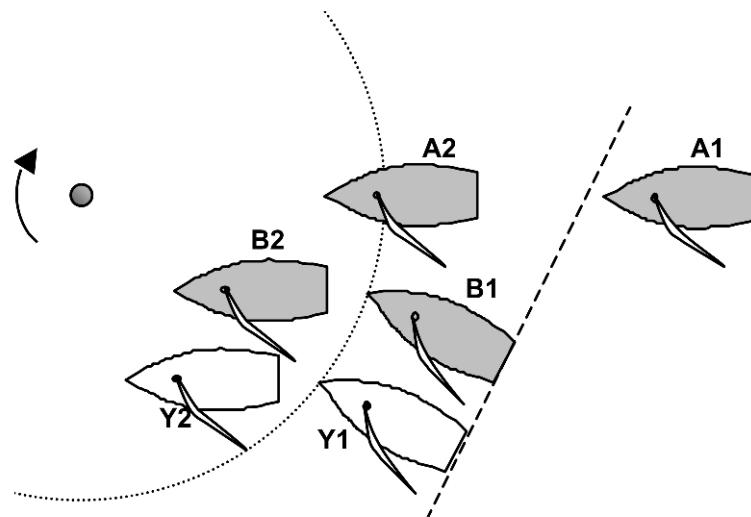
規則 11 同一タックでオーバーラップしている場合

規則 18.2 マークルームを与えること

質問

スター・ボード回りの風下マークで、Y と B は、両艇がゾーンに到達したときに、クロース・リーチで帆走しており、スター・ボード・タックでオーバーラップしている。A は、ビーム・リーチでマークに近づいており、Y と B より速く帆走しているが、Y と B がゾーンに到達したときには両艇の直ぐクリア・アスターである。

B はベア・アウエイし、A に対し、B の内側でマークを回航するルームを与える。Y が抗議する。どのようなコールをするのがよいか？



回答

B にペナルティーを課す。

B は Y に対して避けている必要がある艇であるが、Y は B に対し、マークルームを与えなければならない。Y と B がゾーンに到達したとき、A はクリア・アスターなので、A は、B と Y の両艇に対し、マークルームを与えなければならない。

Y に、A が Y の内側を回航するための余分なルームを与えさせているので、B は規則 11 に違反している。

TR CALL M5

規則 62 救済

規則 D2.3 アンパイアが発議するペナルティー

規則 D3 レースの得点

質問

レース中、Y と B の間で接触があり、B のセールに小さな穴があく。Y に違反があり、ペナルティーを課される。その後のレグで、セールの穴は大きな裂け目となり、B はリタイアせざるを得なくなる。どのような処置を取ることができるか？

回答

Y は、B がリタイアせざるを得なくなったときに有利となったので、アンパイアは、規則 D2.3(c)に基づく処置を発議し、プロテスト委員会にインシデントを報告することができる。プロテスト委員会は公正な結果を達成するために、さらに Y にペナルティーを課すことができる。規則 D3.1(e)(2)を参照すること。

B は規則 62.1 (b)に基づき、救済を求めるることもできる。

[コール M6 はありません。]

TR CALL M7

規則 44.2 1回転と2回転ペナルティー

規則 D1.3 ペナルティー

規則 D2.3 アンパイアが発議するペナルティー

規則 D2.4 アンパイアによる信号

規則 D2.5 アンパイアにより課されるペナルティー

事実

あるレースのスタートで、BはOCSとなり、その直前に規則D2.5に基づき2回転ペナルティーを課された。Bは直ちにベア・アウェイし、ジャイブし、タックするが、その後再びベア・アウェイする前にスタート・ラインのピン・エンドに向けて帆走してから、マークの周りでジャイブし、タックする。

質問 1

Bはペナルティーを正しく履行しているか？

回答 1

正しく履行していない。規則44.2により、Bは同一方向に速やかに2回転する必要がある。最初の回転の後、いったん回転を止め、違う場所へ帆走しているので、Bは速やかに2回転ペナルティーを履行していない。そのため、Bは規則44.2に従っていない。

質問 2

アンパイアはどのように行動するのがよいか？

回答 2

Bは、規則44.2に従ってペナルティーを履行しておらず、規則D2.5に従っていない。他艇は、この違反について抗議することができないことが、規則D2.6(a)に定められている。アンパイアは、規則D2.3(f)に基づいて、規則D2.4(b)に従ってBにさらなるペナルティーの信号を発しなければならない。

質問 3

インシデントの後、Bは、アンパイアによりペナルティーを課されたのではなく、自主的にペナルティーを履行することを明らかに示し、その後、規則44.2に従ってペナルティーを履行しない場合には、手続きは同じか？

回答 3

同じである。インシデントの後、Bはペナルティーを履行することを明らかに示し、規則44.2に従ってペナルティーを履行していない。Bは規則D1.3(b)に違反している。規則D2.3(e)が適用され、アンパイアは規則D2.4(b)に従ってBにペナルティーを課さなければならない。

TR CALL M8

規則 D2.3 アンパイアが発議するペナルティー

質問 1

艇からの抗議に対し、アンパイアが判定の信号を発した後、その中の1艇の競技者が、判定に対する不満を明らかに示す。アンパイアは、規則 D2.3(g)に基づき、「スポーツマンシップの違反」によりペナルティーを課すべきか？

回答 1

それは、艇のクルーが発した言葉やそのときの態度、他の関連する行動による。もし、単に不満や失望、またはその競技者の意見で、その判定は間違っているということを表現しただけであれば、ペナルティーを与えることは適切ではない。しかしながら、全体の趣旨が、アンパイアや他の競技役員が無能であるとか、ペナルティーを課せられた艇に対する偏見を持っているということを伝えることのある場合には、その意図がアンパイアだけに向けられているか、周囲にも向けられているかにかかわらず、ペナルティーを課することは正当化される。意図が明らかにアンパイアや他の競技役員、他の競技者を侮辱するものである場合には、ペナルティーを課すべきである。アンパイアによって課されるペナルティーは、1回転、またはそれ以上の回転である。加えて、アンパイアは、黒色と白色の旗を掲揚し、そのインシデントをプロテスト委員会に報告することもできる。

質問 2

A チームと X チームの間にインシデントが起こり、その直後に A チームの競技者が大声で強制するように、X チームの艇がペナルティーするべきだと叫び始める。それはしばらく続き、X チームの艇が他艇から離れてペナルティーを完了する。アンパイアはそのインシデントを目撃していて、A チームの艇が規則に違反しており、X チームの艇がペナルティーを履行したのは、単に A チームの艇による脅しの結果でしかないことに疑いは無いと思っている。アンパイアは、規則 D2.3(g)に基づき、「スポーツマンシップの違反」によりペナルティーを課すべきか？

回答 2

その趣旨が、A チームによる脅しまだ弱い者いじめであるならば、規則 D2.3(g)に基づきペナルティーを課さなければならない。アンパイアにより課されるペナルティーは、1 回転、またはそれ以上の回転である。加えて、アンパイアは、黒色と白色の旗を掲揚し、そのインシデントをプロテスト委員会に報告することもできる。

[コール M9 はありません。]

TR CALL M10

規則 D1.1 第 2 章の規則の変更

規則 D2.3 アンパイアが発議するペナルティー

質問 1

帆走指示書に、声をかけることに加えて、はっきりとした繰り返しの腕信号を必要とする規則 D1.1(d)が適用されることが記載されている。もし、Y から腕信号はあったが声かけが無かった場合、アンパイアはどのように行動するのがよいか？

a) B が抗議する場合

b) 自らの発議として

回答 1

- a) アンパイアが、タックするためのルームを求める声かけは無かったと確信している場合、タックするためのルームを求める信号は発せられなかったとする。(もし同じような位置で、その他のかけ声を聞くことに困難を感じないのであれば、アンパイアは、声かけは無かったと確信することができる。) 第 2 章の規則の目的では、アンパイアは、信号は無かったものとして行動しなければならない。
- b) アンパイアは、Y が規則 D2.3(g)に違反していると判定し、Y にペナルティーを課すことができる。また、極端だったり繰り返されたりする場合には、インシデントをプロテスト委員会に報告するために黒色と白色の旗を掲揚することもできる。

質問 2

声かけはあったが腕信号が無い場合、答えは同じか？

回答 2

同じである。

TR CALL M11

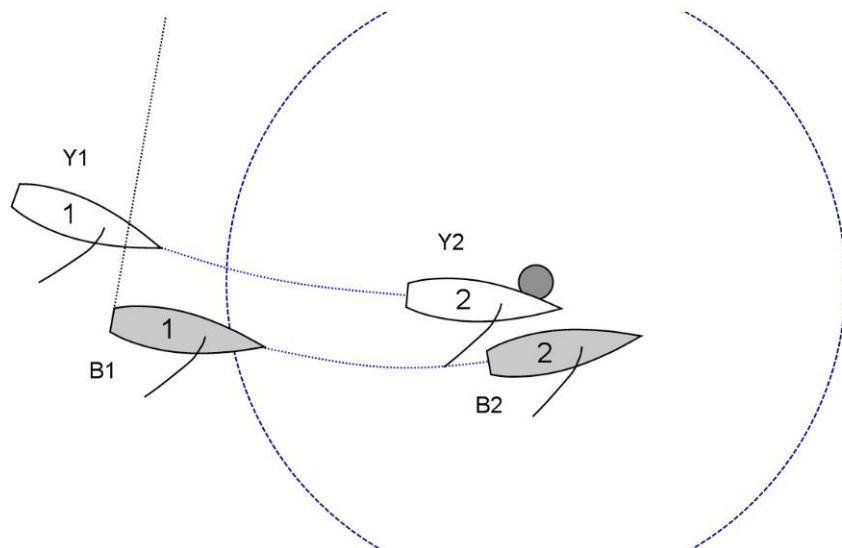
規則 18.2 マークルームを与えること

規則 43 免罪

定義 マークルーム

質問

ポートを見て回航するマークのゾーンに B が入ったとき、Y は B の内側にオーバーラップしている。アンパイアは、B が Y に対し、マークと接触せずにマークを通過するためのルームを含む、マークルームを与えていないことに合意している。どの艇も抗議せず、ペナルティーも履行していない。アンパイアはどのように行動するのがよいか？



回答

Y は規則 43.1(b)に基づき免罪されるので、信号を発しない。

どの艇も抗議していないので、B は規則 D2.2 に基づきペナルティーを課されることはない。

INDEX OF RULES (in Call Titles)

<u>Rule</u>	<u>Calls</u>
10	B6, D1, D2, D3, D6, D10, G2, G5, J4, J5, L3 A2, A3, A4, A5, A6, B1, B2, C1, C2, C4,
11	D1, D5, D7, D10, E1, E4, E5, E6, E12, F2, F4, G2, G6, G8, J2, J3, J5, J7, J9, L4, L10, M4
12	B3, E1, E6, F2, H1
13	A1, B2, B4, D3, D4, D5, D8, E1, E2, E3, E13
14	GP3 ¹
15	B1, B3, B6, D1, D3, D6, G5, H2
16.1	A3, A4, A5, B2, B3, B4, C1, C2, C4, D1, D4, D5, D7, E3, E7, G8, J7, L8, L10
16.2	D2
17	A1, C1, C4, D5, D7, E11, F1, F3, F4, G3, G4, G6, J5, J6, J8, L4
Part 2 Section C, Preamble	C1, C2
18.1	A6, E3, E10, E12, H4, J1, J4, J6
18.2	A6, E1, E2, E3, E5, E6, E10, H1, H2, H4, H5, J1, J2, J3, J4, J5, J7, J9, J10, L9, M4, M11
18.3	E7, E15
19	D6, D10, E4, F2, G6, H1, L10
20	B7, D6, E4, K2
21.1	C3
21.2	H4, L2, L5
21.3	B9
23.2	C3, E13, L2, L8
28.1	K1
31	E7, H2
43	A4, A6, B1, D6, D10, E2, E5, F2, H2, H5, J2, J3, J7, J9, L1, L10, M11
44.2	K1, L2, L5, M7
62	M5

¹ General Principle

<u>Rule</u>	<u>Calls</u>
D1.1	E10, J5, K1, M10
D1.2	L3, M1
D1.3	L4, L9, M3, M7
D2.2	L9, M2
D2.3	A4, L3, L5, M3, M5, M7, M8, M10
D2.4	M3, M7
D2.5	M7
D3	K1, M5

<u>Definition</u>	<u>Calls</u>
<i>Clear Astern and Clear Ahead; Overlap</i>	G3, J5, J6
<i>Finish</i>	K1
<i>Fetching</i>	E7
<i>Keep Clear</i>	A2, A3, A4, A5, B2, D1, D2
<i>Leeward and Windward</i>	G1, G3
<i>Mark-Room</i>	A6, E2, E12, H1, H5, J2, J10, M11
<i>Obstruction</i>	D10, E4, F2
<i>Proper Course</i>	E11, G4, L4
<i>Room</i>	GP4 ² , G8, H1
<i>Sail the Course</i>	J10
<i>Tack, Starboard or Port</i>	G1, G3
<i>Zone</i>	A6

² General Principle

World Sailing,
20 Eastbourne Terrace
London W2 6LG, UK

Tel: + 44 (0)2039 404 888

www.sailing.org

sport / nature / technology



World Sailing